

▲卸携帯電話サービス契約約款

(平成20年12月 経企第1057号)

第1章 総則	7
第1条 約款の適用	7
第2条 約款の変更	7
第3条 用語の定義	7
第2章 卸携帯電話サービスの種類等	13
第4条 卸携帯電話サービスの種類	13
第5条 提供区域	15
第3章 削 除	
第1節 削 除	
第5条の2 削 除	
第2節 削 除	
第6条から第8条まで 削 除	
第3節 削 除	
第9条から第11条まで 削 除	
第4節 削 除	
第11条の2から第11条の5まで 削 除	
第5節 削 除	
第11条の6から第13条の3まで 削 除	
第6節 削 除	
第14条から第15条まで 削 除	
第3章の2 削 除	
第1節 削 除	
第16条 削 除	
第2節 削 除	
第17条から第19条まで 削 除	
第3節 削 除	
第20条から第22条まで 削 除	
第4節 削 除	
第23条から第26条まで 削 除	
第5節 削 除	
第27条から第29条の3まで 削 除	
第6節 削 除	
第30条から第31条まで 削 除	
第3章の3 削 除	
第1節 削 除	
第31条の2 削 除	
第2節 削 除	
第31条の3から第31条の5まで 削 除	
第3節 削 除	
第31条の6から第31条の8まで 削 除	
第4節 削 除	
第31条の9から第31条の12まで 削 除	
第5節 削 除	
第31条の13から第31条の18まで 削 除	

第6節 削 除	
第31条の19から第31条の21まで 削 除	
第3章の4 卸携帯電話契約の締結手続き等	19
第1節 契約の種別	19
第31条の22 契約の種別	19
第2節 事前調査	19
第31条の23 事前調査の申込み	19
第31条の24 事前調査の受付及び順序	20
第31条の25 事前調査の回答	20
第3節 卸携帯電話サービスの契約申込み等	20
第31条の26 卸携帯電話サービスの契約申込み	20
第31条の27 卸携帯電話サービスの契約申込みの取止め	21
第31条の28 卸携帯電話サービスの契約申込みの承諾	21
第4節 電気通信設備の設置又は改修等	22
第31条の29 電気通信設備の設置又は改修	22
第31条の30 通信用ソフトウェアの開発	22
第31条の31 その他の工事	23
第31条の32 その他の提供条件	23
第5節 標準的提供期間等	23
第31条の33 標準的提供期間	23
第31条の34 接続点の設置	23
第31条の35 試験の実施	23
第31条の36 移動無線装置に係る確認試験の実施	23
第31条の37 業務支援システムの利用に関する申込み	24
第31条の38 U S I Mカードの貸与等に係る請求	24
第6節 当社の通信用建物等における取扱い	24
第31条の39 提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に必 要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	24
第31条の40 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の 取扱い	24
第31条の41 その他の提供条件	25
第4章 削 除	
第32条から第40条まで 削 除	
第4章の2 削 除	
第41条から第49条まで 削 除	
第4章の3 削 除	
第49条の2から第49条の10まで 削 除	
第4章の4 卸携帯電話契約の締結等	29
第49条の11 卸携帯電話契約の単位	29
第49条の12 卸携帯電話契約上の地位の移転又は承継	29
第49条の13 卸携帯電話契約の変更	29
第49条の14 卸携帯電話サービスの利用中止	29
第49条の15 卸携帯電話サービスの利用停止	30
第49条の16 契約者が行う卸携帯電話契約の解除	30
第49条の17 当社が行う卸携帯電話契約の解除	30
第49条の18 卸携帯電話サービスの廃止	31
第49条の19 その他の提供条件	31
第5章 責務等	32
第1節 責務	32

第50条	守秘義務	32
第51条	必要事項の通知	32
第52条	情報の提出	32
第53条	証明書類の確認	32
第54条	利用数等の報告	33
第55条	法令遵守等	33
第56条	特定電子メールの取扱い	33
第57条	商標の使用	33
第58条	本人確認	33
第59条	提供条件等の説明等	33
第60条	国際電気通信事業者等への利用者の氏名等の通知	34
第2節	保守	34
第61条	当社の維持責任	34
第62条	修理又は復旧	34
第63条	契約者の維持責任	34
第64条	混信等の防止責任	34
第65条	契約者の切分責任	34
第65条の2	当社の通知責任	35
第3節	譲渡の承認	35
第66条	第三者への債権譲渡等	35
第6章	回線卸FOMA契約の締結等	36
第67条	回線卸FOMA契約の単位	36
第68条	削除	
第69条	契約者識別番号	36
第70条	請求による契約者識別番号の変更	36
第71条	回線卸FOMAの利用の一時中断	36
第72条	回線卸FOMAの利用停止	36
第73条	卸FOMA契約者が行う回線卸FOMA契約の解除	37
第74条	当社が行う回線卸FOMA契約の解除	37
第6章の2	回線卸Xi契約の締結等	38
第75条	回線卸Xi契約の単位	38
第76条	回線卸Xi契約の申込み等	38
第77条	契約者識別番号	38
第78条	請求による契約者識別番号の変更	38
第79条	回線卸Xiの利用の一時中断	39
第80条	回線卸Xiの利用停止	39
第81条	卸Xi契約者が行う回線卸Xi契約の解除	39
第82条	当社が行う回線卸Xi契約の解除	40
第6章の3	回線卸5G契約の締結等	41
第82条の2	回線卸5G契約の単位	41
第82条の3	回線卸5G契約の申込み等	41
第82条の4	契約者識別番号	41
第82条の5	請求による契約者識別番号の変更	41
第82条の6	回線卸5Gの利用の一時中断	42
第82条の7	回線卸5Gの利用停止	42
第82条の8	卸5G契約者が行う回線卸5G契約の解除	42
第82条の9	当社が行う回線卸5G契約の解除	43
第7章	付加機能	44

第83条 付加機能の提供	44
第8章 FOMAカードの貸与等	45
第1節 FOMAカードの貸与	45
第84条 FOMAカードの貸与等	45
第85条 契約者識別番号の登録等	45
第86条 FOMAカードの返還	45
第2節 ドコモUIMカード等の貸与等	45
第87条 ドコモUIMカード等の貸与等	45
第88条 契約者識別番号の登録等	45
第89条 ドコモUIMカードの返還	46
第3節 自営端末設備の接続等	46
第90条 自営端末設備の接続	46
第91条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	47
第92条 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合 の取扱い	47
第93条 自営端末設備の電波法に基づく検査	47
第9章 自営電気通信設備の接続	48
第94条 自営電気通信設備の接続	48
第95条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	48
第96条 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった 場合の取扱い	48
第97条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	48
第10章 通信	49
第1節 通信の種類等	49
第98条 通信の種類等	49
第99条 その他の提供条件	50
第2節 通信利用の制限	50
第100条 通信利用の制限	50
第101条 通信の切断	51
第102条 通信時間等の制限	51
第103条 通信時間等の測定等	51
第11章 料金等	53
第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等	53
第104条 料金及び工事費等	53
第2節 料金等の支払義務	53
第105条 基本使用料等の支払義務	53
第106条 通信料の支払義務	54
第107条 網改造料の支払義務	54
第108条 手続きに関する料金の支払義務	54
第109条 工事費等の支払義務	55
第2節の2 USIMカードの貸与等に係る費用の支払義務	55
第109条の2 USIMカードの貸与等に係る費用の支払義 務	55
第109条の3 業務支援システムの利用に係る費用の支払義 務	55
第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い	55
第110条 相互接続通信に係る料金の取扱い	55
第4節 料金の計算等	56
第111条 料金の計算等	56

第112条	期限の利益喪失	56
第112条の2	料金の実績に基づく精算	57
第113条	料金の遡及適用	57
第5節	債務の履行の担保	57
第114条	債務の履行の担保に係る協議申入れ等	57
第115条	債務の履行の担保	57
第6節	割増金及び延滞利息	58
第116条	割増金	58
第117条	延滞利息	59
第11章の2	技術的条件	60
第118条	技術的条件	60
第12章	損害賠償	61
第119条	責任の制限	61
第120条	解除等の場合の取扱い	61
第121条	トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い	62
第122条	免責	62
第13章	雑則	63
第123条	様式	63
第124条	発信者番号通知等	63
第125条	位置情報の送出	63
第126条	位置の測定に係るアシスト情報の受信	63
第127条	承諾の限界	64
第128条	端末設備等の持込み	64
第129条	利用に係る契約者の義務	64
第130条	約款の揭示	65
第131条	技術資料の閲覧	65
第132条	当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等	65
第133条	国際アウトローミングの利用等	65
第134条	削除	
第135条	プライバシーポリシー	65
第136条	電気通信事業者への情報の通知	65
第136条の2	卸携帯電話サービスに係る管理方針	66
第137条	協議が調わない場合の取扱い	66
第137条の2	協議等に関する情報等の提供	67
第138条	合意管轄	68
第139条	準拠法	68
第14章	その他のサービス	69
第140条	相互接続番号案内	69
第141条	時報サービス	69
第142条	協定事業者が提供する電報サービスの利用	69
料金表		70
通則		71
第1表	料金	73
第2表	工事費	127
第3表	国際アウトローミング利用料	128
別表		131
1	様式	131
2	付加機能	138

3 卸携帯電話サービスの契約者回線に接続される自営 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準 及び技術的条件	143
4 他社相互接続通信に係る協定事業者	143
5 相互接続通信の料金の取扱い	143
6 新聞社等の基準	145
7 通信の優先的取扱いに係る機関名	145
附則	146

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この卸携帯電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）により、卸携帯電話サービスの提供に係る手続き及び個々の回線卸携帯電話に係る提供条件を定め、これにより仮想携帯電話事業者との間で、当社の卸携帯電話サービスの提供に関する契約（以下「卸携帯電話契約」といいます。）を締結し、卸携帯電話サービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の適用条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 モバイルマルチメディア通信網	SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5 仮想携帯電話事業者	電気通信役務としての携帯電話サービスを提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）であって、当該携帯電話サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人の地位の継承を含みます。）しておらず、かつ、運用をしていない電気通信事業者
6 FOMAサービス	当社のFOMAサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
7 卸FOMAサービス	仮想携帯電話事業者の電気通信事業の用に供するために当社が提供するFOMAサービス
8 Xi サービス	当社のXi サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス

9 卸X i サービス	仮想携帯電話事業者の電気通信事業の用に供するために当社が提供するX i サービス
9 の 2 5 G サービス	当社の5 G サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
9 の 3 卸5 G サービス	仮想携帯電話事業者の電気通信事業の用に供するために当社が提供する5 G サービス
10 卸携帯電話サービス	卸FOMAサービス、卸X i サービス又は卸5 G サービス
11 卸携帯電話サービス取扱所	卸携帯電話サービス提供に関する業務を行う当社の事業所
12 提供申込者	卸携帯電話サービスの提供に係る申込みを行う仮想携帯電話事業者（卸携帯電話契約の締結時に仮想携帯電話事業者となる見込みがある者を含みます。）
13 卸FOMA契約	当社から卸FOMAサービスの提供を受けるための卸携帯電話契約の種別
14 第1種卸FOMA契約	当社から第1種卸FOMAの提供を受けるための卸FOMA契約の区分
15 第1種卸FOMA契約者	第1種卸FOMA契約を選択している者
16 第2種卸FOMA契約	当社から第2種卸FOMAの提供を受けるための卸FOMA契約の区分
17 第2種卸FOMA契約者	第2種卸FOMA契約を選択している者
18 第3種卸FOMA契約	当社から第3種卸FOMAの提供を受けるための卸FOMA契約の区分
19 第3種卸FOMA契約者	第3種卸FOMA契約を選択している者
20 回線卸FOMA	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するFOMAカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する卸FOMAサービス
21 回線卸FOMA契約	卸携帯電話契約に基づき、卸FOMA契約に係る契約者回線の提供を受けるための契約

22 卸FOMA契約者	当社と卸携帯電話契約及び回線卸FOMA契約を締結している者
23 卸Xi契約	当社から卸Xiサービスの提供を受けるための卸携帯電話契約の種別
24 第1種卸Xi契約	当社から第1種卸Xiの提供を受けるための卸Xi契約の区分
25 第1種卸Xi契約者	第1種卸Xi契約を選択している者
26 第2種卸Xi契約	当社から第2種卸Xiの提供を受けるための卸Xi契約の区分
27 第2種卸Xi契約者	第2種卸Xi契約を選択している者
28 第3種卸Xi契約	当社から第3種卸Xiの提供を受けるための卸Xi契約の区分
29 第3種卸Xi契約者	第3種卸Xi契約を選択している者
30 回線卸Xi	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモUIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供する卸Xiサービス
31 回線卸Xi契約	卸携帯電話契約に基づき、卸Xi契約に係る契約者回線の提供を受けるための契約
32 卸Xi契約者	当社と卸携帯電話契約及び回線卸Xi契約を締結している者
32の2 卸5G契約	当社から卸5Gサービスの提供を受けるための卸携帯電話契約の種別
32の3 第2種卸5G契約	当社から第2種卸5Gの提供を受けるための卸5G契約の区分
32の4 第2種卸5G契約者	第2種卸5G契約を選択している者
32の5 第3種卸5G契約	当社から第3種卸5Gの提供を受けるための卸5G契約の区分

32の6 第3種卸5 G契約者	第3種卸5 G契約を選択している者
32の7 回線卸5 G	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモU I Mカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して提供する卸5 Gサービス
32の8 回線卸5 G契約	卸携帯電話契約に基づき、卸5 G契約に係る契約者回線の提供を受けるための契約
32の9 卸5 G契約者	当社と卸携帯電話契約及び回線卸5 G契約を締結している者
33 回線卸携帯電話	回線卸F O M A、回線卸X i 又は回線卸5 G
34 回線卸携帯電話契約	回線卸F O M A契約、回線卸X i 契約又は回線卸5 G契約
35 卸携帯電話契約	当社から卸携帯電話サービスの提供を受けるための契約
36 契約者	当社と当社の卸携帯電話サービス契約約款に基づき契約を締結している者
37 利用者	卸携帯電話契約に基づき当社から提供を受けた卸F O M Aサービスを利用するための契約（以下「回線卸F O M A利用契約」といいます。）、当社から提供を受けた卸X i サービスを利用するための契約（以下「回線卸X i 利用契約」といいます。）又は当社から提供を受けた卸5 Gサービスを利用するための契約（以下「回線卸5 G利用契約」といいます。）を契約者との間で締結している者
38 移動無線装置	(1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
39 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
40 契約者回線	回線卸携帯電話契約に基づいて無線基地局設備と提供申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線

41 FOMAカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、卸FOMAサービスの提供のために契約者に貸与するもの
42 ドコモUIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、卸Xiサービス又は卸5Gサービスの提供のために契約者に貸与するもの
43 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
44 自営端末設備	利用者が設置する端末設備
45 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
46 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
47 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
48 相互接続通信	相互接続点との間の通信
49 契約者回線等	(1) モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
50 他社契約者回線	(1) 協定事業者の無線基地局設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。） (2) 協定事業者の事業所に設置される交換設備とその協定事業者の電気通信サービスの契約の申込者が指定する場所との間において協定事業者により設置される電気通信回線（協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）
51 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
52 業務支援システム	回線卸携帯電話契約の契約者回線に係る利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行う

	ためのシステム
53 U S I Mカード	F O M Aカード又はドコモU I Mカード
54 e S I M	卸X i サービス又は卸5 Gサービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
55 特定卸電気通信 役務	事業法第38条の2第2項に規定する卸電気通信役務

第2章 卸携帯電話サービスの種類等
(卸携帯電話サービスの種類)

第4条 卸携帯電話サービスには、次の種類があります。

- (1) 卸FOMAサービス
- (2) 卸Xiサービス
- (3) 卸5Gサービス

2 卸FOMAサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種卸FOMA	当社が、無線基地局設備と卸FOMA契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置（当社が、卸FOMA契約者との回線卸FOMA契約に基づき貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線（当社が定める通信の種類に係るものに限り。）を設定して提供するもの
第2種卸FOMA	当社が、無線基地局設備と卸FOMA契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置（当社が、卸FOMA契約者との回線卸FOMA契約に基づき貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線（当社が定める通信の種類に係るものに限り。）を設定して提供する卸FOMAサービスであって、その卸FOMA契約の提供申込者に係る接続点（当社が、当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款（以下、「接続約款」といいます。）に規定する標準的な接続箇所）に設置するものであって、当社が定めるものに限り。）との間の通信に限り提供するもの
第3種卸FOMA	当社が、無線基地局設備と卸FOMA契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置（当社が、卸FOMA契約者との回線卸FOMA契約に基づき貸与するFOMAカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する卸FOMAサービスであって、第1種卸FOMA及び第2種卸FOMA以外のもの

3 卸Xiサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種卸Xi	当社が、無線基地局設備と卸Xi契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置（当社が、卸Xi契約者との回線卸Xi契約に基づき貸与するドコモUIMカード又は当社が付与するeSIM（以下「ドコモUIMカード等」といいます。）を装着したものに限り

	ます。)との間に電気通信回線(当社が定める通信の種類に係るものに限り、)を設定して提供するもの
第2種卸X i	当社が、無線基地局設備と卸X i 契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置(当社が、卸X i 契約者との回線卸X i 契約に基づき貸与又は付与するドコモU I Mカード等を装着したものに限り、)との間に電気通信回線(当社が定める通信の種類に係るものに限り、)を設定して提供する卸X i サービスであって、その卸X i 契約に係る提供申込者の接続点(当社が、接続約款に規定する標準的な接続箇所に設置するものであって、当社が定めるものに限り、)との間の通信に限り提供するもの
第3種卸X i	当社が、無線基地局設備と卸X i 契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置(当社が、卸X i 契約者との回線卸X i 契約に基づき貸与又は付与するドコモU I Mカード等を装着したものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供する卸X i サービスであって、第1種卸X i 及び第2種卸X i 以外のもの

4 卸5 Gサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第2種卸5 G	当社が、無線基地局設備と卸5 G 契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置(当社が、卸5 G 契約者との回線卸5 G 契約に基づき貸与又は付与するドコモU I Mカード等を装着したものに限り、)との間に電気通信回線(当社が定める通信の種類に係るものに限り、)を設定して提供する卸5 G サービスであって、その卸5 G 契約に係る提供申込者の接続点(当社が、接続約款に規定する標準的な接続箇所に設置するものであって、当社が定めるものに限り、)との間の通信に限り提供するもの
第3種卸5 G	当社が、無線基地局設備と卸5 G 契約の提供申込者又は利用者が指定する移動無線装置(当社が、卸5 G 契約者との回線卸5 G 契約に基づき貸与又は付与するドコモU I Mカード等を装着したものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供する卸5 G サービスであって、第2種卸5 G 以外のもの

(提供区域)

第5条 卸携帯電話サービスの提供区域は、当社のFOMAサービス契約約款に定めるFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準ずるものとします。

ただし、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、卸携帯電話サービスを利用することができない場合があります。

第3章 削 除

第1節 削 除

第5条の2 削 除

第2節 削 除

第6条から第8条まで 削 除

第3節 削 除

第9条から第11条まで 削 除

第4節 削 除

第11条の2から第11条の5まで 削 除

第5節 削 除

第11条の6から第13条の3まで 削 除

第6節 削 除

第14条から第15条まで 削 除

第3章の2 削 除

第1節 削 除

第16条 削 除

第2節 削 除

第17条から第19条まで 削 除

第3節 削 除

第20条から第22条まで 削 除

第4節 削 除

第23条から第26条まで 削 除

第5節 削 除

第27条から第29条の3まで 削 除

第6節 削 除

第30条から第31条まで 削 除

第3章の3 削 除

第1節 削 除

第31条の2 削 除

第2節 削 除

第31条の3から第31条の5まで 削 除

第3節 削 除

第31条の6から第31条の8まで 削 除

第4節 削 除

第31条の9から第31条の12まで 削 除

第5節 削 除

第31条の13から第31条の18まで 削 除

第6節 削 除

第31条の19から第31条の21まで 削 除

第3章の4 卸携帯電話契約の締結手続き等

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第31条の22 卸携帯電話契約には、次の種別があります。

- (1) 卸FOMA契約
 - (2) 卸Xi契約
 - (3) 卸5G契約
- 2 卸FOMA契約には、次の区分があります。
- (1) 第1種卸FOMA契約
 - (2) 第2種卸FOMA契約
 - (3) 第3種卸FOMA契約
- 3 卸Xi契約には、次の区分があります。
- (1) 第1種卸Xi契約
 - (2) 第2種卸Xi契約
 - (3) 第3種卸Xi契約
- 4 卸5G契約には、次の区分があります。
- (1) 第2種卸5G契約
 - (2) 第3種卸5G契約
- 5 前4項に規定する契約の種別及び区分の変更については、当社が別に定めるところによります。

第2節 事前調査

(事前調査の申込み)

第31条の23 当社は、提供申込者又は契約者（以下「提供申込者等」といいます。）が、卸携帯電話サービスの提供等を申込み場合（第49条の13（卸携帯電話契約の変更）に規定する卸携帯電話契約の変更を申込み場合を含みます。）は、その承諾の可否、申込みのあったサービスの提供可能時期、当社の電気通信設備の設置又は改修の要否及びその提供に係る概算費用等の検討（以下、「事前調査」といいます。）を行います。

- 2 提供申込者等は、事前調査の申込みにおいて、別表1（様式）の様式第1の事前調査の申込書（以下、「事前調査申込書」といいます。）を当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に提出することを要します。
- 3 提供申込者等は、事前調査申込書に、卸携帯電話サービス提供申込みの概要、提供開始を希望する時期、申込みを行う卸携帯電話サービスの種類、定期利用（料金表第1表第1（基本使用料）の(3)、(4)、(7)及び(8)に規定するものをいいます。）の選択の有無、利用に係る予測トラフィック、提供申込み者等に係る接続点の設置希望地域及び当社に協力を依頼する事項等を記載するものとします。
- 4 前項の規定によるほか、提供申込者等は、契約者回線との間のパケット通信モード及びデータ通信モードによる通信について、帯域利用（その通信において、当社が指定する帯域を使用するものをいいます。以下同じとします。）と帯域利用以外での利用のいずれかを選択し、事前調査申込書に記載するものとします。

ただし、第1種卸FOMA契約及び第1種卸Xi契約に係る提供申込者等は、帯域利用を選択することができません。

- 5 前項の規定にかかわらず、第2種卸FOMA契約、第2種卸Xi契約及び第2種卸5G契約に係る事前調査の申込みにおいては、帯域利用の選択があった

ものとみなして取り扱います。

- 6 当社は、提供申込者等から請求があるときは、事前調査申込書に記載する事項に係る必要な情報（当社の機密事項を除きます。）を当社の卸携帯電話サービス取扱所において、提供するものとします。

（事前調査の受付及び順序）

第31条の24 当社は、事前調査申込書に事前調査を行うために必要な事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受付とします。

ただし、事前調査申込書の記載事項に不備等があったときは、その状態が解消されたことを当社が確認したときをもって、事前調査の申込みの受付とします。

- 2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、提供申込者等に対して書面により通知します。

- 3 当社は、卸携帯電話サービス提供の申込みが複数あるときは、申込みを受け付けた順序に従って事前調査を行います。

（事前調査の回答）

第31条の25 当社は、事前調査申込みの受付後1ヶ月以内に、承諾の可否及び費用負担の有無を、その提供申込者等に書面により通知します。

ただし、第114条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）又は第115条（債務の履行の担保）を適用する見込みがあるときその他特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

- 2 当社は、事前調査において当社の電気通信設備（電気通信設備に係るソフトウェアを含みます。以下、この条、次条及び第121条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）において同じとします。）の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と合わせて、提供可能時期並びに第31条の31（その他の工事）に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。

- 3 当社は、事前調査において当社の電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合は、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受付後4ヶ月以内に、提供可能時期及びその電気通信設備を設置又は改修（第31条の31に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。）するために必要となる概算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

- 4 前項の規定にかかわらず、その電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合は、概算額及びその内訳等の通知は、4ヶ月を超える場合があります。

- 5 当社は、提供可能時期が第31条の33（標準的提供期間）に規定する標準的提供期間を著しく超える場合は、その理由を書面により提供申込者に通知します。

- 6 当社は、前5項の規定にかかわらず、事前調査において当社が定める事務処理以外の事務処理が必要であると判断した場合等においては、当社が定める方法により提供申込者等と協議するものとし、その旨を提供申込者等に回答します。

- 7 提供申込者等が、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第31条の26（卸携帯電話サービスの契約申込み）に規定する契約申込みを行わないときは、当社が行った事前調査の回答は、その効力を失います。

第3節 卸携帯電話サービスの契約申込み等

（卸携帯電話サービスの契約申込み）

第31条の26 提供申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表1（様

式)の様式第2の書面により当社に対し、回答書の内容に基づく卸携帯電話サービス契約等の申込みの意思表示(以下、「契約申込み」といいます。)を行うものとし、当社が、その書面に必要事項が記載されていることを確認したときをもって契約申込みの受付とします。

- 2 提供申込者は、前項に規定する契約申込みを行う場合において、第31条の25(事前調査の回答)に規定する当社からの事前調査の回答結果により、電気通信設備の設置又は改修等を要するときは、前項の契約申込みと合わせて、次の各号に規定する申込みを行うことを要します。

(1) 当社の電気通信設備(ソフトウェアを除く。)の設置又は改修を要する場合
第31条の29(電気通信設備の設置又は改修)に規定する当社の電気通信設備の設置又は改修の申込み

(2) 当社の電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合
第31条の30(通信用ソフトウェアの開発)に規定する通信用ソフトウェアの開発の申込み

(3) 当社の電気通信設備の設置又は改修以外の工事を要する場合
第31条の31(その他の工事)に規定する工事の申込み

- 3 提供申込者は、第1項に規定する契約申込みを行う場合において、第31条の25(事前調査の回答)に規定する当社からの事前調査の回答結果により、電気通信設備の設置又は改修等を要しないときは、前項の規定にかかわらず、第1項の契約申込みと合わせて、卸FOMAサービスの利用において必要となる接続装置に係るビジネスmopera契約(専用回線等接続サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸Xiサービスの利用において必要となる接続装置に係るビジネスmopera契約、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能(当社のXiサービス契約約款に規定するものをいいます。)又は卸5Gサービスの利用において必要となる接続装置に係るビジネスmopera契約の申込みを行うことを要します。

(卸携帯電話サービスの契約申込みの取止め)

第31条の27 当社は、提供申込者から契約申込みについて、当該卸携帯電話サービスの提供等が開始される前に書面による取止めの申込みがあった場合は、書面によりこれを承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、提供申込者からの契約申込みについて、第31条の25(事前調査の回答)の規定により当社が回答した提供可能時期から1年を経過してもなお当該卸携帯電話サービスの提供等が開始されない場合(当該卸携帯電話サービスに係る回線卸携帯電話契約の申込みがない場合を含みます。)には、取止めの申込みがあったものとみなすことができるものとします。

- 3 前2項の場合において、提供申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加えた額を負担することを要します。

(卸携帯電話サービスの契約申込みの承諾)

第31条の28 当社は、第31条の26(卸携帯電話サービスの契約申込み)に規定する契約申込みがあったときは、その契約申込みを受け付けた順序に従って書面により承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その契約申込みの承諾を延期することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約申込みを承諾

しないことがあります。

- (1) 卸携帯電話サービスの提供により、当社の事業運営上支障が生じるなど当社の信用又は利益を損なうおそれがあるとき。
 - (2) 卸携帯電話サービスの提供により、当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は提供申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当する等当社が不適当と判断したとき。
 - (4) 提供申込者が、卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第115条（債務の履行の担保）第1項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含みます。以下、第127条（承諾の限界）において同じとします。）。
 - (5) 契約申込みに応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修がインタフェース又はプロトコルの大規模な変更を伴う場合その他の技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
 - (6) 第50条（守秘義務）から第60条（国際電気通信事業者等への利用者の氏名等の通知）、第63条（契約者の維持責任）から第66条（第三者への債権譲渡等）又は第129条（利用に係る契約者の義務）の規定のいずれかに違反するおそれがあるとき。
 - (7) その卸携帯電話サービスに係る利用者の利益を損なうおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 前項の規定により、その契約申込みを承諾しないときは、当社は、書面によりその理由を通知します。

第4節 電気通信設備の設置又は改修等

（電気通信設備の設置又は改修）

第31条の29 提供申込者は、第31条の26（卸携帯電話サービスの契約申込み）第2項第1号の規定に基づき、電気通信設備の設置又は改修の申込みを当社に行う場合は、契約申込みと合わせて行うことを要します。この場合において、第31条の26第1項に規定する申込みと合わせて、その申込みがあったものとみなします。

2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、当社の接続約款に規定する接続用設備の設置又は改修の場合に準じて取り扱います。

3 前項の規定によるほか、個別建設契約の締結、電気通信設備の設置又は改修の変更等、完成通知及び電気通信設備の所有権の取扱いについては、当社の接続約款に規定する接続用設備の設置又は改修の場合に準じて取り扱います。

（通信用ソフトウェアの開発）

第31条の30 提供申込者が、第31条の26（卸携帯電話サービスの契約申込み）第2項第2号の規定に基づき、通信に必要な当社の通信用ソフトウェアの開発（その通信用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下、「通信用ソフトウェアの開発」といいます。）の申込みを当社に行う場合は、契約申込みと合わせて行うことを要します。この場合において、第31条の26第1項に規定する申込みと合わせて、その申込みがあったものとみなします。

2 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、当社の接続約款に規定する接続用ソフトウェアの開発の場合に準じて取り扱います。

3 前項の規定によるほか、通信用ソフトウェア開発契約の締結、通信用ソフト

ウェアの開発の中止、完成通知及び通信用ソフトウェアの所有権の取扱いについては、当社の接続約款に規定する接続用ソフトウェアの開発の場合に準じて取り扱います。

（その他の工事）

第31条の31 提供申込者は、第31条の26（卸携帯電話サービスの契約申込み）第2項第3号の規定により、第31条の29（電気通信設備の設置又は改修）に規定する電気通信設備の設置又は改修以外の工事（以下、この条において「その他の工事」といいます。）の申込みを当社に行う場合は、契約申込みと合わせて行うことを要します。この場合において、第31条の26第1項に規定する申込みに合わせて申し込まれたものとみなします。

2 その他の工事の承諾及びその他の工事に係る契約の締結の取扱いについては、当社の接続約款に規定するその他の工事の場合に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第31条の32 電気通信設備又は通信用ソフトウェアの利用中止、更改、瑕疵及び除却若しくは転用の取扱いについては、当社の接続約款に規定する接続用設備等の利用中止、更改、瑕疵及び除却若しくは転用の場合に準じて取り扱います。

第5節 標準的提供期間等

（標準的提供期間）

第31条の33 当社は、第31条の26（卸携帯電話サービスの契約申込み）に規定する卸携帯電話サービスの契約申込みがあったときは、特別の事情がない限り、接続約款に規定する標準的接続期間の取扱いに準じて、当社が定める期間内に卸携帯電話サービス提供に係る準備を整えるよう努めます。

（接続点の設置）

第31条の34 当社は、提供申込者等が第31条の25（事前調査の回答）に規定する当社からの事前調査の回答結果に基づき、卸携帯電話サービスの契約申込みにおいて申し出た接続点の設置希望地域に、提供申込者等に係る接続点を設置します。

2 当社及び提供申込者等は、前項の規定により設置した接続点を、当社と提供申込者等との固定資産及び保守の分界点とします。

（試験の実施）

第31条の35 当社及び提供申込者は、当該卸携帯電話サービスの提供等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は提供申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。

2 前項の試験の結果、当社又は提供申込者が当該卸携帯電話サービスの提供等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該卸携帯電話サービスの提供等を開始しないことがあります。

3 当社及び提供申込者は、第1項の試験の結果、当該卸携帯電話サービスの正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

（移動無線装置に係る確認試験の実施）

第31条の36 当社及び提供申込者等は、利用者が指定する移動無線装置を、提供申込者等が自ら調達し取り扱うことを業とする場合であって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社又は提供申込者等が判断したときは、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 当社及び提供申込者等は、前項の確認試験の結果、当該卸携帯電話サービス

の提供等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

3 当社は、提供申込者等が自ら調達した移動無線装置に生じる一切の不具合について、責任を負いません。

4 当社は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その提供申込者等と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援システムの利用に関する申込み）

第31条の37 提供申込者等は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に行うことができます。

2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その提供申込者等と、その利用に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

（U S I Mカードの貸与等に係る請求）

第31条の38 提供申込者等は、利用者へ転貸与するために当社から卸携帯電話契約者へ貸与するU S I Mカードの貸与に係る請求、又は利用者へ付与するために当社から卸携帯電話契約者へ付与するeSIMの付与に係る請求を当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に行うことができます。

2 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その提供申込者等と、その請求に係る事務処理及び運用方法ならびにその他の個別の事項を含む契約を締結します。

第6節 当社の通信用建物等における取扱い

（提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）

第31条の39 提供申込者等又は卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその提供申込者等が指定した者（その提供に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。）は、提供に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、立入者の数は、その提供に必要な装置等の設置又は保守に必要な範囲内に限るものとし、当社が指定する立会者が立ち会うことを要します。

2 前項の場合において、提供申込者等は、立入りを行おうとする日の5営業日前までに、書面により立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時及び目的並びに立入者の氏名を当社の卸携帯電話サービス取扱所に通知することを要します。

3 当社は、特別の事情がない限り、前項の通知がなされた日から2営業日以内に、書面により承諾（承諾を行わない場合は、書面によるその理由の通知）を行います。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の保守のための立入りであって、その保守が提供に必要な装置等の故障を修理するために行われる場合その他緊急やむを得ない場合は、第2項の通知は、その立入りを行おうとする日に行うことができるものとし、当社は、特別の事情がない限り、前項の承諾を行います。

（当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の取扱い）

第31条の40 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合において、提供申込者が当社の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等（当社が技術的、経済的等の観点から当社の通信用建物等に設置することが

適切であると判断した電気通信設備に限ります。) とします。

(その他の提供条件)

第31条の41 工事等の制限の取扱いについては、当社の接続約款の規定に準じて取り扱います。

第4章 削除
第32条から第40条まで 削除

第4章の2 削 除
第41条から第49条まで 削 除

第4章の3 削 除
第49条の2から第49条の10まで 削 除

第4章の4 卸携帯電話契約の締結等

(卸携帯電話契約の単位)

第49条の11 当社は、1の仮想携帯電話事業者と1の卸携帯電話契約を締結します。

(卸携帯電話契約上の地位の移転又は承継)

第49条の12 契約者が電気通信事業の全部又は一部を譲渡することにより、卸携帯電話契約上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 卸携帯電話契約上の地位の移転を受けようとするときは、契約者及び当該電気通信事業の全部又は一部を譲り受けた者は、これを証明する書類を当社の卸携帯電話サービス取扱所に提出することを要します。

3 当社は、前項の規定により卸携帯電話契約上の地位の移転を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。

(1) 卸携帯電話契約上の地位の移転を受けようとする者が第31条の28（卸携帯電話サービスの契約申込みの承諾）第3項各号のいずれかに該当する者であるとき。

(2) 電気通信事業の全部の譲渡について総務大臣へ届出をしていないとき。

(3) 契約者が登録電気通信事業者である場合において、卸携帯電話契約上の地位の移転を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。

(4) 当社に対する卸携帯電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった卸携帯電話サービスに係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。）の支払義務等、卸携帯電話契約上の地位の帰属が不明確であるとき。

4 契約者において合併、分割又は相続により卸携帯電話契約上の地位を承継する場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

5 前項の規定により、卸携帯電話契約上の地位の承継を届け出るときは、契約者及び合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、又は相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者としします。）は、これを証明する書類を当社の卸携帯電話サービス取扱所に提出することを要します。

6 当社は、前項の規定により卸携帯電話契約上の地位の承継の届出があった場合において、その卸携帯電話契約上の地位の承継が次に該当するときは承諾しません。

(1) 電気通信事業の合併、分割（電気通信事業の全部を承継させる場合に限りします。）又は相続について総務大臣へ届出をしていないとき。

(2) 契約者が登録電気通信事業者である場合において、卸携帯電話契約上の地位の承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。

(卸携帯電話契約の変更)

第49条の13 当社及び契約者は、必要が生じたときは、協議のうえで、卸携帯電話契約を変更することができるものとします。この場合には、当社の卸携帯電話サービスの提供は、変更後の卸携帯電話契約によるものとします。

(卸携帯電話サービスの利用中止)

第49条の14 当社は、次の場合には、卸携帯電話サービスの種類ごとにその利用

を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第100条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 第69条（契約者識別番号）第2項、第77条（契約者識別番号）第2項及び第82条の4（契約者識別番号）第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について別表2（付加機能）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の提供を中止することがあります。

3 当社は、前2項の規定により卸携帯電話サービスの種類ごとにその利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のインターネットホームページ等において掲示します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（卸携帯電話サービスの利用停止）

第49条の15 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その卸携帯電話サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった卸携帯電話サービスに関する料金又は工事費等若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条及び第136条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その卸携帯電話サービスの利用を停止（回線卸携帯電話の全部の利用停止をいいます。）することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) 卸携帯電話契約又は回線卸携帯電話契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第31条の28（卸携帯電話サービス契約申込みの承諾）第3項各号のいずれかに該当するとき。

(4) 契約者回線に、自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(5) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の卸携帯電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6) その他卸携帯電話契約等の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により卸携帯電話サービスの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（契約者が行う卸携帯電話契約の解除）

第49条の16 契約者は、卸携帯電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に書面により通知することを要します。この場合において、当社及び契約者は、協議の上、解除時期について決定することとします。

（当社が行う卸携帯電話契約の解除）

第49条の17 当社は、第49条の15（卸携帯電話サービスの利用停止）第1項の規定により卸携帯電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解

消しない場合は、その卸携帯電話契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第49条の15第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、卸携帯電話サービスの利用停止をしないでその卸携帯電話契約を解除することがあります。

3 前2項の規定によるほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、卸携帯電話契約を解除します。

(1) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。

(2) 契約者が法人である場合において、その法人が解散したとき。

(3) 契約者が死亡し相続人がいないとき。

4 当社は、前3項の規定により、その卸携帯電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

ただし、前項第3号の規定により、卸携帯電話契約を解除しようとするときは、この限りではありません。

(卸携帯電話サービスの廃止)

第49条の18 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、携帯電話サービス及び卸携帯電話サービスの種類ごとにその一部又は全部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により卸携帯電話サービスの種類ごとにその全部を廃止するときは、廃止の期日の1年前までに、その理由及び廃止の期日を契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第49条の19 電気通信設備又は通信用ソフトウェアに係る工事又は手続き等の停止及び中止の取扱いについては、当社の接続約款に規定する接続用設備等に係る工事又は手続き等の停止及び中止の場合に準じて取り扱います。

第5章 責務等

第1節 責務

(守秘義務)

第50条 当社及び提供申込者等は、卸携帯電話サービスの提供又は利用に関して相互に知り得た当社又は提供申込者等の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではありません。

なお、本条は卸携帯電話契約の締結に至らなかった場合又は卸携帯電話契約が解除された場合若しくは終了した場合においても有効に存続するものとします。

(必要事項の通知)

第51条 当社及び契約者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所若しくは居所、請求書の送付先又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録、届出又は変更登録の取消し
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 提供条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (6) 第112条（期限の利益喪失）第1項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実
- (7) その他卸携帯電話サービスの提供に必要な事項

2 前項第1号に規定する変更の通知があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者において、第1項第1号に規定する変更があったにもかかわらず、当社の卸携帯電話サービス取扱所に届出がないときは、第49条の14（卸携帯電話サービスの利用中止）、第49条の15（卸携帯電話サービスの利用停止）、第49条の17（当社が行う卸携帯電話契約の解除）、第69条（契約者識別番号）、第72条（回線卸FOMAの利用停止）、第74条（当社が行う回線卸FOMA契約の解除）、第77条（契約者識別番号）、第80条（回線卸Xiの利用停止）第82条（当社が行う回線卸Xi契約の解除）、第82条の4（契約者識別番号）、第82条の7（回線卸5Gの利用停止）及び第82条の9（当社が行う回線卸5G契約の解除）に規定する通知については、当社に届出を受けている名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

(情報の提出)

第52条 当社は、提供申込者等に対して、提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた提供申込者等は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(証明書類の確認)

第53条 提供申込者等は、利用者が指定する移動無線装置を、自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、当該移動無線装置を通信の用に供する（契約者が行

う試験を含みます。)前に、当該移動無線装置が事業法第69条及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を当社の卸携帯電話サービス取扱所に提示することを要するものとします。

- 2 提供申込者等は、利用者が指定する移動無線装置を、自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、当該移動無線装置を通信の用に供する(提供申込者等が行う試験を含みます。)前に、当該移動無線装置が電波法(昭和25年法律第131号)第3章で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を書面により当社の卸携帯電話サービス取扱所に提出することを要するものとします。

(利用数等の報告)

第54条 契約者は、当社が電気通信事業法報告規則(昭和63年郵政省令第46号)に規定する電気通信役務契約等状況報告を行う等、当社が必要とする場合において、利用者との間で締結している回線卸FOMA利用契約、回線卸Xi利用契約及び回線卸5G利用契約の数を、当社が定める方法により報告を行うことを要します。

(法令遵守等)

第55条 当社及び契約者は、卸携帯電話サービスの円滑な運営を図るため、卸携帯電話サービスに係る業務に関して信義に従い誠実に対応することとし、相互に協力することとします。

- 2 契約者は、卸携帯電話サービスの利用(卸携帯電話サービスを第三者に提供するときを含みます。)にあたり、関連する法令を遵守するものとします。
- 3 当社は、契約者に対し、必要に応じて前項に規定する法令遵守の状況その他当社が必要と認めた事項について報告を求めることができるものとし、契約者は速やかにこれに応じるものとします。

(特定電子メールの取扱い)

第56条 契約者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第10条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。

(商標の使用)

第57条 契約者は、卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供する場合において、当社の登録商標又は商標を使用するときは、当社が別に定める条件を遵守していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める条件は、「ドコモ商標使用条件」に定めるところによります。

(本人確認)

第58条 契約者は、自らの責任により、卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、その電気通信サービスの申込者に対して、本人確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)第3条で定める本人確認をいいます。)及び利用者に係る本人確認(携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。)を行うことを要します。

(提供条件等の説明等)

第59条 契約者は、自らの責任により、卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、その電気通信サービスの利用者に対して、その

電気通信サービスに係る提供条件等の説明を行うことを要します。

- 2 契約者は、前項の規定によるほか、自らの責任により、卸携帯電話サービスを自己の電気通信サービスとして提供するときは、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ、卸携帯電話サービスに係る故障修理の請求等又はその他の苦情の受付及び対応を行うことを要します。
- 3 前2項の規定は、この約款又は卸携帯電話契約の変更等に伴って契約者が行う対応等において準用されます。

(国際電気通信事業者等への利用者の氏名等の通知)

第60条 契約者は、別表4に規定する国際電気通信事業者等（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）からの利用者（その国際電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限り。）を締結している者又はその申込みをした者に限り。）の氏名、住所及び契約者識別番号等の通知に関する請求の対応を行うことを要します。

第2節 保守

(当社の維持責任)

第61条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(修理又は復旧)

第62条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第100条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、当該通信に係る電気通信設備を当社が別に定めるところにより優先的に修理し又は復旧します。
- 3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

(契約者の維持責任)

第63条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表3に規定する技術基準及び技術的条件又は第90条第2項に定める技術基準に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(混信等の防止責任)

第64条 契約者は、利用者が指定する移動無線装置を、自ら調達し取り扱うことを業とする場合は、電波法第56条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社の無線局の運用に協力することとします。

- 2 当社は、契約者が自ら調達した移動無線装置により混信等が生じた場合は、契約者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。

(契約者の切分責任)

第65条 契約者は、卸携帯電話サービスに係る通信に生ずる著しい支障その他の理由により、卸携帯電話サービスの利用ができなくなったときは、自営端末設備及び自営電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社の設置した電気通信設備の修理又は復旧を請求するものとします。

- 2 前項の修理又は復旧の請求により、当社の修理又は復旧に係る作業の結果、

故障の原因が契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備にあった場合には、契約者は当社にその当該作業に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、当該作業に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

- 3 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、契約者と協議の上定めることとします。

（当社の通知責任）

第65条の2 当社は、当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を契約者に通知することとします。

第3節 譲渡の承認

（第三者への債権譲渡等）

第66条 契約者は、この約款に基づく当社に対する債権債務を第三者に譲渡（承継によるものを除きます。）し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を要するものとします。

第6章 回線卸FOMA契約の締結等

(回線卸FOMA契約の単位)

第67条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の回線卸FOMA契約を締結します。この場合、回線卸FOMA契約に係る契約者は、1の回線卸FOMA契約につき1人に限ります。

第68条 削除

(契約者識別番号)

第69条 回線卸FOMAの契約者識別番号は、当社が定めることとし、その契約者識別番号については、卸FOMA契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、第62条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線卸FOMAの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、回線卸FOMAの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを卸FOMA契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第70条 卸FOMA契約者は、利用者が、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合、又は第2種卸FOMA契約に係るM2M等専用番号（当社が別に定める契約者識別番号をいいます。以下同じとします。）への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 卸FOMA契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、卸携帯電話サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているものであると当社が認めた場合、又は第2種卸FOMA契約に係るM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
- 4 当社は、卸FOMA契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その卸FOMA契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(回線卸FOMAの利用の一時中断)

第71条 当社は、卸FOMA契約者から請求があったときは、回線卸FOMAの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(回線卸FOMAの利用停止)

第72条 当社は、卸FOMA契約者が次のいずれかに該当する場合は6か月以内に当社が定める期間、その回線卸FOMAの利用を停止することがあります。

- (1) 第129条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (2) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに

接続したとき。

- (3) 第91条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第95条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件又は第90条第2項に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (4) 第92条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第93条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第96条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）及び第97条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (5) その他卸FOMA契約等の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により回線卸FOMAの利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を卸FOMA契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（卸FOMA契約者が行う回線卸FOMA契約の解除）

第73条 卸FOMA契約者は、回線卸FOMA契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に書面により通知することを要します。

- 2 回線卸FOMA契約の解除の請求があった場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、回線卸FOMA契約の解除に先立って、当社にその旨を、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続き等のために必要となる事項とともに申し出いただきます。
 - 3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行及び必要事項の登録をします。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。
 - 4 当社は、利用者から卸FOMA契約者に対して第2項に規定する申出があったときは、卸FOMA契約者の業務受託者として、当社が定めるところにより、前2項に規定する手続きを行います。
- （注1）第2種卸FOMA契約者及び基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

（注2）本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

（当社が行う回線卸FOMA契約の解除）

第74条 当社は、第72条（回線卸FOMAの利用停止）第1項の規定により回線卸FOMAの利用を停止された卸FOMA契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その回線卸FOMA契約を解除することがあります。

- 2 当社は、卸FOMA契約者が第72条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、回線卸FOMAの利用停止をしないでその回線卸FOMA契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その回線卸FOMA契約を解除しようとするときは、あらかじめ卸FOMA契約者にそのことを通知します。

第6章の2 回線卸X i 契約の締結等

(回線卸X i 契約の単位)

第75条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の回線卸X i 契約を締結します。
この場合、回線卸X i 契約に係る契約者は、1の回線卸X i 契約につき1人に限ります。

(回線卸X i 契約の申込み等)

第76条 当社は、回線卸X i 契約の申込方法及び回線卸X i 契約の承諾の取扱いについては、当社のX i サービス契約約款に規定するX i の場合に準じて取り扱います。

ただし、1の回線卸X i 契約者から、大量の回線卸X i 契約の申込みがあったときは、この限りではありません。

2 第3種卸X i 契約者は、回線卸X i 契約の申込みがあった場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、回線卸X i 契約の申込みに先立って、当社にその旨を、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る照合手続き等のために必要となる事項とともに申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を照合します。

4 当社は、利用者から第3種卸X i 契約者に対して第2項に規定する申出があったときは、第3種卸X i 契約者の業務受託者として、当社が定めるところにより、第2項及び前項に規定する手続きを行います。

(注) 基本使用料の料金種別が卸X i ユビキタスプランの卸X i 契約者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(契約者識別番号)

第77条 回線卸X i の契約者識別番号は、当社が定めることとし、その契約者識別番号については、卸X i 契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第62条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線卸X i の契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、回線卸X i の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを回線卸X i 契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第78条 卸X i 契約者は、利用者が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は第2種卸X i 契約に係るM2M等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 卸X i 契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、卸携帯電話サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているものであると当社が認めた場合、又は第2種卸X i 契約に係るM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、卸X i 契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その卸X i 契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(回線卸X i の利用の一時中断)

第79条 当社は、卸X i 契約者から請求があったときは、回線卸X i の利用の一時中断を行います。

(回線卸X i の利用停止)

第80条 当社は、卸X i 契約者が次のいずれかに該当する場合は6か月以内で当社が定める期間、その回線卸X i の利用を停止することがあります。

- (1) 第129条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (2) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (3) 第91条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)若しくは第95条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表3の技術基準及び技術的条件又は第90条第2項に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (4) 第92条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第93条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第96条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)及び第97条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- (5) その他卸X i 契約等の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により回線卸X i の利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を卸X i 契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(卸X i 契約者が行う回線卸X i 契約の解除)

第81条 卸X i 契約者は、回線卸X i 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に書面により通知することを要します。

2 第3種卸X i 契約者は、回線卸X i 契約の解除の請求があった場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、回線卸X i 契約の解除に先立って、当社にその旨を、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続き等のために必要となる事項とともに申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行及び必要事項の登録をします。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

4 当社は、利用者から第3種卸X i 契約者に対して第2項に規定する申出があったときは、第3種卸X i 契約者の業務受託者として、当社が定めるところにより、前2項に規定する手続きを行います。

(注1) 基本使用料の料金種別が卸X i ユビキタスプランの卸X i 契約者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(注2) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(当社が行う回線卸X i 契約の解除)

第82条 当社は、第80条（回線卸X i の利用停止）第1項の規定により回線卸X i の利用を停止された卸X i 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その回線卸X i 契約を解除することがあります。

2 当社は、卸X i 契約者が第80条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、回線卸X i の利用停止をしないでその回線卸X i 契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その回線卸X i 契約を解除しようとするときは、あらかじめ卸X i 契約者にそのことを通知します。

(注) 基本使用料の料金種別が卸5 Gデータ＋SMSプランの卸5 G契約者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

第6章の3 回線卸5G契約の締結等

(回線卸5G契約の単位)

第82条の2 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の回線卸5G契約を締結します。この場合、回線卸5G契約に係る契約者は、1の回線卸5G契約につき1人に限ります。

(回線卸5G契約の申込み等)

第82条の3 当社は、回線卸5G契約の申込方法及び回線卸5G契約の承諾の取扱いについては、当社の5Gサービス契約約款に規定する5Gの場合に準じて取り扱います。

ただし、1の回線卸5G契約者から、大量の回線卸5G契約の申込みがあったときは、この限りではありません。

2 第3種卸5G契約者は、回線卸5G契約の申込みがあった場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、回線卸5G契約の申込みに先立って、当社にその旨を、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る照会手続き等のために必要となる事項とともに申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号を照合します。

4 当社は、利用者から第3種卸5G契約者に対して第2項に規定する申出があったときは、第3種卸5G契約者の業務受託者として、当社が定めるところにより、第2項及び前項に規定する手続きを行います。

(注) 基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの卸5G契約者は、第2項に規定する申出を行うことができません。

(契約者識別番号)

第82条の4 回線卸5Gの契約者識別番号は、当社が定めることとし、その契約者識別番号については、卸5G契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第62条(修理又は復旧)の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線卸5Gの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、回線卸5Gの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを回線卸5G契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第82条の5 卸5G契約者は、利用者が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合、又は第2種卸5G契約に係るM2M等専用番号への変更である場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 卸5G契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、卸携帯電話サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているものであると当社が認めた場合、又は第2種卸5G契約に係るM2M等専用番号への変更であると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、卸5G契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その卸 5 G 契約者から第 2 項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(回線卸 5 G の利用の一時中断)

第82条の 6 当社は、卸 5 G 契約者から請求があったときは、回線卸 5 G の利用の一時中断を行います。

(回線卸 5 G の利用停止)

第82条の 7 当社は、卸 5 G 契約者が次のいずれかに該当する場合は 6 か月以内に当社が定める期間、その回線卸 5 G の利用を停止することがあります。

- (1) 第129条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (2) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (3) 第91条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第95条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表 3 の技術基準及び技術的条件又は第90条第 2 項に定める技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (4) 第92条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第93条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第96条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）及び第97条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (5) その他卸 5 G 契約等の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により回線卸 5 G の利用停止をするときはあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を卸 5 G 契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(卸 5 G 契約者が行う回線卸 5 G 契約の解除)

第82条の 8 卸 5 G 契約者は、回線卸 5 G 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所に書面により通知することを要します。

2 第 3 種卸 5 G 契約者は、回線卸 5 G 契約の解除の請求があった場合において、携帯電話・PHS 番号ポータビリティを希望するときは、回線卸 5 G 契約の解除に先立って、当社にその旨を、携帯電話・PHS 番号ポータビリティに係る手続き等のために必要となる事項とともに申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS 番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行及び必要事項の登録をします。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

4 当社は、利用者から第 3 種卸 5 G 契約者に対して第 2 項に規定する申出があったときは、第 3 種卸 5 G 契約者の業務受託者として、当社が定めるところにより、前 2 項に規定する手続きを行います。

(注 1) 基本使用料の料金種別が卸 5 G データ + SMS プランの卸 5 G 契約者は、第 2 項に規定する申出を行うことができません。

(注 2) 本条第 3 項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(当社が行う回線卸 5 G 契約の解除)

第82条の 9 当社は、第82条の 7 (回線卸 5 G の利用停止) 第 1 項の規定により回線卸 5 G の利用を停止された卸 5 G 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その回線卸 5 G 契約を解除することがあります。

2 当社は、卸 5 G 契約者が第82条の 7 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、回線卸 5 G の利用停止をしないでその回線卸 5 G 契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その回線卸 5 G 契約を解除しようとするときは、あらかじめ卸 5 G 契約者にそのことを通知します。

第7章 付加機能

（付加機能の提供）

第83条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表2に規定する付加機能のうち、迷惑電話おことり機能については第1種卸FOMA契約者、第3種卸FOMA契約者（基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者を除きます。以下この条において同じとします。）、第3種卸Xi契約者（基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの卸Xi契約者を除きます。以下この条において同じとします。）及び第3種卸5G契約者（基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの卸5G契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったものとみなして取り扱います。

第8章 FOMAカードの貸与等

第1節 FOMAカードの貸与

(FOMAカードの貸与)

第84条 当社は、卸FOMA契約者が利用者へ転貸与するために、卸FOMA契約者へFOMAカードを貸与します。この場合において、貸与するFOMAカードの数は、1の回線卸FOMA契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するFOMAカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを卸FOMA契約者に通知します。この場合において、卸FOMA契約者は、自らの責任により、変更後のFOMAカードを利用者へ転貸与するものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第85条 当社は、次の場合には、FOMAカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

- (1) FOMAカードを貸与するとき。
- (2) その他FOMAカードの貸与を受けている卸FOMA契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第62条（修理又は復旧）又は第69条（契約者識別番号）第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(FOMAカードの返還)

第86条 FOMAカードの貸与を受けている回線卸FOMAの契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのFOMAカードを当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 利用者が、卸FOMA契約者が提供する電気通信サービスに係る契約の休止又は解除をしたとき。
- (2) 第84条（FOMAカードの貸与）第2項の規定により、当社がFOMAカードを変更するとき。
- (3) 回線卸FOMAの契約者識別番号を変更するとき。
- (4) 卸携帯電話契約又は回線卸FOMA契約が解除となったとき。
- (5) その他FOMAカードを利用しなくなったとき。

第2節 ドコモUIMカード等の貸与等

(ドコモUIMカード等の貸与等)

第87条 当社は、卸Xi契約者又は卸5G契約者が利用者へ転貸与又は付与するために、卸Xi契約者又は卸5G契約者へドコモUIMカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモUIMカード等の数は、1の回線卸Xi契約又は回線卸5G契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与又は付与するドコモUIMカード等を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを卸Xi契約者又は卸5G契約者に通知します。この場合において、卸Xi契約者又は卸5G契約者は、自らの責任により、変更後のドコモUIMカード等を利用者へ転貸与又は付与するものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第88条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカード等について契約者識別番号の登録等を行います。

- (1) 当社が定める方法により契約者がeSIMへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求を行ったとき
- (2) ドコモUIMカード等を貸与又は付与するとき。
- (3) その他ドコモUIMカード等の貸与又は付与を受けている回線卸Xi又は回線卸5Gの契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第62条（修理又は復旧）、第77条（契約者識別番号）第2項又は第82条の4（契約者識別番号）第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

（ドコモUIMカードの返還）

第89条 ドコモUIMカードの貸与を受けている卸Xi契約者又は卸5G契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカードを当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 利用者が、卸Xi契約者又は卸5G契約者が提供する電気通信サービスに係る契約の休止又は解除をしたとき。
- (2) 第87条（ドコモUIMカードの貸与）第2項の規定により、当社がドコモUIMカードを変更するとき。
- (3) 回線卸Xi又は回線卸5Gの契約者識別番号を変更するとき。
- (4) 卸携帯電話契約、回線卸Xi契約又は回線卸5G契約が解除となったとき。
- (5) その他ドコモUIMカードを利用しなくなったとき。

第3節 自営端末設備の接続等

（自営端末設備の接続）

第90条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものであつて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社の卸携帯電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、卸携帯電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法第103条の5に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。
- (2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 その他の提供条件は、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、

X i サービス契約約款に定める X i 又は 5 G サービス契約約款に定める 5 G の場合に準じて取り扱います。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第91条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表 3 の技術基準及び技術的条件又は第90条第 2 項に定める技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 その他の提供条件は、当社の F O M A サービス契約約款に規定する F O M A、X i サービス契約約款に定める X i 又は 5 G サービス契約約款に定める 5 G の場合に準じて取り扱います。

（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第92条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法第72条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 その他の提供条件は、当社の F O M A サービス契約約款に規定する F O M A、X i サービス契約約款に定める X i 又は 5 G サービス契約約款に定める 5 G の場合に準じて取り扱います。

（自営端末設備の電波法に基づく検査）

第93条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項の規定に準ずるものとします。

第9章 自営電気通信設備の接続

(自営電気通信設備の接続)

第94条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、無線設備規則に適合しているもの及び当社の卸携帯電話サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面により卸携帯電話サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局（電波法第103条の5に規定するものをいいます。）の自営端末設備の接続の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その自営端末設備が電波法第3章に定める技術基準に相当するものとして総務大臣が別に告示する技術基準に適合していることを当社が確認できないとき。

(2) その自営端末設備が当社とローミング協定を締結している外国の電気通信事業者に接続することを認められたものでないとき。

(3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 その他の提供条件は、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第95条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第91条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第96条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第92条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第97条 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第93条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第10章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第98条 卸携帯電話サービスに係る通信には、次の種類があります。

(1) 卸FOMAサービスに係る通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの（通信の伝送速度については、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMAの場合に準ずるものとします。）
パケット通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの（通信の伝送速度については、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMAの場合に準ずるものとします。）
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

(2) 卸Xiサービスに係る通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの
64kb/sデジタル通信モード	回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの（通信の伝送速度については、当社のXiサービス契約約款に規定するXiの場合に準ずるものとします。）
データ通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの（通信の伝送速度については、当社のXiサービス契約約款に規定するXiの場合に準ずるものとします。）
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

(3) 卸5Gサービスに係る通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	音声その他の音響の伝送を行うためのもの

データ通信モード	パケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。）を行うためのもの

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。
- 3 前項に規定する災害等の情報は、第71条（回線卸FOMAの利用の一時中断）、第72条（回線卸FOMAの利用停止）、第79条（回線卸Xiの利用の一時中断）、第80条（回線卸Xiの利用停止）、第82条6（回線卸5Gの利用の一時中断）又は第82条の7（回線卸5Gの利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。
- 4 卸携帯電話サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第2（通信料）に定めるところによります。
- （注）本条第1項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。
また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

（その他の提供条件）

第99条 契約者回線との間の通信及び相互接続点との間の通信の取扱いについては、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準じて取り扱います。

第2節 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第100条 卸携帯電話サービス、FOMAサービス、Xiサービス及び5Gサービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者が自己の電気通信サービスとして、別表7（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している回線卸携帯電話（当社が契約者との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

- 2 前項に規定する通信利用の制限に伴う通信の優先的取扱いは、別表7に掲げる機関に提供している回線卸携帯電話に限り行うものとし、通信の優先的取扱いを行う回線卸FOMAの数は卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの数に応じて、通信の優先的取扱いを行う回線卸Xiの数は卸Xi契約に係る回線卸Xiの数に応じて、通信の優先的取扱いを行う回線卸5Gの数は卸5G契約に係る回線卸5Gの数に応じて、当社が定める方法により算定する数以内とします。
- 3 契約者は、利用者から通信の優先的取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その回線卸携帯電話に係る通信の優先的取扱いを廃止する旨を当社に申し出てください。

- (1) 通信の優先的取扱いを受ける回線卸携帯電話の利用者が別表7に掲げる機

関に該当しなくなったとき。

(2) 通信の優先的取扱いを受ける回線卸携帯電話の利用状況が、著しく不適當であると契約者が判断したとき。

4 当社は、第1項の規定によるほか、帯域利用に係る回線卸FOMAの通信（パケット通信モードに限ります。）、帯域利用に係る回線卸Xiの通信（データ通信モードに限ります。）、又は帯域利用に係る回線卸5Gの通信（データ通信モードに限ります。）に関して、その契約者回線から行った通信の状況等に応じて、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

5 当社は、前4項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された又は当社のご利用規約等に規定する旧電話機又はFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款、若しくは5Gサービス契約約款に規定する代金債務の履行が為されていない若しくは履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

6 FOMAサービス、Xiサービス及び5Gサービスの契約者回線に接続する自営端末設備が、第90条（自営端末設備の接続）に規定する技術基準適合証明規則、無線設備規則、第90条第2項に定める技術基準、別表3の技術基準及び技術的条件又は事業法施行規則第31条で定める場合に適合しないときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

(注1) 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(注2) 本条に規定する通信の優先的取扱いについては、通信の確保を保証するものではありません。

（通信の切断）

第101条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

（通信時間等の制限）

第102条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

（通信時間等の測定等）

第103条 通話モード及び64kb/sデジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第101条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2 パケット通信モード又はデータ通信モードに係る課金対象パケット（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）を含むパケットをいいます。以下同じとします。）の情報は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象パケット（当社が定めるものを除きます。）が通信の相手先（その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケッ

トについては、情報量の測定から除きます。

- 3 パケット通信モードに係る課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量の1料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、1の回線卸FOMA契約ごとに、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。
- 4 第1種卸X i 契約、卸X i ユビキタスプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の(5)に規定するものをいいます。ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）又は卸5Gデータ+SMSプラン（料金表第1表第1（基本使用料）の(8)の3に規定するものをいいます。）に係る回線卸X i 又は回線卸5Gのデータ通信モードに関する課金対象パケット数については、第2項の規定により測定した情報量の1料金月における総情報量について、1の回線卸X i 契約又は回線卸5G契約ごとに、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。なお、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSに係る回線卸X i のデータ通信モードに関する課金対象データ量については、第2項の規定により測定した情報量の1料金月における総情報量について、1の回線卸X i 契約ごとに1,024バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。
- 5 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i 又は第2種卸5G契約に係る回線卸5Gのデータ通信モードに関する課金対象パケット数については、第2項の規定により測定した情報量を、それぞれの1料金月における総情報量について、1の回線卸X i 契約又は回線卸5G契約ごとに、128バイトまでごとに1の課金対象パケットとして算出します。

なお、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSに係る回線卸X i のデータ通信モードに関する課金対象データ量については、第2項の規定により測定した情報量の1料金月における総情報量について、1の回線卸X i 契約ごとに1,024バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。
- 6 卸タイプX i（料金表第1表第1（基本使用料）の(5)に規定するものをいいます。）に係る回線卸X i 及び卸タイプ5G（料金表第1表第1（基本使用料）の(8)の3に規定するものをいいます。）に係る回線卸5Gのデータ通信モードに関する課金対象データ量については、第2項の規定により測定した情報量の1料金月における総情報量について、1の回線卸X i 契約又は回線卸5G契約ごとに1,024バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。
- 7 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社の機器により測定します。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等

(料金及び工事費等)

第104条 当社が提供する卸携帯電話サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、網改造料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用及び電話リレーサービス料に係る費用とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する卸携帯電話サービスの工事費等は、料金表第2表（工事費等）に規定する工事費及び立会費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第105条 契約者は、その卸携帯電話契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して回線卸携帯電話契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）、第4（ユニバーサルサービス料）及び第7（電話リレーサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1の2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により卸携帯電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、卸携帯電話サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
当社の責めに帰すべき理由により、その卸携帯電話サービスを全く利用できない状態（その回線卸FOMA契約、回線卸X i 契約又は回線卸5 G契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその卸携帯電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料の支払義務）

第106条 契約者又は協定事業者は、次の通信について、第103条（通信時間の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第1表第2（通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信、帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi又は回線卸5Gの通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 2及び3以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の契約者
2 パケット通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者 その通信に係る協定事業者
3 データ通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者 その契約者回線の契約者

2 相互接続通信に関する料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第3節（相互接続通信に係る料金の取扱い）に定めるところによります。

3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2（通信料）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（網改造料の支払義務）

第107条 契約者は、電気通信設備等の設置、改修、開発、更改、利用中止、除却又は転用があったときは、当社の接続約款に規定する網改造料の支払義務の取扱いに準じて、当該電気通信設備等に係る網改造料の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第108条 契約者は、回線卸携帯電話契約に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその回線卸携帯電話契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費等の支払義務)

第109条 契約者は、次の各号の場合には料金表第2表(工事費等)に規定する工事費及び立会費の支払いを要します。

- (1) その契約者が当社の通信用建物等において卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その契約者が行った卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置の結果の確認その他卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。
 - (2) 第31条の39(提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項の規定により、契約者が卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
- 2 契約者は、手続きの停止又は中止(以下、この条において「解除等」といいます。)の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第2節の2 USIMカードの貸与等に係る費用の支払義務

(USIMカードの貸与等に係る費用の支払義務)

- 第109条の2** 提供申込者等は、第31条の38(USIMカードの貸与等に係る請求)第2項に規定する契約に基づき、USIMカードの貸与に係る請求をし、その承諾を受けたときは料金表第1表(料金)第5(USIMカードの貸与等に係る費用)に規定するUSIMカードの貸与に係る費用の支払いを要します。
- 2 提供申込者等は、第31条の38(USIMカードの貸与等に係る請求)第2項に規定する契約に基づき、eSIMの付与に係る請求をし、その承諾を受けたときは料金表第1表(料金)第5(USIMカードの貸与等に係る費用)に規定するeSIMの付与に係る費用の支払いを要します。

第2節の3 業務支援システムの利用に係る費用の支払義務

(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)

- 第109条の3** 提供申込者等は、第31条の37(業務支援システムの利用に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に関する申込みをし、その承諾を受けたときは料金表第1表(料金)第6(業務支援システムの利用に係る費用)に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

- 第110条** 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。
- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別表4及び別表5に定めるところによります。
- ただし、当社又は協定事業者の付加機能等に関する通信及び協定事業者が提供する電報サービスの利用に係る通信について、この約款又は協定事業者の契約約款に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の

協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

- 4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 5 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 6 卸携帯電話サービスにおける相互接続通信において、当社と協定事業者との間の相互接続協定に係る当社の権利義務は契約者に移転されません。

第4節 料金の計算等

（料金の計算等）

第111条 料金の計算方法並びに料金及び工事費等の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（期限の利益喪失）

第112条 提供申込者等は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき（第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを提供申込者等が明らかにしたときを除きます。）は、当社に対して負担する卸携帯電話契約に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

- (1) 提供申込者等が、負担する債務の全部又は一部について履行不能状態に陥ったと当社が認めたとき。
 - (2) 提供申込者等について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) 提供申込者等に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 提供申込者等の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき、提供申込者等を債務者とする差押え若しくは仮差押え、金銭債権保全のための仮処分又は税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 提供申込者等の所在が不明であるとき。
 - (6) 提供申込者等について電気通信事業の登録又は届出が取消されたとき。
 - (7) 提供申込者等が電気通信事業の全部を廃止したとき。
 - (8) 提供申込者等が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。
 - (9) その他提供申込者等の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、提供申込者等がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。
- 2 当社は、前項の規定により提供申込者等が当社に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金（提供申込者等が期限の利益を失ったときに卸携帯電話契約が解除されたとした場合に提供申込者等が負担すべきもの（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）に限るものとし、当社が計算して提供申込者等に請求するものとします。）を含めることがで

きるものとします。

（料金の実績に基づく精算）

第112条の2 当社は、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料、料金表第1表第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額について、その事業年度の原価及び需要の実績（以下、「当年度実績」という）を把握したときは、当該料金額と当年度実績によって算定した精算のための料金額との差額に、当該年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算するものとします。

（料金の遡及適用）

第113条 当社は、料金表第1表第1の2（付加機能使用料）に規定する課金情報機能に係る付加機能使用料の料金額を変更したときは、変更後の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第5節 債務の履行の担保

（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）

第114条 提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は提供申込者等に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 提供申込者等が、前項に規定する協議により卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できない場合（前項に規定する協議により提供申込者等が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。）又は前項に規定する協議に応じない場合（次条第1項第6号に該当する場合を除きます。）は、当社は、提供申込者等に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下、同じとします。）の債務保証により、提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内（次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。）で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。

3 当社は、提供申込者等に対して債務の履行の担保を求める場合は、提供申込者等にその理由を書面により通知するものとします。

（債務の履行の担保）

第115条 提供申込者等は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと（提供申込者等の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）があるとき。
- (2) 第112条（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき。
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき。

- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき。(ただし、その提供申込者等が、支払いを怠るおそれがないことを示す資料を提出し、その旨を当社が確認できる場合を除きます。)
- (5) 第52条(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。
- (6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。
- (7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。
- 2 前項の規定により提供申込者等が履行を担保すべき債務の額は、提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額(提供申込者等が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとし、当社が計算して提供申込者等に請求するものとしします。)とします。
- 3 第1項の規定に該当する提供申込者等は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その提供申込者等が負担すべき工事費及び手続きの額並びに個別契約に基づく負担額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して提供申込者等に請求するものとしします。以下、この項において「工事費等」といいます。)について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとしします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び提供申込者等は必要な精算を行うものとしします。
- 4 第1項の規定に該当する提供申込者等は、当社が必要であると判断し請求した場合には、卸携帯電話契約が解除となるとした場合において提供申込者等が負担すべき費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。)に相当する額(当社が計算して提供申込者等に請求するものとしします。)について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとしします。
- 5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその提供申込者等について、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその提供申込者等が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その提供申込者等は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとしします。ただし、期間満了時において、当社が、その提供申込者等について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に扱うものとしします。
- 6 当社は、提供申込者等から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

第6節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第116条 契約者は、料金又は工事費等の支払いを不法に免れた場合は、その免れ

た額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第117条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第11章の2 技術的条件

(技術的条件)

第118条 当社は、第4条（卸携帯電話サービスの種類）に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第119条 当社は、卸携帯電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その卸携帯電話サービスが全く利用できない状態（その回線卸携帯電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、卸携帯電話サービスが全く利用できない状態にあった回線卸携帯電話ごとにその契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、卸携帯電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその卸携帯電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

(1) 第1表第1（基本使用料）、第2（付加機能使用料）、第4（ユニバーサルサービス料）及び第7（電話リレーサービス料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（通信料）に規定する料金（卸携帯電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により卸携帯電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 契約者は、卸携帯電話サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び利用者からの問合せ受付又は苦情対応等に要した費用について、当社へ請求しないものとします。

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、卸携帯電話サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(解除等の場合の取扱い)

第120条 当社又は契約者は、第49条の13（卸携帯電話契約の変更）の規定により卸携帯電話契約の変更があったとき又は第49条の16（契約者が行う卸携帯電話契約の解除）若しくは第49条の17（当社が行う卸携帯電話契約の解除）の規定により卸携帯電話契約が解除されたときは、その原因を有する相手方に対し、その変更又は解除により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（当社の接続約款に規定する個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係る契約の規定により算定するときは、その額とします。）を含みます。）の支払いを請求できるものとします。

2 前項の規定は、当社又は契約者が卸携帯電話契約に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。

3 第1項の規定によるほか、卸携帯電話契約に基づき契約者が提供する電気通信サービスが、第三者の知的財産権、所有権その他法令により保障された権利

を害している又は害している可能性があるとして、当社と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、当社は契約者に対し、訴訟費用を含む全ての費用の支払い及び当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）

第121条 当社は、契約者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、契約者にその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。

ただし、当該乖離が契約者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。

（免責）

第122条 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、契約者が、第58条（本人確認）及び第59条（提供条件の説明等）に係る責務を果たすために要する費用については負担しません。

第13章 雑則

(様式)

第123条 第31条の23(事前調査の申込み)に基づく提供申込者等からの事前調査申込みは、別表1(様式)に規定する様式によるものとします。

ただし、別表1(様式)に様式の定めがないものについては、提供申込者等は、当社が指定する方法により申し込むことができます。

(発信者番号通知等)

第124条 契約者回線からの通信(当社が別に定める相互接続通信を除きます。)については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、第2種卸FOMA契約、第2種卸Xi契約及び第2種卸5Gに係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

- 2 契約者回線への通信(当社が別に定めるものに限ります。)であって、発信者番号(発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。)が通知されない通信に対して、その契約者回線の契約者(第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者(基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの契約者を除きます。)及び第3種卸5G契約者(基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの契約者を除きます。))に限り、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。
- 3 第1種卸FOMA契約者、第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者及び第3種卸5G契約者は、通信中又は電波が伝わりにくい等により契約者回線に着信できなかった通信(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信に限り、)について、その通信の日時等に関する情報の通知(以下この条において「着信通知」といいます。)を受けることができます。
- 4 着信通知は、ショートメッセージ通信モードにより行います。
- 5 着信通知に係る通信の日時等に関する情報の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
- 6 その他の取扱いは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に規定するXi又は5Gサービス契約約款に規定する5Gの場合に準ずるものとします。

(位置情報の送出)

第125条 当社は、緊急通報において契約者識別番号を通知したときは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に規定するXi又は5Gサービス契約約款に規定する5Gの場合に準じて取り扱います。

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第126条 第1種卸FOMA契約者、第3種卸FOMA契約者、第1種卸Xi契約者、第3種卸Xi契約者及び第3種卸5G契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。)の受信をすることができます。

- 2 その他の取扱いは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、

X i サービス契約約款に規定する X i 又は 5 G サービス契約約款に規定する 5 G の場合に準ずるものとします。

(承諾の限界)

第127条 当社は、提供申込者等から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

第128条 契約者は、次の場合には、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）又は F O M A カード若しくはドコモ U I M カード等を当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。）に当社の卸携帯電話サービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第31条の36（移動無線装置に係る確認試験の実施）の規定に基づく移動無線装置に係る確認試験を受けるとき。
- (3) 第90条（自営端末設備の接続）から第93条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第94条（自営電気通信設備の接続）から第97条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (4) その他当社が必要と認めるとき。

(利用に係る契約者の義務)

第129条 契約者は、回線卸携帯電話の利用にあたり、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を改造しないこと。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置するなどして、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) F O M A カード又はドコモ U I M カード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 契約者又は利用者をして、当社が貸与する F O M A カード又はドコモ U I M カードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (6) 卸携帯電話サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- (7) ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージの送信並びに＋メッセージ（＋メッセージ利用規約に規定するものをいいます。）の送信は、当社の F O M A サービス契約約款に規定する F O M A、X i サービス契約約款に規定する X i 又は 5 G サービス契約約款に規定する 5 G に準じて行うこと。

(8) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

(約款の掲示)

第130条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所において掲示することとします。

(技術資料の閲覧)

第131条 当社は、当社が指定する卸携帯電話サービス取扱所において、当社が別に定める卸FOMAサービス、卸Xiサービス又は卸5Gサービスを提供するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第132条 第1種卸FOMA契約者、第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者(基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの契約者を除きます。)及び第3種卸5G契約者(基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの契約者を除きます。)は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話サービスを利用することができます。

- 2 国際電話サービスの利用に係るその他の提供条件(料金表に定めるものを除きます。)は、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準ずるものとします。

(国際アウトローミングの利用等)

第133条 契約者は、国際アウトローミング(当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する外国の電気通信事業者が、FOMAカード又はドコモUIMカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)の利用を請求することができます。なお、国際アウトローミングの利用にあたっては、別途、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けることを要します。

- 2 契約者(当社が別に定める者を除きます。)は、前項に規定する請求を行うときは、国際アウトローミングの利用に係る通信を行うための契約者に係る1の接続点の設置希望地域を新たに指定し、当社に申し出ていただきます。
- 3 前項の申出がなかった場合は、国際アウトローミングを利用して行うパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことはできません。
- 4 当社は、第1項に規定する請求があったときは、卸携帯電話サービスの契約申込みがあった場合に準じて取扱います。
- 5 国際アウトローミングの利用に係るその他の提供条件は、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準ずるものとします。

ただし、当社が別に定める「海外パケット停止安心サービス」の規定を除きます。

第134条 削 除

(プライバシーポリシー)

第135条 当社は、契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(電気通信事業者への情報の通知)

第136条 契約者は、第49条の16(契約者が行う卸携帯電話契約の解除)若しくは第49条の17(当社が行う卸携帯電話契約の解除)の規定に基づき卸携帯電話契

約を解除した後、第73条（卸FOMA契約者が行う回線卸FOMA契約の解除）若しくは第74条（当社が行う回線卸FOMA契約の解除）の規定に基づき回線卸FOMA契約を解除した後、第81条（卸Xi契約者が行う回線卸Xi契約の解除）若しくは第82条（当社が行う回線卸Xi契約の解除）の規定に基づき回線卸Xi契約を解除した後、又は第82条の8（卸5G契約者が行う回線卸5G契約の解除）若しくは第82条の9（当社が行う回線卸5G契約の解除）の規定に基づき回線卸5G契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、名称、住所、契約者識別番号及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りします。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。）からの請求に基づき、名称、住所及び契約者識別番号等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りします。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(1) 第49条の17（当社が行う卸携帯電話契約の解除）の規定により当社がその卸携帯電話契約を解除したとき（第129条（利用に係る契約者の義務）第1項第7号の規定に違反したと当社が認めた場合に限りします。）。)

(2) 第49条の15（卸携帯電話サービスの利用停止）第1項の規定により卸携帯電話サービスの利用を停止されたとき（第129条第1項第7号の規定に違反したと当社が認めた場合に限りします。）。)

3 前2項の規定によるほか、契約者は、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行った場合であって、その文字メッセージの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る利用者からの申出に基づき、その文字メッセージの送信を、その電気通信事業者が規定する禁止行為（第129条（利用に係る契約者の義務）第1項第7号に相当するものをいいます。）に該当する行為と判断したときは、その電気通信事業者が当社及び当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）へ、文字メッセージの送信を行った契約者回線に係る契約者識別番号、文字メッセージの受信時刻（当社の電気通信設備においてその文字メッセージを蓄積した時刻をいいます。）及び文字メッセージの内容等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りします。）を通知することにあらかじめ同意するものとします。

（卸携帯電話サービスに係る管理方針）

第136条の2 当社は、回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gにおける帯域利用に係る通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 回線卸FOMA契約者、回線卸Xi契約者及び回線卸5G契約者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと

(2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

（協議が調わない場合の取扱い）

第137条 当社及び提供申込者等は、協議が調わない場合には、事業法第156条第2項に規定するあっせん又仲裁により解決を図ることができるものとします。

2 当社は、前項の場合において、提供申込者等が事業法第156条第2項に規定す

る仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとします。

(協議等に関する情報等の提供)

第137条の2 当社は、協議等に関する情報、第5条（提供区域）に関する情報、並びに当社の接続約款に規定する直収パケット接続装置機能、FOMA GTP接続利用機能、及びXi GTP接続利用機能の利用にあたって支払いが必要となる費用の見込みの額に係る情報をインターネットホームページ等において掲示します。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約申込者から請求があるときは、第31条の36（移動無線装置に係る確認試験の実施）に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第31条の37（業務支援システムの利用に関する申込み）に規定する業務支援システムの利用、第31条の38（USIMカードの貸与等に係る請求）に規定するUSIMカードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

3 前2項の規定によるほか、当社は、契約申込者から請求があるときは、以下の情報について、当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

(1) 料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表（料金）第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額（ただし、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る）、及び料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与等に係る費用）に規定するUSIMカードの貸与に係る費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報

(2) 料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表（料金）第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額（ただし、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額に限る）、及び料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与等に係る費用）に規定するUSIMカードの貸与に係る費用の額について、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報（なお、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報は、毎事業年度経過後6ヶ月を経過する日から提供します。）

(3) 第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表（料金）第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報

(4) 料金表第1表(料金)第1(基本使用料)に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表(料金)第2(通信料)に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額の算定に用いた第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、その予測に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)に関する情報

4 前3項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、又はUSIMカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者に通知することとします。

5 前4項の規定によるほか、当社は、契約申込者から請求があるときは、卸携帯電話サービス(特定卸電気通信役務に限ります。)の料金について、接続料相当額及びその料金と接続料相当額の差額の用途に関する情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

ただし、接続料相当額を算出することが困難である場合、又は当社の接続約款に規定する料金額を準用している場合は、この限りではありません。

(合意管轄)

第138条 提供申込者等と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第139条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第14章 その他のサービス

(相互接続番号案内)

第140条 第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者(基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの契約者を除きます。)及び第3種卸5G契約者(基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの契約者を除きます。)は、相互接続番号案内(当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号等の案内をいいます。)を利用することができます。

2 その他の取扱いは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMAの場合、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gに準ずるものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(時報サービス)

第141条 第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者(基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの契約者を除きます。)及び第3種卸5G契約者(基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの契約者を除きます。)は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス	117

2 その他の取扱いは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMAの場合、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gに準ずるものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

(協定事業者が提供する電報サービスの利用)

第142条 第3種卸FOMA契約者(基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの卸FOMA契約者を除きます。)、第3種卸Xi契約者(基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプランの契約者を除きます。)及び第3種卸5G契約者(基本使用料の料金種別が卸5Gデータ+SMSプランの契約者を除きます。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2 その他の取扱いは、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMAの場合、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gに準ずるものとします。

料金表

(料金表目次)

通 則	71
第1表 料金 (国際アウトローミング利用料の料金を除きます。)	73
第1 基本使用料	73
第1の2 付加機能使用料	96
第2 通信料	97
第2の2 網改造料	120
第3 手続きに関する料金	121
1 適用	121
2 料金額	122
第4 ユニバーサルサービス料	123
第5 USIMカードの貸与等に係る費用	124
第2表 工事費	127
第1 工事費	127
第2 立会費	127
第3表 国際アウトローミング利用料	128

通則

(料金の計算方法等)

1 削 除

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。

(2) 暦月の初日以外の日に回線卸携帯電話契約の解除があったとき。

(3) 暦月の初日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

(4) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第105条（基本使用料等の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。

- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第105条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

- 5 当社は、卸携帯電話サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

- 8 前項の規定にかかわらず、基本使用料及び通信料の控除額等に係る計算に関する端数処理については、次のとおりとします。

(1) 基本使用料の控除額に係る計算において、その計算結果に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

ただし、日割計算に関する部分は、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(2) 通信料の控除額及び控除可能額の日割に係る計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払い)

- 9 当社は、卸携帯電話サービス及びその卸携帯電話サービスに係る卸携帯電話契約に基づき締結された回線卸携帯電話契約に関する回線卸携帯電話の料金及び工事費等について、当社が定める方法により、卸携帯電話契約ごと一括して契約者に請求します。

- 10 前項の規定にかかわらず、卸FOMA契約者が、卸携帯電話契約に基づき卸FOMA総合利用プランに係る回線卸FOMA契約及び卸FOMAユビキタスプランに係る回線卸FOMA契約を締結しているときは、回線卸FOMAの料金について、当社が定める方法により、卸FOMA総合利用プランに係る回線卸FOMA及び卸FOMAユビキタスプランに係る回線卸FOMAごと一括して卸FOMA契約者に請求します。

- 11 第9項の規定にかかわらず、卸Xi契約者が、卸携帯電話契約に基づき卸タイプXiに係る回線卸Xi契約及び卸Xiユビキタスプランに係る回線卸Xi契約を締結しているときは、

回線卸X iの料金について、当社が定める方法により、卸タイプX iに係る回線卸X i及び卸X i ユビキタスプランに係る回線卸X i ごと一括して卸X i 契約者に請求します。

- 11の2 第9項の規定にかかわらず、卸5 G契約者が、卸携帯電話契約に基づき卸タイプ5 Gに係る回線卸5 G契約及び卸5 Gデータ+SMSプランに係る回線卸5 G契約を締結しているときは、回線卸5 Gの料金について、当社が定める方法により、卸タイプ5 Gに係る回線卸5 G及び卸5 Gデータ+SMSプランに係る回線卸5 Gごと一括して卸5 G契約者に請求します。

- 12 契約者は、料金及び工事費等について、当社が定める期日までに、金融機関等において支払っていただきます。

- 13 料金及び工事費等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 15 第105条（基本使用料等の支払義務）から第109条の3（業務支援システムの利用に係る費用の支払義務）までの規定及び第110条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、消費税相当額を加算した額のみで定める場合の料金、第1表第2（通信料）に規定する国際電話サービスの利用に係る通信料、国際ショートメッセージ通信料又は第3表（国際アウトローミング利用料）に規定する国際アウトローミング利用料については、この限りではありません。

(基本使用料等の適用)

- 16 基本使用料及び付加機能使用料の適用については、第105条（基本使用料等の支払い義務）及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(通信料の適用)

- 17 通信料の適用については、第106条（通信料の支払義務）、第110条（相互接続通信の料金の取扱い）及びこの料金表通則の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料の料金を除きます。）

第1 基本使用料

基本使用料の適用				
(1) 第1種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用	ア 第1種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料には、次の料金種別があります。 (ア) 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの			
	基本使用料の料金種別			
	卸FOMAデータプランSS			
	卸FOMAデータプランS			
	卸FOMAデータプランM			
	卸FOMAデータプランL			
	卸FOMAデータプランLL			
	(イ) 第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの			
	基本使用料の料金種別			
	卸FOMA総合利用プラン			
	卸FOMAユビキタスプラン			
	イ 第1種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ただし、別表2（付加機能）に規定する迷惑電話おことわり機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在機能の提供を受けているときは、卸FOMAユビキタスプランを選択することができません。			
	ウ 第1種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA（(3)又は(4)に規定する定期利用を選択しているものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料の額は、その基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。			
	(ア) 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの 1回線卸FOMA契約ごとに			
	<table> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>基本使用料の額（月額）</th></tr> <tr> <td>卸FOMAデータプランSS</td><td>バリュープランに係るデータプランSSのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）	卸FOMAデータプランSS
基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）			
卸FOMAデータプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料			

	の額から、その基本使用料の額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸FOMA データプランS	バリュープランに係るデータプランSのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸FOMA データプランM	バリュープランに係るデータプランMのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸FOMA データプランL	バリュープランに係るデータプランLのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸FOMA データプランLL	バリュープランに係るデータプランLLのFOMA（当社のFOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.25を乗じて得た額を控除した額

(イ)第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの
1回線卸FOMA契約ごとに

基本使用料 の料金種別	基本使用料の額（月額）
卸FOMA 総合利用プラン	当社が別に定める料金額
卸FOMA ユビキタス プラン	510円

エ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、ウに規定する基本使用料の額及び基本使用料に0.25を乗じて得た額を日割するものとし、同表中「基本使用料の額」を「基本使用料を日割した額」に、「基本使用料に0.25を乗じて得た額」を「基本使用料に0.25を乗じて得た額を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

オ 卸FOMA総合利用プランと卸FOMAユビキタスプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

	カ 削 除 キ 第1種卸FOMA契約者は回線卸FOMAの基本使用料の料金種別の変更を行うことはできません。 (注) 回線卸FOMAに係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。											
(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用	第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料は、次表に規定する額を適用します。 1 回線卸FOMA契約ごとに <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th><th colspan="2">基本使用料の額（月額）</th></tr><tr><td rowspan="3">卸FOMA特定接続プラン</td><td>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金</td><td>61円</td></tr><tr><td>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金</td><td>62円</td></tr><tr><td>令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金</td><td>59円</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）		卸FOMA特定接続プラン	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	61円	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	62円	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	59円	
基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）											
卸FOMA特定接続プラン	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	61円										
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	62円										
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	59円										
(3) 第1種卸FOMA契約の定期利用に係る基本使用料の適用	ア 第1種卸FOMA契約者が定期利用（卸携帯電話サービスの利用において、その利用期間があらかじめ定められたものをいいます。以下同じとします。）を選択している場合は、次表に規定する定期利用期間における第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料について、第1種卸FOMA契約者からあらかじめ申出のあった回線卸FOMAの最低契約数（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(1)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 1 回線卸FOMA契約ごとに <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th rowspan="2">基本使用料の料金額（月額）</th></tr><tr><th>定期利用期間</th><th>第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>3年</td><td>1001回線</td><td>卸FOMAデータプランSS</td><td>バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した</td></tr></table>	区 分			基本使用料の料金額（月額）	定期利用期間	第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数	基本使用料の料金種別	3年	1001回線	卸FOMAデータプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した
区 分			基本使用料の料金額（月額）									
定期利用期間	第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数	基本使用料の料金種別										
3年	1001回線	卸FOMAデータプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した									

				額	
				卸FOMA データプランS	バリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
				卸FOMA データプランM	バリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
				卸FOMA データプランL	バリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
				卸FOMA データプランLL	バリュープランに係るデータプランLLのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
		8001回線	卸FOMA データプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.45を乗じて得た額を控除した額	
			卸FOMA データプランS	バリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.45を乗じて得た額を控除した額	
			卸FOMA データプランM	バリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.45を乗じて得た額を控除した額	
			卸FOMA データプランL	バリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.45を乗じて得た額を控除した額	
			卸FOMA データプランLL	バリュープランに係るデータプランLLのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.45を乗じて得た額を控除した額	

イ 定期利用については、回線卸FOMAごとに選択することはできません。

ウ アに規定する定期利用期間は、第1種卸FOMA契約者が定期利用を選択した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその選択があった日を含む暦月の翌暦月から起算します。

エ 定期利用に係る基本使用料の適用の開始は、定期利用の選択があった日を含む暦月の翌暦月からとします。ただし、第1種卸FOMAの契約申込みと同時に定期利用の選択があった場合には、当社が契約者回線の提供を開始した日から定期利用に係る基本使用料の適用を開始します。

オ 定期利用を選択している第1種卸FOMA契約者は、アに規定する最低契約数の数を変更（最低契約数の数を1001から8001とする変更に限ります。）することができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

カ オの規定は、第2（通信料）の(4)に規定する第1種卸FOMA契約の定期利用に係る回線卸FOMAに関する通信料の適用において準用します。

キ 定期利用を選択している第1種卸FOMA契約者は、定期利用期間（その定期利用期間の起算日から起算して12ヶ月を経過するまでの間を除きます。）において、第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ク 定期利用を選択している第1種卸FOMA契約者からの申出により定期利用を解除する申出があった場合のほか、回線卸FOMA契約の解除があった場合は、その回線卸FOMAに係る定期利用を解除します。この場合において、定期利用を解除する場合は、その解除日を含む暦月の末日までの基本使用料について、アに規定する額を適用します。

ケ 当社は、第1種卸FOMA契約者の選択により定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過したときは、経過する

こととなる日に定期利用を再度選択したものとみなして取り扱いま
す。

ただし、当社が指定する期間中に、第1種卸FOMA契約に係る
全ての回線卸FOMAについて、定期利用を解除する申出があった
場合又は再度選択があった時点で測定したその第1種卸FOMA契
約に係る回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約
数に満たない場合は、この限りではありません。

コ ケの規定により、定期利用を再度選択している第1種卸FOMA
契約者は、定期利用期間において、第1種卸FOMA契約に係る回
線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満た
ない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定め
る方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

サ 当社は、第1種卸FOMA契約者が第1種卸FOMA契約に係る
料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない
ときは、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについ
て定期利用を解除することがあります。

シ 第1種卸FOMA契約者は、その第1種卸FOMA契約に係る全
ての回線卸FOMAについて、定期利用が開始された暦月から起算
して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が
解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額
を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額
定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があつた日の属する暦月までの各暦月(キ又はコの規定が適用された暦月

	に関する部分を除きます。)における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額 ス 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、アに規定する基本使用料、基本使用料に0.35を乗じて得た額及び0.45を乗じて得た額を日割するものとし、同表中「基本使用料」を「基本使用料を日割した額」に、「基本使用料に0.35を乗じて得た額」を「基本使用料に0.35を乗じて得た額を日割した額」に、「基本使用料に0.45を乗じて得た額」を「基本使用料に0.45を乗じて得た額を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。 (注) 回線卸FOMAに係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。													
(4) 第3種卸FOMA契約の定期利用に係る基本使用料の適用	ア 第3種卸FOMA契約者が定期利用を選択している場合は、次表に規定する定期利用期間における第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料について、第3種卸FOMA契約者からあらかじめ申出のあった回線卸FOMAの最低契約数(次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、(1)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 (ア) 削 除 (イ) 卸FOMAユビキタスプランに係るもの 1 回線卸FOMA契約ごとに <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th rowspan="2">基本使用料の料金額(月額)</th></tr><tr><th>定期利用期間</th><th>第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの最低契約数</th></tr><tr><td>3年</td><td>1001回線</td><td>(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から200円を控除した額</td></tr><tr><td rowspan="2">5年</td><td>1001回線</td><td>(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から300円を控除した額</td></tr><tr><td>10001回線</td><td>(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から330円を控除した額</td></tr></table> イ 定期利用については、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAごとに選択していただきま	区 分		基本使用料の料金額(月額)	定期利用期間	第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの最低契約数	3年	1001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から200円を控除した額	5年	1001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から300円を控除した額	10001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から330円を控除した額
区 分		基本使用料の料金額(月額)												
定期利用期間	第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの最低契約数													
3年	1001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から200円を控除した額												
5年	1001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から300円を控除した額												
	10001回線	(1)に規定する卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る基本使用料の額から330円を控除した額												

す。

ウ アに規定する定期利用期間は、第3種卸FOMA契約者が定期利用を選択した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその選択があった日を含む暦月の翌暦月から起算します。

エ 定期利用に係る基本使用料の適用の開始は、定期利用の選択があった日を含む暦月の翌暦月からとします。ただし、第3種卸FOMAの契約申込みと同時に定期利用の選択があった場合には、当社が契約者回線の提供を開始した日から定期利用に係る基本使用料の適用を開始します。

オ 定期利用を選択している第3種卸FOMA契約者は、アに規定する定期利用期間を変更又は最低契約数の数を変更（定期利用期間を3年から5年へ延長する変更又は最低契約数の数を増加する変更に限ります。）することができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

カ 削 除

キ 定期利用を選択している第3種卸FOMA契約者は、定期利用期間（その定期利用期間の起算日から起算して12ヶ月を経過するまでの間を除きます。）において、第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

（ア） 削 除

（イ） 卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たないとき

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、 (1)のウの（イ）の規定を適用した場合の額とアの（イ）の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、 (1)のウの（イ）の規定を適用した場合の額とアの（イ）の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
36か月超え 48か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、 (1)のウの（イ）の規定を適用した場合の額とアの（イ）の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
48か月超え 60か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタス

ランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、
(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの
(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ク 定期利用を選択している第3種卸FOMA契約者からの申出により定期利用を解除する申出があった場合のほか、回線卸FOMA契約の解除があった場合は、その回線卸FOMAに係る定期利用を解除します。この場合において、定期利用を解除する場合は、その解除日を含む暦月の末日までの基本使用料について、アに規定する額を適用します。

ケ 当社は、第3種卸FOMA契約者の選択により定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過したときは、経過することとなる日に同一種別の定期利用を再度選択したものとみなして取り扱います。

ただし、当社が指定する期間中に、第3種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについて、定期利用を解除する申出があった場合又は再度選択があった時点で測定したその第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、この限りではありません。

コ ケの規定により、定期利用を再度選択している第3種卸FOMA契約者は、定期利用期間において、第3種卸FOMA契約に係る卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

(ア) 削 除

(イ) 卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たないとき

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの

	(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
36か月を超え 48か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユニバキタプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
48か月を超え 60か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユニバキタプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額

サ 当社は、第3種卸FOMA契約者が第3種卸FOMA契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第3種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについて定期利用を解除することがあります。

シ 第3種卸FOMA契約者は、その第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユニバキタプランの回線卸FOMAについて、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

(ア) 削 除
 (イ) 全ての卸FOMAユニバキタプランの回線卸FOMAについて、定期利用が解除されたとき

1 卸FOMA契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額
定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月(キ又はクの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。)における、第3種卸FOMA契約に係る全ての卸FOMAユニバキタプランの回線卸FOMAの基本使用料の額について、(1)のウの(イ)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ス 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、アに規定する基本使用料、200円、300円及び330円を日割するものとし、同表中「基本使用料」を「基本使用料を日割した額」に、「200円」を「200円を日割した額」に、「300円」を「300円を日割した額」に、「330円」を「330円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(注) 回線卸FOMAに係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(5) 第1種卸X i 契約又は第3種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用

ア 第1種卸X i 契約又は第3種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) 第1種卸X i 契約に係る回線卸X i に係るもの

基本使用料の料金種別	
卸X i データプランSS	
卸X i データプランS	
卸X i データプランM	
卸X i データプランL	
卸X i データプランLL	

(イ) 第3種卸X i 契約に係る回線卸X i に係るもの

基本使用料の料金種別	
卸タイプX i	
卸X i ユビキタスプラン	① ②③以外
	② 卸LPWAプランSS
	③ 卸LPWAプランS

イ 第1種卸X i 契約者は、アの(ア)のいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ 第3種卸X i 契約者は、アの(イ)のいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ただし、別表2（付加機能）に規定する迷惑電話おことわり機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在機能の提供を受けているときは、卸X i ユビキタスプランを選択することができません。

エ 第1種卸X i 契約又は第3種卸X i 契約に係る回線卸X i （(7)又は(8)に規定する定期利用を選択しているものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料の額は、その基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。

(ア) 第1種卸X i 契約に係る回線卸X i に係るもの

1回線卸X i 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
卸X i データプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の

	額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プランS	バリュープランに係るデータプランSのFOMA に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額 に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プランM	バリュープランに係るデータプランMのFOMA に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額 に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プランL	バリュープランに係るデータプランLのFOMA に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額 に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プランLL	バリュープランに係るデータプランLLのFOMA に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額 に0.25を乗じて得た額を控除した額

(イ)第3種卸X i 契約に係る回線卸X i に係るもの
1回線卸X i 契約ごとに

基本使用料 の料金種別	基本使用料の額（月額）	
卸タイプX i	当社が別に定める料金額	
卸X i ユビキ タスプラン	① ②③以外	510円
	② 卸LPWAプランSS	130円
	③ 卸LPWA プランS	170円

オ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、エに規定する基本使用料の額及び基本使用料に0.25を乗じて得た額を日割するものとし、同表中「基本使用料の額」を「基本使用料を日割した額」に、「基本使用料に0.25を乗じて得た額」を「基本使用料に0.25を乗じて得た額を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

カ 卸タイプX i と卸X i ユビキタスプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

キ 第1種卸X i 契約者は、基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における変更回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(注) 回線卸X i に係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用

第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料は、次表に規定する額を適用します。

1回線卸X i 契約ごとに

基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）	
卸X i 特定 接続プラン	① ②以外	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	61円
	② L P W A		
	① ②以外	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	62円
	② L P W A		
	① ②以外	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	59円
	② L P W A		

(7) 第1種卸X i 契約の定期利用に係る基本使用料の適用

ア 第1種卸X i 契約者が定期利用を選択している場合は、次表に規定する定期利用期間における第1種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料について、第1種卸X i 契約者からあらかじめ申出のあった回線卸X i の最低契約数（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、(5)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1回線卸X i 契約ごとに

区 分			基本使用料の料金額（月額）
定期 利用 期間	第1種卸 X i 契約 に係る回 線卸X i の最低契 約数	基本使用 料の料金 種別	
3年	1001回線	卸X i データプランSS	バリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプランS	バリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプランM	バリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に0.35を

			乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン L	バリュープランに係るデータプラン L の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 35 を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン L L	バリュープランに係るデータプラン L L の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 35 を乗じて得た額を控除した額
	8001回線	卸X i データプラン S S	バリュープランに係るデータプラン S S の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 45 を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン S	バリュープランに係るデータプラン S の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 45 を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン M	バリュープランに係るデータプラン M の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 45 を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン L	バリュープランに係るデータプラン L の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 45 を乗じて得た額を控除した額
		卸X i データプラン L L	バリュープランに係るデータプラン L L の F O M A に係る基本使用料の額から、その基本使用料の額に 0. 45 を乗じて得た額を控除した額

イ 定期利用については、回線卸 X i ごとに選択することはできません。

ウ アに規定する定期利用期間は、第 1 種卸 X i 契約者が定期利用を選択した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその選択があった日を含む暦月の翌暦月から起算します。

エ 定期利用に係る基本使用料の適用の開始は、定期利用の選択があった日を含む暦月の翌暦月からとします。ただし、第 1 種卸 X i の契約申込みと同時に定期利用の選択があった場合には、当社が契約者回線の提供を開始した日から定期利用に係る基本使用料の適用を開始します。

オ 定期利用を選択している第 1 種卸 X i 契約者は、アに規定する最低契約数の数を変更（最低契約数の数を 1001 から 8001 とする変更に限ります。）することができます。この場合において、変更後の区分

は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。
 カ オの規定は、第2（通信料）の(12)に規定する第1種卸X i 契約の定期利用に係る回線卸X i に関する通信料の適用において準用します。

キ 定期利用を選択している第1種卸X i 契約者は、定期利用期間（その定期利用期間の起算日から起算して12ヶ月を経過するまでの間を除きます。）において、第1種卸X i 契約に係る回線卸X i の数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ク 定期利用を選択している第1種卸X i 契約者からの申出により定期利用を解除する申出があった場合のほか、回線卸X i 契約の解除があった場合は、その回線卸X i に係る定期利用を解除します。この場合において、定期利用を解除する場合は、その解除日を含む暦月の末日までの基本使用料について、アに規定する額を適用します。

ケ 当社は、第1種卸X i 契約者の選択により定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過したときは、経過することとなる日に定期利用を再度選択したものとみなして取り扱います。

ただし、当社が指定する期間中に、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i について、定期利用を解除する申出があった場合又は再度選択があった時点で測定したその第1種卸X i 契約に係る回線卸X i の数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、この限りではありません。

コ ケの規定により、定期利用を再度選択している第1種卸X i 契約者は、定期利用期間において、第1種卸X i 契約に係る回線卸X i の数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額

	<table><tr><td></td><td>とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr><tr><td>12か月を超え 24か月まで</td><td>左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr><tr><td>24か月を超え 36か月まで</td><td>左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr></table>		とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額	12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額	24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
	とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額						
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額						
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について、(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額						
サ 当社は、第1種卸X i 契約者が第1種卸X i 契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i について定期利用を解除することがあります。 シ 第1種卸X i 契約者は、その第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i について、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。 1 卸X i 契約ごとに <table><tr><td>支 払 い を 要 す る 額</td></tr><tr><td>定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（キ又はコの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr></table>		支 払 い を 要 す る 額	定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（キ又はコの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額				
支 払 い を 要 す る 額							
定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（キ又はコの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の基本使用料の額について(5)のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額							
ス 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するときは、アに規定する基本使用料、基本使用料に0.35を乗じて得た額及び0.45を乗じて得た額を日割するものとし、同表中「基本使用料」を「基本使用料を日割した額」に、「基本使用料に0.35を乗じて得た額」を「基本使用料に0.35を乗じて得た額を日割した額」に、「基本使用料に0.45を乗じて得た額」を「基本使用料に0.45を乗じて得た額を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。 (注) 回線卸X i に係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。							
(8) 第3種卸X i 契約又は第3種卸5 G契約の定期利用に係る基本使用料の適用	ア 第3種卸X i 契約者又は第3種卸5 G契約者が定期利用を選択している場合は、次表に規定する定期利用期間における第3種卸X i 契約に係る回線卸X i 又は第3種卸5 G契約に係る回線卸5 Gの基本使用料について、第3種卸X i 契約者又は第3種卸5 G契約者からあらかじめ申出のあった回線卸X i と回線卸5 Gを合計した最低契約数（次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じ						

とします。) に応じて、(5)又は(8)の3の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

(ア) 削 除

(イ) 卸X i ユビキタスプラン又は卸5 Gデータ+SMSプランに係るもの

1 回線卸X i 契約又は回線卸5 G契約ごとに

区 分		
定期利用期間	第3種卸X i 契約に係る卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i と第3種卸5 G契約に係る卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した最低契約数	基本使用料の料金額（月額）
3 年	1001回線	(5)に規定する卸X i ユビキタスプランの回線卸X i 又は(8)の3に規定する卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gに係る基本使用料の額から200円を控除した額
5 年	1001回線	(5)に規定する卸X i ユビキタスプランの回線卸X i 又は(8)の3に規定する卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gに係る基本使用料の額から300円を控除した額
	10001回線	(5)に規定する卸X i ユビキタスプランの回線卸X i 又は(8)の3に規定する卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gに係る基本使用料の額から330円を控除した額

イ 定期利用については、第3種卸X i 契約に係る全ての卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i 及び第3種卸5 G契約に係る全ての卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gごとに選択していただきます。

ウ アに規定する定期利用期間は、第3種卸X i 契約者又は第3種卸5 G契約者が定期利用を選択した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその選択があった日を含む暦月の翌

暦月から起算します。

エ 定期利用に係る基本使用料の適用の開始は、定期利用の選択があった日を含む暦月の翌暦月からとします。ただし、第3種卸X i又は第3種卸5 Gの契約申込みと同時に定期利用の選択があった場合には、当社が契約者回線の提供を開始した日から定期利用に係る基本使用料の適用を開始します。

オ 削 除

カ 卸X iユビキタスプランに係る定期利用を選択している第3種卸X i契約者又は卸5 Gデータ+SMSプランに係る定期利用を選択している第3種卸5 G契約者は、アに規定する定期利用期間を変更又は最低契約数の数を変更（定期利用期間を3年から5年へ延長する変更又は最低契約数の数を増加する変更に限ります。）することができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

キ 定期利用を選択している第3種卸X i契約者又は第3種卸5 G契約者は、定期利用期間（その定期利用期間の起算日から起算して12ヶ月を経過するまでの間を除きます。）において、卸X iユビキタスプランの回線卸X iと卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

（ア） 削 除

（イ） 卸X iユビキタスプランの回線卸X iと卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たないとき

1 卸X i契約又は卸5 G契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸X i契約に係る全ての卸X iユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i又は第3種卸5 G契約に係る全ての卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gの基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸X i契約に係る全ての卸X iユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i又は第3種卸5 G契約に係る全ての卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gの基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額

36か月を超え 48か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸X i 契約に係る全ての卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i 又は第3種卸5 G契約に係る全ての卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gの基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
48か月を超え 60か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸X i 契約に係る全ての卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i 又は第3種卸5 G契約に係る全ての卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gの基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ク 定期利用を選択している第3種卸X i 契約者又は第3種卸5 G契約者からの申出により定期利用を解除する申出があった場合のほか、回線卸X i 契約又は回線卸5 G契約の解除があった場合は、その回線卸X i 又は回線卸5 Gに係る定期利用を解除します。この場合において、定期利用を解除する場合は、その解除日を含む暦月の末日までの基本使用料について、アに規定する額を適用します。

ケ 当社は、第3種卸X i 契約者又は第3種卸5 G契約者の選択により定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過したときは、経過することとなる日に同一区分の定期利用を再度選択したものとみなして取り扱います。

ただし、当社が指定する期間中に、第3種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i 又は第3種卸5 G契約に係る全ての回線卸5 Gについて、定期利用を解除する申出があった場合又は再度選択があった時点で測定したその第3種卸X i 契約に係る卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i と第3種卸5 G契約に係る卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、この限りではありません。

コ ケの規定により、定期利用を再度選択している第3種卸X i 契約者は又は第3種卸5 G契約者は、定期利用期間において、第3種卸X i 契約に係る卸X i ユビキタスプラン（ただし、卸LPWAプランSS及び卸LPWAプランSは除きます）の回線卸X i と第3種卸5 G契約に係る卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した数が、あらかじめ申出のあった最低契約数に満たない場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

(ア) 削 除

(イ) 卸X i ユビキタスプランの回線卸X i と卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gを合計した数が、あらかじめ申出のあった

最低契約数に満たないとき

1 卸 X i 契約又は卸 5 G 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWAプラン S S 及び卸 L PWAプラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第3種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWAプラン S S 及び卸 L PWAプラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第3種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWAプラン S S 及び卸 L PWAプラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第3種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
36か月を超え 48か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWAプラン S S 及び卸 L PWAプラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第3種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について、(5)のエの(イ)又は(8)の3のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
48か月を超え 60か月まで	左欄に該当する12暦月の各暦月における、第3種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWAプラン S S 及び卸 L PWAプラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第3種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線

	卸 5 G の基本使用料の額について、(5) のエの(イ)又は(8) の 3 のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額		
サ	当社は、第 3 種卸 X i 契約者又は第 3 種卸 5 G 契約者が第 3 種卸 X i 契約又は第 3 種卸 5 G 契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第 3 種卸 X i 契約に係る全ての回線卸 X i 又は第 3 種卸 5 G 契約に係る全ての回線卸 5 G について定期利用を解除することがあります。		
シ	第 3 種卸 X i 契約者又は第 3 種卸 5 G 契約者は、その第 3 種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWA プラン S S 及び卸 L PWA プラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第 3 種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G について、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。 (ア) 削 除 (イ) 全ての卸 X i ユビキタスプランの回線卸 X i 又は卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G について、定期利用が解除されたとき 1 卸 X i 契約又は卸 5 G 契約ごとに		
	<table><tr><th>支 払 い を 要 す る 額</th></tr><tr><td>定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（カ又はケの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第 3 種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWA プラン S S 及び卸 L PWA プラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第 3 種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について(5) のエの(イ)又は(8) の 3 のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr></table>	支 払 い を 要 す る 額	定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（カ又はケの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第 3 種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWA プラン S S 及び卸 L PWA プラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第 3 種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について(5) のエの(イ)又は(8) の 3 のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額
支 払 い を 要 す る 額			
定期利用を開始した日の属する暦月から起算してその解除があった日の属する暦月までの各暦月（カ又はケの規定が適用された暦月に関する部分を除きます。）における、第 3 種卸 X i 契約に係る全ての卸 X i ユビキタスプラン（ただし、卸 L PWA プラン S S 及び卸 L PWA プラン S は除きます）の回線卸 X i 又は第 3 種卸 5 G 契約に係る全ての卸 5 G データ + S M S プランの回線卸 5 G の基本使用料の額について(5) のエの(イ)又は(8) の 3 のウの(ア)の規定を適用した場合の額とアの(イ)の規定を適用した場合の額の差額を合計した額			
ス	通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、アに規定する基本使用料、200 円、300 円及び 330 円を日割するものとし、同表中「基本使用料」を「基本使用料を日割した額」に、「200 円」を「200 円を日割した額」に、「300 円」を「300 円を日割した額」に、「330 円」を「330 円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。 (注) 回線卸 X i 又は回線卸 5 G に係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。		

(8)の2 第2種
卸5G契約に係
る回線卸5Gの
基本使用料の適
用

第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料は、次表に規定する額を適用します。

1回線卸5G契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）	
卸5G特定接続プラン	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	61円
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	62円
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	59円

(8)の3 第3種
卸5G契約に係
る回線卸5Gの
基本使用料の適
用

ア 第3種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) 第3種卸5G契約に係る回線卸5Gに係るもの

基本使用料の料金種別
卸タイプ5G
卸5Gデータ＋SMSプラン

イ 第3種卸5G契約者は、アの(ア)のいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ただし、別表2（付加機能）に規定する迷惑電話おことわり機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、留守番電話及び不在機能の提供を受けているときは、卸5Gデータ＋SMSプランを選択することができません。

ウ 第3種卸5G契約に係る回線卸5G（(8)に規定する定期利用を選択しているものを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料の額は、その基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します

(ア) 第3種卸5G契約に係る回線卸5Gに係るもの

1回線卸5G契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
卸タイプ5G	当社が別に定める料金額
卸5Gデータ＋SMSプラン	510円

	エ 通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、(5) のオの卸タイプ X i 又は卸 X i ユビキタスプランの規定を適用します。 オ 卸タイプ 5 G と卸 5 G データ + SMS プランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。 （注）回線卸 5 G に係る基本使用料の額は、この欄の料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
(8) の 4	削 除
(9)	削 除

第 1 の 2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額
課金情報機能	1 回線卸携帯電話契約 ごとに	8円
通話中着信機能（キャッチホン）	1 回線卸携帯電話契約 ごとに	200円
留守番電話及び不在案内機能	1 回線卸携帯電話契約 ごとに	300円

第2 通信料

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア 契約者は、その卸携帯電話サービスの契約者回線から通信を行うときは、当社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。 イ 卸携帯電話サービスの契約者回線との間のパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信は、第31条の34（接続点の設置）及び第133条（国際アウトローミングの利用等）の規定により当社が設置した接続点並びに当社の指定電気通信設備に関する協定（当社の接続約款に規定するものであって、当社と契約者との間で締結しているものをいいます。）に基づく相互接続点との間の通信に限り、行うことができます。 ウ 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの契約者回線との間の通話モードによる通信は、行うことができません。 エ 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA、第2種卸Xi契約に係る回線卸Xi及び第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの契約者回線との間の通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードによる通信は、行うことができません。 オ 基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランに係る回線卸FOMA、卸Xiユビキタスプランに係る回線卸Xi及び卸5Gデータ+SMSプランに係る回線卸5Gの契約者回線との間の通話モード及び64kb/sデジタル通信モードによる通信は、行うことができません。 カ 第1種卸Xi契約に係る回線卸Xiの契約者回線との間の通話モード及び64kb/sデジタル通信モードによる通信は、行うことができません。 キ 卸携帯電話サービスの契約者回線相互間のパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信は、当社が別に定める場合を除き、行うことができません。 ク 卸携帯電話サービスの契約者回線と専用回線等接続サービスに係る接続点との間の通信は、パケット通信モード又はデータ通信モードに限り行うことができるものとし、その提供条件はこの約款によるほか、専用回線等接続サービス契約約款に定めるところによります。 ケ パケット通信モードによる通信においては、通信の状況等に応じて、ハイスピードモードとそれ以外のモードとの間の切替を行う場合があります。 コ 削 除 サ ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 シ サの規定によるほか、第49条の14（卸携帯電話サービスの利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。 ス 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる

	文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。 セ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。 ソ 契約者は、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款に規定する外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。 タ ソに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 チ ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。 ツ 基本使用料の料金種別が卸Xiユビキタスプラン（卸LPWAプランSS（帯域利用を選択しているものは除きます））に係る回線卸Xi又は卸Xiユビキタスプラン（卸LPWAプランS）に係る回線卸Xiの契約者回線との間の通信は、当社のXiサービス契約約款に規定するmoperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能に係る接続点との間の通信に限り行うことができます。								
(2) 削 除									
(3) 第1種卸FOMA契約の回線卸FOMAに係る通信料の適用	ア 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額は、回線卸FOMAに係る基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額を適用します。 1 回線卸FOMA契約ごとに <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額</th></tr><tr><td>卸FOMAデータプランSS</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸FOMAデータプランS</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸FOMAデータプランM</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額	卸FOMAデータプランSS	その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額	卸FOMAデータプランM	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を
基本使用料の料金種別	回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額								
卸FOMAデータプランSS	その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額								
卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額								
卸FOMAデータプランM	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を								

	控除した額
卸FOMAデータプランL	その通信をバリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額
卸FOMAデータプランLL	その通信をバリュープランに係るデータプランLLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額

イ 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって当社が別に定めるものを含みます。）は、1料金月における累計の課金対象パケット数（以下「累計課金対象パケット数」といいます。）に応じて、アの規定により算定したパケット通信モードに係る月間累計額から次表に規定する控除可能額とウに規定するパケット繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とパケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 回線卸FOMA契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
卸FOMAデータプランSS	—
卸FOMAデータプランS	5,000円
卸FOMAデータプランM	9,000円
卸FOMAデータプランL	18,000円
卸FOMAデータプランLL	30,000円

ウ この欄においてパケット繰越額とは、イのただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能なパケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のパケット通信モードに係る月間累計額から控除します。

エ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとします。

オ イからエの規定は、(4)に規定する第1種卸FOMA契約の定期利用に係る回線卸FOMAに関する通信料の適用において準用しま

	す。 (注1) 回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 (注2) アに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信(外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(国際アウトローミングを除きます。))に係る電気通信回線との間のショートメッセージ通信モードによる通信をいいます。以下同じとします。)及びISP料金支払いに係る通信等とします。 (注3) イに規定する当社が別に定める通信は、ISP料金支払いに係る通信等とします。														
(4) 第1種卸FOMA契約の定期利用に係る回線卸FOMAに関する通信料の適用	ア 第1(基本使用料)の(3)に規定する定期利用に係る基本使用料の適用を受けている第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係る通信(当社が別に定める通信を除きます。以下別段の定めがある場合を除き、この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額については、第1(基本使用料)の(3)の規定により申出のあった回線卸FOMAの最低契約数に応じて、(3)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 1 回線卸FOMA契約ごとに <table> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th></th></tr> <tr> <td>第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数</td><td>基本使用料の料金種別</td><td>回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">1001回線</td><td>卸FOMAデータプランS</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額</td></tr> <tr> <td>卸FOMAデータプランS</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額</td></tr> <tr> <td>卸FOMAデータプランM</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額</td></tr> </table>	区 分			第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数	基本使用料の料金種別	回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額	1001回線	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額	卸FOMAデータプランM	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額	
区 分															
第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの最低契約数	基本使用料の料金種別	回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額													
1001回線	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額													
	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額													
	卸FOMAデータプランM	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額													

		卸FOMAデータプランL	その通信をバリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額
		卸FOMAデータプランLL	その通信をバリュープランに係るデータプランLLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額月間累計額にから、その0.35を乗じて得た額を控除した額
	8001回線	卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランSSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
		卸FOMAデータプランS	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
		卸FOMAデータプランM	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
		卸FOMAデータプランL	その通信をバリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
		卸FOMAデータプランLL	その通信をバリュープランに係るデータプランLLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額

イ 第1種卸FOMA契約者は、第1（基本使用料）の(3)のキの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信（当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信及び当社が別に定める通信を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	おける、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ウ 第1種卸FOMA契約者は、第1（基本使用料）の(3)のコの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信（当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信及び当社が別に定める通信を除きます。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

エ 第1種卸FOMA契約者は、その第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについて、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額
定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月（イ又はウの規定が適用された料金月に関する部分を除きます。）における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの通信（当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信及び当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金の月間累計額について、(3)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

オ イからエの規定により算定した差額については、(3)に規定する控除可能額及びパケット繰越額を適用しません。

(注1) 回線卸FOMAの通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注2) アからエに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信及びISP料金支払いに係る通信等とします。

(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用

ア 第2種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸FOMAのパケット通信モードによる通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。

1 卸FOMA契約ごとに

区 分		単 位	定額通信料 (月額)
(ア) GTP 接続	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	108,740円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,874円
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	103,830円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,383円
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	90,521円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	9,052円

	(イ) 削 除 イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者がその支払いを要します。 ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。 (ア) 暦月の初日以外の日に卸FOMA契約が選択されたとき。 (イ) 暦月の初日以外の日にアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸Xi契約の解除があったとき。 (ウ) 暦月の初日に卸FOMA契約が選択され、その日にその卸FOMA契約の解除があったとき。 エ ウに規定する定額通信料の日割は、暦日数により行います。 オ 回線卸FOMAを利用することができない期間があった場合の回線卸FOMAに係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。													
(6) 卸FOMA総合利用プランの回線卸FOMAに係る通信料の適用	基本使用料の料金種別が卸FOMA総合利用プランの回線卸FOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金については、当社が別に定める料金額を適用します。 (注) この欄に規定する当社が別に定める通信は、手動接続通信、ISP料金支払いに係る通信及び(5)の適用を受ける通信等とします。													
(7) 削 除														
(8) 卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る通信料の適用	ア 基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAとの間のパケット通信モードによる通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。 1課金対象パケットごとに <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">回線卸FOMAパケット通信料</td><td>0.12円</td></tr> </tbody> </table> イ 基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAとの間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。 送信1回ごとに <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線卸FOMAショートメッセージ通信料</td><td>1～70文字(半角英数字のみ) の場合1～160文字)</td><td>2.1円</td></tr> </tbody> </table>	料 金 種 別		料 金 額	回線卸FOMAパケット通信料		0.12円	料 金 種 別		料金額	回線卸FOMAショートメッセージ通信料	1～70文字(半角英数字のみ) の場合1～160文字)	2.1円	
料 金 種 別		料 金 額												
回線卸FOMAパケット通信料		0.12円												
料 金 種 別		料金額												
回線卸FOMAショートメッセージ通信料	1～70文字(半角英数字のみ) の場合1～160文字)	2.1円												

	<table><tr><td>71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）</td><td>4.2円</td></tr><tr><td>135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）</td><td>6.3円</td></tr><tr><td>202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）</td><td>8.4円</td></tr><tr><td>269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）</td><td>10.5円</td></tr><tr><td>336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）</td><td>12.6円</td></tr><tr><td>403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）</td><td>14.7円</td></tr><tr><td>470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）</td><td>16.8円</td></tr><tr><td>537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）</td><td>18.9円</td></tr><tr><td>604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）</td><td>21円</td></tr></table> （注）アに規定する当社が別に定める通信は、I S P料金支払いに係る通信及び(5)の適用を受ける通信等とします。	71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円	135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）	6.3円	202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）	8.4円	269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）	10.5円	336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）	12.6円	403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）	14.7円	470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）	16.8円	537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円	604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）	21円
71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円																		
135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）	6.3円																		
202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）	8.4円																		
269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）	10.5円																		
336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）	12.6円																		
403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）	14.7円																		
470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）	16.8円																		
537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円																		
604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）	21円																		
(9) 削 除																			
(10) パケット通信モードによる通信の料金の適用	ア 専用回線等接続サービス契約約款に規定するセンタ側課金機能を利用して行われる卸FOMAサービスに係る通信に関する料金は、(3)から(7)の規定にかかわらず、次のとおりとします。 1 課金対象パケットごとに <table><tr><th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">回線卸FOMA パケット通信料</td><td>下欄以外の場合</td><td>0.12円</td></tr><tr><td>センタ側課金機能の提供を受けている契約者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合</td><td>0.012円</td></tr></table> イ I S P料金支払いに係る通信に関する料金は、(3)から(7)及び(11)から(15)の規定にかかわらず、次のとおりとします。 1 課金対象パケットごとに	料 金 種 別		料 金 額	回線卸FOMA パケット通信料	下欄以外の場合	0.12円	センタ側課金機能の提供を受けている契約者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円										
料 金 種 別		料 金 額																	
回線卸FOMA パケット通信料	下欄以外の場合	0.12円																	
	センタ側課金機能の提供を受けている契約者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円																	

	<table><tr><th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">回線卸FOM Aパケット通 信料及び回線 卸X i データ 通信料</td><td>下欄以外の場合</td><td>0.12円</td></tr><tr><td>その通信の相手先となる I S P 接続通信に係る協定事業者 が、当社が別に定める料金の 支払いを要する者である場合</td><td>0.012円</td></tr></table>	料 金 種 別		料 金 額	回線卸FOM Aパケット通 信料及び回線 卸X i データ 通信料	下欄以外の場合	0.12円	その通信の相手先となる I S P 接続通信に係る協定事業者 が、当社が別に定める料金の 支払いを要する者である場合	0.012円				
料 金 種 別		料 金 額											
回線卸FOM Aパケット通 信料及び回線 卸X i データ 通信料	下欄以外の場合	0.12円											
	その通信の相手先となる I S P 接続通信に係る協定事業者 が、当社が別に定める料金の 支払いを要する者である場合	0.012円											
(11) 第 1 種卸 X i 契約の回線卸 X i に係る通信 料の適用	ア 第 1 種卸 X i 契約に係る回線卸 X i の通信（当社が別に定める通 信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の 月間累計額は、回線卸 X i に係る基本使用料の料金種別に応じて、 次表に規定する額を適用します。 1 回線卸 X i 契約ごとに <table><tr><th>基本使用料の 料金種別</th><th>回線卸 X i の通信に関する料金の月間累計額</th></tr><tr><td>卸 X i データ プラン S S</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプラン S S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸 X i データ プラン S</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプラン S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸 X i データ プラン M</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプラン M の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸 X i データ プラン L</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプラン L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額</td></tr><tr><td>卸 X i データ プラン L L</td><td>その通信をバリュープランに係るデータプラン L L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額</td></tr></table>	基本使用料の 料金種別	回線卸 X i の通信に関する料金の月間累計額	卸 X i データ プラン S S	その通信をバリュープランに係るデータプラン S S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額	卸 X i データ プラン S	その通信をバリュープランに係るデータプラン S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額	卸 X i データ プラン M	その通信をバリュープランに係るデータプラン M の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額	卸 X i データ プラン L	その通信をバリュープランに係るデータプラン L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額	卸 X i データ プラン L L	その通信をバリュープランに係るデータプラン L L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額
基本使用料の 料金種別	回線卸 X i の通信に関する料金の月間累計額												
卸 X i データ プラン S S	その通信をバリュープランに係るデータプラン S S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額												
卸 X i データ プラン S	その通信をバリュープランに係るデータプラン S の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額												
卸 X i データ プラン M	その通信をバリュープランに係るデータプラン M の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額												
卸 X i データ プラン L	その通信をバリュープランに係るデータプラン L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金の 月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じて 得た額を控除した額												
卸 X i データ プラン L L	その通信をバリュープランに係るデータプラン L L の F O M A に係る通信とみなして、当社の F O M A サービス契約約款の規定により算定した料金 の月間累計額から、その月間累計額に 0.25 を乗じ て得た額を控除した額												

イ 第1種卸X i 契約に係る回線卸X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信に関する料金は、1 料金月における累計課金対象パケット数に応じて、アの規定により算定したデータ通信モードに係る月間累計額から次表に規定する控除可能額とウに規定するパケット繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額とパケット繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1 回線卸X i 契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
卸X i データプランSS	—
卸X i データプランS	5,000円
卸X i データプランM	9,000円
卸X i データプランL	18,000円
卸X i データプランLL	30,000円

ウ この欄においてパケット繰越額とは、イのただし書の場合におけるその控除可能額と月間累計額（当該料金月において控除可能なパケット繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいい、翌料金月又は翌々料金月のデータ通信モードに係る月間累計額から控除します。

エ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、イに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとします。

オ イからエの規定は、(12)に規定する第1種卸X i 契約の定期利用に係る回線卸X i に関する通信料の適用において準用します。

（注1）回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注2）アに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信等とします。

(12) 第1種卸X i 契約の定期利用に係る回線卸X i に関する通信料の適用

ア 第1（基本使用料）の(7)に規定する定期利用に係る基本使用料の適用を受けている第1種卸X i 契約に係る回線卸X i に係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額については、第1（基本使用料）の(7)の規定により申出のあった回線卸X i の最低契約数に応じて、(11)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

1 回線卸X i 契約ごとに

区 分		
第1種卸X i 契約に係る回 線卸X i の最 低契約数	基本使 用料の 料金種 別	
		回線卸X i の通信に関する料金の月間 累計額
1001回線	卸X i データ プラン SS	その通信をバリュープランに係るデー タプランSSのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その月間累計額に0.35 を乗じて得た額を控除した額
	卸X i データ プラン S	その通信をバリュープランに係るデー タプランSのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その月間累計額に0.35 を乗じて得た額を控除した額
	卸X i データ プラン M	その通信をバリュープランに係るデー タプランMのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その月間累計額に0.35 を乗じて得た額を控除した額
	卸X i データ プラン L	その通信をバリュープランに係るデー タプランLのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その月間累計額に0.35 を乗じて得た額を控除した額
	卸X i データ プラン LL	その通信をバリュープランに係るデー タプランLLのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その0.35を乗じて得 た額を控除した額
8001回線	卸X i データ プラン SS	その通信をバリュープランに係るデー タプランSSのFOMAに係る通信とみな して、当社のFOMAサービス契約約 款の規定により算定した料金の月間 累計額から、その月間累計額に0.45 を乗じて得た額を控除した額

卸X i データ プラン S	その通信をバリュープランに係るデータプランSのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プラン M	その通信をバリュープランに係るデータプランMのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プラン L	その通信をバリュープランに係るデータプランLのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額
卸X i データ プラン L L	その通信をバリュープランに係るデータプランL LのFOMAに係る通信とみなして、当社のFOMAサービス契約約款の規定により算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額

イ 第1種卸X i 契約者は、第1（基本使用料）の(7)のキの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ウ 第1種卸X i 契約者は、第1（基本使用料）の(7)のコの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
12か月を超え24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

エ 第1種卸X i 契約者は、その第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i について、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸X i 契約ごとに

支 払 い を 要 す る 額
定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月（イ又はウの規定が適用された料金月に関する部分を除きます。）における、第1種卸X i 契約に係る全ての回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額について、(11)の規定を適用した場合の額とアの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

オ イからエの規定により算定した差額については、(11)に規定する控除可能額及びパケット繰越額を適用しません。

（注1）回線卸X i の通信に関する料金の月間累計額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

（注2）アに規定する当社が別に定める通信は、国際ショートメッセージ通信等とします。

(13) 帯域利用に係る回線卸X iの定額通信料の適用

ア 第2種卸X i契約又は第3種卸X i契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸X iのデータ通信モードに係る通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。

1 卸X i契約ごとに

区 分		単 位	定額通信料 (月額)
(ア) GTP 接続	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	108,740円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,874円
	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	103,830円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,383円
	令和 9 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月 31 日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	90,521円
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	9,052円
(イ) 削 除			

イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸X i契約者又は第3種卸X i契約者がその支払いを要します。

ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸X i契約者又は第3種卸X i契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。

(ア) 暦月の初日以外の日により卸X i契約が選択されたとき。

(イ) 暦月の初日以外の日によりアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸X i契約の解除があったとき。

(ウ) 暦月の初日に卸X i契約が選択され、その日にその卸X i契約の解除があったとき。

エ ウに規定する定額通信料の日割は、暦日数により行います。

オ 回線卸X iを利用することができない期間があった場合の回線卸X iに係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。

(14) 卸タイプX iの回線卸X iに係る通信料の適用	基本使用料の料金種別が卸タイプX iの回線卸X iの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金については、当社が別に定める料金額を適用します。 (注) この欄に規定する当社が別に定める通信は、手動接続通信、I S P料金支払いに係る通信及び(13)の適用を受ける通信等とします。																														
(15) 削 除																															
(15)の2 卸X i ユビキタスプランの回線卸X iに係る通信料の適用	ア 基本使用料の料金種別が卸X i ユビキタスプランの回線卸X i との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。 <table><tr><th colspan="2">料 金 種 別</th><th colspan="2">料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="3">回線卸X i データ通信料</td><td>① ②③以外</td><td>0.12円</td><td>（1 課金対象パケットごとに）</td></tr><tr><td>② 卸L P W AプランS S</td><td>0.4円</td><td>（1 課金対象データごとに）</td></tr><tr><td>③ 卸L P W AプランS</td><td>0.3円</td><td>（1 課金対象データごとに）</td></tr></table> イ 基本使用料の料金種別が卸X i ユビキタスプランの回線卸X i との間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。 送信1回ごとに <table><tr><th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="6">回線卸X i ショートメッセージ通信料</td><td>1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）</td><td>2.1円</td></tr><tr><td>71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）</td><td>4.2円</td></tr><tr><td>135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）</td><td>6.3円</td></tr><tr><td>202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）</td><td>8.4円</td></tr><tr><td>269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）</td><td>10.5円</td></tr><tr><td>336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）</td><td>12.6円</td></tr></table>	料 金 種 別		料 金 額		回線卸X i データ通信料	① ②③以外	0.12円	（1 課金対象パケットごとに）	② 卸L P W AプランS S	0.4円	（1 課金対象データごとに）	③ 卸L P W AプランS	0.3円	（1 課金対象データごとに）	料 金 種 別		料 金 額	回線卸X i ショートメッセージ通信料	1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）	2.1円	71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円	135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）	6.3円	202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）	8.4円	269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）	10.5円	336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）	12.6円
料 金 種 別		料 金 額																													
回線卸X i データ通信料	① ②③以外	0.12円	（1 課金対象パケットごとに）																												
	② 卸L P W AプランS S	0.4円	（1 課金対象データごとに）																												
	③ 卸L P W AプランS	0.3円	（1 課金対象データごとに）																												
料 金 種 別		料 金 額																													
回線卸X i ショートメッセージ通信料	1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）	2.1円																													
	71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円																													
	135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）	6.3円																													
	202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）	8.4円																													
	269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）	10.5円																													
	336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）	12.6円																													

	<table><tr><td>403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）</td><td>14.7円</td></tr><tr><td>470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）</td><td>16.8円</td></tr><tr><td>537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）</td><td>18.9円</td></tr><tr><td>604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）</td><td>21円</td></tr></table> （注）アに規定する当社が別に定める通信は、I S P料金支払いに係る通信及び(13)の適用を受ける通信等とします。 ウ 基本使用料の料金種別が卸X i ユビキタスプラン（卸L P W AプランS S（帯域利用を選択しているものは除きます）又は卸L P W AプランS）の回線卸X i との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金については、アの規定により算定した月間累計額から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 1 回線卸X i 契約ごとに <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td><td>控除可能額</td></tr><tr><td>卸L P W AプランS S</td><td>80円</td></tr><tr><td>卸L P W AプランS</td><td>300円</td></tr></table>	403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）	14.7円	470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）	16.8円	537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円	604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）	21円	基本使用料の料金種別	控除可能額	卸L P W AプランS S	80円	卸L P W AプランS	300円
403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）	14.7円														
470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）	16.8円														
537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円														
604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）	21円														
基本使用料の料金種別	控除可能額														
卸L P W AプランS S	80円														
卸L P W AプランS	300円														
(16) 削 除															
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5 Gの定額通信料の適用	ア 第2種卸5 G契約又は第3種卸5 G契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸5 Gのデータ通信モードに係る通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信の接続方法及び通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。 1 卸5 G契約ごとに <table><tr><td colspan="2">区 分</td><td>単 位</td><td>定額通信料（月額）</td></tr><tr><td rowspan="2">(ア) G T P接続する場合</td><td rowspan="2">令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>108,740円</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに</td><td>10,874円</td></tr></table>	区 分		単 位	定額通信料（月額）	(ア) G T P接続する場合	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	10Mb/sのもの	108,740円	10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,874円				
区 分		単 位	定額通信料（月額）												
(ア) G T P接続する場合	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	10Mb/sのもの	108,740円												
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	10,874円												

	<table><tr><td rowspan="2"></td><td>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>103,830円</td></tr><tr><td></td><td>10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに</td><td>10,383円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>90,521円</td></tr><tr><td></td><td>10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに</td><td>9,052円</td></tr><tr><td rowspan="6">(イ) (ア) 以外の接 続による 場合</td><td rowspan="2">令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>別に定め る料金額</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに</td><td>別に定め る料金額</td></tr><tr><td rowspan="2">令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>別に定め る料金額</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに</td><td>別に定め る料金額</td></tr><tr><td rowspan="2">令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金</td><td>10Mb/sのもの</td><td>別に定め る料金額</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに</td><td>別に定め る料金額</td></tr></table>		令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	103,830円		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,383円		令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	90,521円		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	9,052円	(イ) (ア) 以外の接 続による 場合	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額	10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金		10Mb/sのもの	103,830円																											
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	10,383円																												
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	90,521円																												
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	9,052円																												
(イ) (ア) 以外の接 続による 場合	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額																												
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額																												
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額																												
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額																												
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで 適用する料金	10Mb/sのもの	別に定め る料金額																												
		10Mb/sを超える 1.0Mb/sごとに	別に定め る料金額																												
	イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸5G契約者がその支払いを要します。 ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸5G契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。 (ア) 暦月の初日以外の日により卸5G契約が選択されたとき。 (イ) 暦月の初日以外の日によりアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸5G契約の解除があったとき。 (ウ) 暦月の初日に卸5G契約が選択され、その日にその卸5G契約の解除があったとき。 エ ウに規定する定額通信料の日割は、暦日数により行います。 オ 回線卸5Gを利用することができない期間があった場合の回線卸5Gに係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。)																														
(16)の3 卸タイプ5Gの回線卸5Gに係る通信料の適用	基本使用料の料金種別が卸タイプ5Gの回線卸5Gの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金については、当社が別に定める料金額を適用します。 (注) この欄に規定する当社が別に定める通信は、手動接続通信、ISP料金支払いに係る通信及び(16)の(2)の適用を受ける通信等																														

	とします。																							
(16)の4 削 除																								
(16)の5 削 除																								
(16)の6 卸5 G データ+SMS プランの回線卸 5 Gに係る通信 料の適用	ア 基本使用料の料金種別が卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gとの間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。																							
	<table><tr><th>料 金 種 別</th><th colspan="2">料 金 額</th></tr><tr><td>回線卸5 Gデータ通信料</td><td>0.12円</td><td>（1 課金対象パ ケットごとに）</td></tr></table>		料 金 種 別	料 金 額		回線卸5 Gデータ通信料	0.12円	（1 課金対象パ ケットごとに）																
	料 金 種 別	料 金 額																						
	回線卸5 Gデータ通信料	0.12円	（1 課金対象パ ケットごとに）																					
	イ 基本使用料の料金種別が卸5 Gデータ+SMSプランの回線卸5 Gとの間のショートメッセージ通信モードによる通信に関する料金については、次表に規定する料金額を適用します。																							
	送信1 回ごとに																							
	<table><tr><th colspan="2">料 金 種 別</th><th>料 金 額</th></tr><tr><td rowspan="8">回線卸5 Gショ ートメッセージ 通信料</td><td>1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）</td><td>2.1円</td></tr><tr><td>71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）</td><td>4.2円</td></tr><tr><td>135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）</td><td>6.3円</td></tr><tr><td>202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）</td><td>8.4円</td></tr><tr><td>269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）</td><td>10.5円</td></tr><tr><td>336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）</td><td>12.6円</td></tr><tr><td>403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）</td><td>14.7円</td></tr><tr><td>470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）</td><td>16.8円</td></tr><tr><td>537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）</td><td>18.9円</td></tr></table>		料 金 種 別		料 金 額	回線卸5 Gショ ートメッセージ 通信料	1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）	2.1円	71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円	135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）	6.3円	202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）	8.4円	269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）	10.5円	336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）	12.6円	403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）	14.7円	470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）	16.8円	537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円
	料 金 種 別		料 金 額																					
	回線卸5 Gショ ートメッセージ 通信料	1～70文字（半角英数字のみの場合1～160文字）	2.1円																					
		71～134文字（半角英数字のみの場合161～306文字）	4.2円																					
135～201文字（半角英数字のみの場合307～459文字）		6.3円																						
202～268文字（半角英数字のみの場合460～612文字）		8.4円																						
269～335文字（半角英数字のみの場合613～765文字）		10.5円																						
336～402文字（半角英数字のみの場合766～918文字）		12.6円																						
403～469文字（半角英数字のみの場合919～1071文字）		14.7円																						
470～536文字（半角英数字のみの場合1072～1224文字）		16.8円																						
537～603文字（半角英数字のみの場合1225～1377文字）	18.9円																							

		604～670文字（半角英数字のみの場合1378～1530文字）	21円		
	(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P料金支払いに係る通信及び(16)の2の適用を受ける通信等とします。				
(17) 当社が提供する国際電話サービスの利用に係る通信の料金の適用	ア 国際電話サービスの利用に係る通話モードによる通信に関する料金の月間累計額については、当社の国際電話サービス契約約款の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。				
	(ア) 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの				
	① ②以外のもの	1 回線卸FOMA契約ごとに			
	<table><tr><td>国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額</td></tr><tr><td>当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額</td></tr></table>			国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額	当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額
	国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額				
	当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.25を乗じて得た額を控除した額				
	② 第1（基本使用料）の(3)に規定する定期利用に係る基本使用料の適用を受けている回線卸FOMAに係るもの				
	A 回線卸FOMAの最低契約数が1001回線の卸FOMA契約に係るもの	1 回線卸FOMA契約ごとに			
	<table><tr><td>国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額</td></tr><tr><td>当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額</td></tr></table>			国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額	当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額
	国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額				
当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.35を乗じて得た額を控除した額					
B 回線卸FOMAの最低契約数が8001回線の卸FOMA契約に係るもの	1 回線卸FOMA契約ごとに				
<table><tr><td>国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額</td></tr><tr><td>当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額</td></tr></table>			国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額	当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額	
国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額					
当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.45を乗じて得た額を控除した額					
(イ) 第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAに係るもの	1 回線卸FOMA契約ごとに				
<table><tr><td>国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額</td></tr><tr><td>当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額</td></tr></table>			国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額	当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額	
国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額					
当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額					

(ウ) 第3種卸X i 契約に係る回線卸X i に係るもの
1 回線卸X i 契約ごとに

国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額

当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額

(エ) 第3種卸5 G 契約に係る回線卸5 G に係るもの
1 回線卸5 G 契約ごとに

国際電話サービスの利用に係る通信の料金の月間累計額

当社の国際電話サービス契約約款の規定に基づき算定した料金の月間累計額から、その月間累計額に0.30を乗じて得た額を控除した額

イ 定期利用（回線卸F OMAの最低契約数が8001回線の卸F OMA契約に係るものに限ります。以下ウ及びエにおいて同じとします。）に係る第1種卸F OMA契約者は、第1（基本使用料）の(3)のキの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸F OMA契約ごとに

経過期間	支 払 い を 要 す る 額
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、卸F OMA契約に係る全ての回線卸F OMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、卸F OMA契約に係る全ての回線卸F OMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額

ウ 定期利用に係る第1種卸F OMA契約者は、第1（基本使用料）の(3)のコの適用を受けることとなった場合は、その定期利用に係る経過期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

1 卸FOMA契約ごとに			
経過期間	支 払 い を 要 す る 額		
12か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額		
12か月を超え 24か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額		
24か月を超え 36か月まで	左欄に該当する12料金月の各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額		
エ 第1種卸FOMA契約者は、その第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAについて、定期利用が開始された暦月から起算して、定期利用期間が経過する前に、その全てについて定期利用が解除された場合は、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。 1 卸FOMA契約ごとに <table><tr><td>支 払 い を 要 す る 額</td></tr><tr><td>定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額</td></tr></table>		支 払 い を 要 す る 額	定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額
支 払 い を 要 す る 額			
定期利用を開始した日の属する料金月から起算してその解除があった日の属する料金月までの各料金月における、第1種卸FOMA契約に係る全ての回線卸FOMAの国際電話サービスの利用に係る通信に関する料金の月間累計額について、アの(ア)の②のAの規定を適用した場合の額とアの(ア)の②のBの規定を適用した場合の額の差額を合計した額			
オ イからエの規定により算定した差額については、(3)に規定する控除可能額、パケット繰越額及び繰越額を適用しません。			
(18) 国際ショートメッセージ通信に関する料金の適用	国際ショートメッセージ通信に関する料金については、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款に規定する国際ショートメッセージ通信に関する料金の額と同額とします。		

(19) 通信料の適用に関するその他の提供条件

同一地区内及び同一地区外通信等の適用、昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用、列車公衆電話の電話機等との間の通信の料金の適用、付加機能の利用等に係る通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い及び通信料の減免については、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に定めるXi又は5Gサービス契約約款に定める5Gの場合に準ずるものとします。

第2の2 網改造料

網 改 造 料 の 額
当社の接続約款の規定に準じて算定した額

第3 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table> <tr> <th>料金種別</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>ア 契約事務手数料</td><td>回線卸携帯電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>イ 名義変更手数料</td><td>回線卸携帯電話契約に係る名義変更の請求(相続等に伴うものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td colspan="2">ウ 削 除</td></tr> <tr> <td>エ その他の手数料</td><td>当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき(イ欄に該当する場合を除きます。)に支払いを要する料金</td></tr> </table>	料金種別	内 容	ア 契約事務手数料	回線卸携帯電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 名義変更手数料	回線卸携帯電話契約に係る名義変更の請求(相続等に伴うものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ 削 除		エ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき(イ欄に該当する場合を除きます。)に支払いを要する料金
料金種別	内 容										
ア 契約事務手数料	回線卸携帯電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
イ 名義変更手数料	回線卸携帯電話契約に係る名義変更の請求(相続等に伴うものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
ウ 削 除											
エ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき(イ欄に該当する場合を除きます。)に支払いを要する料金										
(2) 削 除											
(3) その他の手数料の適用除外	1の契約について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料を要する手続きと同時に行われるものであるときは、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。										
(4) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1)欄及び2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。										

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
(1) 契約事務手数料	1 回線卸携帯電話契約 ごとに	2,000円
(2) 名義変更手数料	1 回線卸携帯電話契約 ごとに	2,000円
(3) 削 除		
(4) その他の手数料		別に算定する実費

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用	
(1) ユニバーサルサービス料の適用	回線卸携帯電話に係るユニバーサルサービス料の適用については、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に規定するXi又は5Gサービス契約約款に規定する5Gの場合に準ずることとします。
(2) ユニバーサルサービス料の適用除外	契約者識別番号がM2M等専用番号であると当社が認めたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、ユニバーサルサービス料の支払いを要しません。

2 料金額

ユニバーサルサービス料の料金額
回線卸携帯電話に係るユニバーサルサービス料については、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の額と同額とします。

(注) ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

第5 USIMカードの貸与等に係る費用

1 USIMカードの貸与に係る費用

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は4 F F	232円	卸FOMAサービス、卸Xiサービス又は卸5Gサービスでの利用が可能です。

2 eSIMの付与に係る費用

区 分	単 位	費用の額	備考
eSIMの付与に係る費用	1回のeSIMの付与に係る請求ごとに	別に定める料金額	卸Xiサービス又は卸5Gサービスでの利用が可能です。

第6 業務支援システムの利用に係る費用

区 分		単 位	費用の額	備 考
業務支援システム	ア イ以外のもの	1 セットごとに	7,000円	月額 U S I Mカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
	イ 他システムのファイル更新機能を有するもの	1 セットごとに	9,000円	月額 U S I Mカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
プリンタ		1 台ごとに	3,000円	月額
ネットワーク回線	ア 主回線	1 拠点ごとに	7,500円	月額
	イ 副回線	1 拠点ごとに	3,150円	月額

第7 電話リレーサービス料

1 適用

電 話 リ レ ー サ ー ビ ス 料 の 適 用	
(1) 電話リレーサービス料の適用	回線卸携帯電話に係る電話リレーサービス料の適用については、当社のFOMAサービス契約約款に規定するFOMA、Xiサービス契約約款に規定するXi又は5Gサービス契約約款に規定する5Gの場合に準ずることとします。
(2) 電話リレーサービス料の適用除外	契約者識別番号がM2M等専用番号であると当社が認めたときは、2（料金額）の規定にかかわらず、電話リレーサービス料の支払いを要しません。

2 料金額

電 話 リ レ ー サ ー ビ ス 料 の 料 金 額
回線卸携帯電話に係る電話リレーサービス料については、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する電話リレーサービス料の額と同額とします。

(注1) 電話リレーサービス料は、電話リレーサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。

(注2) 電話リレーサービス料の支払いを要する暦月は、1年毎に当社が別に定めるものとし、当社のインターネットホームページに掲載するものとします。

第2表 工事費
第1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
卸携帯電話サービスに関する工事費	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	別に算定する実費	—
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	15,460円	平日 9 時30分から18時までの間以外に工事を実施する場合は、別に算定する実費を適用します。

第2 立会費

区 分	工 事 費 の 額
当社が指定する立会者の立会いに要する費用	当社の接続約款に規定する立会費に係る手続費の額と同額

第3表 国際アウトローミング利用料

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	ア 国際アウトローミングに係る通信の種類には、第98条（通信の種類等）第1項に規定する卸FOMAサービスの通信の種類、卸Xiサービスの通信の種類又は卸5Gサービスの通信の種類と同一の種類があります。 イ 第1種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの契約者回線との間の通話モードによる通信は、行うことができません。 ウ 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA、第2種卸Xi契約に係る回線卸Xi及び第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの契約者回線との間の通話モード及びショートメッセージ通信モードによる通信は、行うことができません。 エ 基本使用料の料金種別が卸FOMAユビキタスプランに係る回線卸FOMA、卸Xiユビキタスプランに係る回線卸Xi及び卸5Gデータ+SMSプランに係る回線卸5Gの契約者回線との間の通話モードによる通信は、行うことができません。 オ 第1種卸Xi契約に係る回線卸Xiの契約者回線との間の通話モードによる通信は、行うことができません。 カ 当社は、端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けたとき、又は一定時間内にその接続確認が取れなかったときはパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を切断します。 （注1）国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者により異なります。 （注2）注1の規定によるほか、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、通信の状況等により変動します。 （注3）国際アウトローミングに係る通信の種類により、その外国の電気通信事業者の営業区域が異なる場合があります。
(2) 国際アウトローミング利用料の区分の適用	卸携帯電話サービスに係る国際アウトローミング利用料の区分は、当社のFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款及び5Gサービス契約約款に定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者のグループ及びその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に応じて適用します。
(3) 国際アウトローミング利用料の適用等	ア 卸FOMAサービスに係る国際アウトローミング利用料は、その通信をFOMAに係る通信とみなして、その通信の種類に応じて第133条（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と当社のFOMAサービス契約約款に規定する国際アウトローミング利用料の額により算定した額を適用します。 イ 料金表第1表第2（通信料）の(6)に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計（請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計）した額とし、(4)の適用を受ける通信に係るものを除きます。）からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。

	ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 ウ 卸X i サービスに係る国際アウトローミング利用料は、その通信をX iに係る通信とみなして、第133条（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と当社のX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング利用料の額により算定した額を適用します。 エ 卸5 G サービスに係る国際アウトローミング利用料は、その通信を5 Gに係る通信とみなして、第133条（国際アウトローミングの利用等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と当社の5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング利用料の額により算定した額を適用します。 オ パケット通信モード又はデータ通信モードの課金対象パケット数は、当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間を1のセッションとして、1セッションの情報量について128バイトごとに1の課金対象パケットとして測定します。 （注） 卸携帯電話サービスにおいて通信料が無料となる場合であっても、国際アウトローミングを利用したときは無料とならないことがあります。		
(4) パケット通信モード又はデータ通信モードに係る定額通信料の適用等	ア 当社は、回線卸携帯電話の契約者回線から当社のFOMAサービス契約約款、X i サービス契約約款及び5 G サービス契約約款に規定する定額対象事業者が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信（以下この欄において「対象通信」といいます。）に関する料金について、(3)の規定にかかわらず、次表の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「海外パケ・ホーダイ」といいます。）を適用します。 1セッションごとに <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center;">料 金 額</td></tr><tr><td style="text-align: center;">1 課金対象パケットごとに0.2円</td></tr></table> イ 対象通信に関する料金については、1のセッションの課金対象パケット数を、そのセッションの切断があった日における課金対象パケット数として、アに規定する料金額を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続された対象通信に係る料金については、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間毎に通信の切断があったものとみなして取り扱います。 ウ ア及びイの規定により算定した料金額の1暦日における累計額が1,980円を超えるときは、アの規定にかかわらず、1,980円を超える部分の料金の支払いを要しません。 ただし、当該1暦日における海外パケ・ホーダイに係る累計課金対象パケット数が200,000課金対象パケットを超えるときは、200,000課金対象パケットを超える部分の課金対象パケット数について、次表の規定により算定した額を適用します。 1セッションごとに	料 金 額	1 課金対象パケットごとに0.2円
料 金 額			
1 課金対象パケットごとに0.2円			

	<table><tr><td>料 金 額</td></tr><tr><td>1 課金対象パケットごとに0.2円</td></tr></table>	料 金 額	1 課金対象パケットごとに0.2円
料 金 額			
1 課金対象パケットごとに0.2円			
エ アからウの規定により算定した料金額の1 暦日における累計額が2,980円を超える場合は、ア及びウの規定にかかわらず、2,980円を超える部分の料金の支払いを要しません。 (注1) ウ及びエに規定する累計額及び累計課金対象パケット数は、パケット通信モードによる通信及びデータ通信モードによる通信に区分し、算出します。 (注2) 当社は、回線卸携帯電話に係る基本使用料の料金種別の変更等があった場合は、その変更のあった日を含む料金月における海外パケ・ホーダイに係る通信の料金について、セッションの切断があった順序にかかわらず、アからエの規定に基づき算定した料金額を適用します。			

別表 1 様式
様式第 1 (第31条の23第 2 項関係)

卸携帯電話サービス提供に係る事前調査申込書

第 号
年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

貴社の卸携帯電話サービス約款の第50条に定める守秘義務および、その他各規定に同意のうえ、貴社の卸携帯電話サービスを利用したい(利用内容を変更したい)ので、次の通り、事前調査を申し込みます。

卸携帯電話サービス提供(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
提供(変更)開始希望時期	
電気通信事業者としての登録または届出の実施有無(予定含む)	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

卸携帯電話サービス利用にあたっての具体的内容

1. 卸携帯電話サービスの種類(○印を記入)

①第1種卸FOMAサービス		一般利用
		定期利用(3年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(3年間)・最低契約数8,001回線
②第2種卸FOMAサービス		課金情報機能あり
		課金情報機能なし
③第3種卸FOMAサービス (卸FOMA総合利用プラン)		
④第3種卸FOMAサービス (卸FOMAユビキタスプラン)		一般利用
		定期利用(3年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数10,001回線
⑤第1種卸Xiサービス		一般利用
		定期利用(3年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(3年間)・最低契約数8,001回線
⑥第2種卸Xiサービス		課金情報機能あり
		課金情報機能なし
⑦第3種卸Xiサービス (卸タイプXi)		
⑧第3種卸Xiサービス (卸Xiユビキタスプラン)		一般利用
		定期利用(3年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数10,001回線
⑨第3種卸Xiサービス (卸Xiユビキタスプラン)		卸LPWAプランSS
		卸LPWAプランS
⑩第2種卸5Gサービス		課金情報機能あり
		課金情報機能なし
⑪第3種卸5Gサービス (卸タイプ5G)		

⑫第3種卸5Gサービス (卸5Gデータ+SMSプラン)		一般利用
		定期利用(3年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数1,001回線
		定期利用(5年間)・最低契約数10,001回線
2. 電気通信設備(○印、設置場所、回線帯域幅等を記入)		
(1) 電気通信設備の接続方法		
	ビジネスmoperaアクセスプレミアム契約(FOMAタイプ) (別途第31条の26第3項に基づきビジネスmopera契約を締結して頂きます。)	
	ビジネスmoperaアクセスプレミアム契約(Xiタイプ) (別途第31条の26第3項に基づきビジネスmopera契約を締結して頂きます。)	
	moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能利用 (別途第31条の26第3項に基づき契約を締結して頂きます。)	
	個別建設契約・従量利用	
	個別建設契約・帯域利用(FOMAGTP接続) 10Mb/s～(1.0Mb/sごとに)	Mb/s
	個別建設契約・帯域利用(XiGTP接続及び5GGTP接続) 10Mb/s～(1.0Mb/sごとに)	Mb/s
(2) 国際アウトローミング の利用		あり(第133条に基づき接続点を申し出て頂きます。)
		なし
(3) 接続点の設置希望地域		
(4) 接続方法の概要		
3. 利用予定回線数及び予測トラフィック		
別紙(利用予定回線数及び予測トラフィック)のとおり。		

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 2 接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)を添付すること。

様式第1 別紙

弊社利用予定回線数及び予測トラフィック値

1. 1. 利用予定回線数（第2種卸FOMA契約、第2種卸Xi契約又は第2種卸5G契約で接続点が複数ある場合は、接続点ごとに記入）

(1) 卸FOMA契約の場合

料金プラン/接続点名		サービス開始時	S年度末	S+1年度末	S+2年度末
① 第1種卸FOMA契約	卸FOMAデータプランSS				
	卸FOMAデータプランS				
	卸FOMAデータプランM				
	卸FOMAデータプランL				
	卸FOMAデータプランLL				
② 第2種卸FOMA契約	接続点名（ ）				
	接続点名（ ）				
	接続点名（ ）				
	接続点名（ ）				
	接続点名（ ）				
③ 第3種卸FOMA契約	卸FOMA総合利用プラン				
	卸FOMAユビキタスプラン				

(2) 卸Xi契約の場合

料金プラン/接続点名		サービス開始時	S年度末	S+1年度末	S+2年度末
① 第1種卸Xi契約	卸XiデータプランSS				
	卸XiデータプランS				
	卸XiデータプランM				
	卸XiデータプランL				
	卸XiデータプランLL				
② 第2種卸Xi契約	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
③ 第3種卸Xi契約	卸タイプXi				
	卸Xiユニビキタスプラン	① ②③以外			
		②卸LPWAプランSS			
		③卸LPWAプランS			

(3) 卸5G契約の場合[41]

料金プラン/接続点名		サービス開始時	S年度末	S+1年度末	S+2年度末
① 第2種卸5G契約	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
	接続点名()				
② 第3種卸5G契約	卸タイプ5G				
	卸5Gデータ+SMSプラン				

2. 予測トラフィック値

パケット通信モード（接続点が複数ある場合は、接続点ごとに記入）				
接続点名()	サービス開始時	S年度末	S+1年度末	S+2年度末
回線帯域幅 (Mb/s)				
最大同時接続数				

様式第2（第31条の26第1項関係）

卸携帯電話サービス契約申込書

第 号
年 月 日

殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

弊社事前調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社回答書(年 月 日付け
号)につきまして、貴社の卸携帯電話サービス契約約款の手続きに準じ、回答書の内容で卸携
帯電話サービス契約を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス） 当社、契約者又は協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（当社が別に定めるものに限り、）の契約者識別番号等を登録することにより、登録された契約者識別番号等からの以後の着信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによるものに限り、）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能をいいます。	(1) 第1種卸FOMA契約若しくは第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA（卸FOMAユビキタスプランに係るものを除きます。）、第3種卸Xi契約に係る回線卸Xi（卸Xiユビキタスプランに係るものを除きます。）又は第3種卸5G契約に係る回線卸5G（卸5Gデータ+SMSプランに係るものを除きます。）に限り提供します。 (2) 卸携帯電話契約者が登録できる契約者識別番号等の数は、当社が別に定める数以内とします。 (3) (2)に規定する数を超過して登録しようとするときは、登録されている契約者識別番号等のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。 (4) 当社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から当社が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切ります。 (5) (4)に規定する通信に関する料金は、第106条（通信料の支払義務）及び第110条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により支払いを要する者が、支払っていただきます。 (6) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されている契約者識別番号等を消去することがあります。 (7) 当社は、現に登録されている契約者識別番号等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (8) 契約者識別番号等の登録方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2 国際ローミング機能 FOMAカード又はドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、その契約者回線に着信（通話モード又はショートメッセージ	(1) この機能の利用に係る通信の料金については、発信者の契約者回線からこの機能を利用している契約者回線への通信（当社がその直前に確認できた日本国内の地域にその契約者回線が在圏するものとみなして取り扱います。）と、その契約者回線から当

ジ通信モードによるものに限りま。 があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。	社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。 (2) この機能に係る料金その他の提供条件は、国際電話サービス（国際電話サービス契約約款に規定するものをいい、国際ローミング機能に係るものに限りま。）の規定に準じて取扱います。
3 課金情報機能 当社が、第2種卸FOMA契約者が課金するために必要な回線卸FOMAにおけるパケット通信モードに係る課金対象パケットの情報量、第2種卸Xi契約者が課金するために必要な回線卸Xiにおけるデータ通信モードに係る課金対象パケットの情報量又は第2種卸5G契約者が課金するために必要な回線卸5Gにおけるデータ通信モードに係る課金対象パケットの情報量に関する情報を、当社が定める方法により契約者へ提供する機能をいいます。	第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA、第2種卸Xi契約に係る回線卸Xi又は第2種卸5G契約に係る回線卸5Gに限り提供します。
4 通信中着信機能（キャッチホン） 通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限りま。）を保留し、次の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 (1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。 (2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。	第1種卸FOMA契約若しくは第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA（卸FOMAユビキタスプランに係るものを除きま。）、第3種卸Xi契約に係る回線卸Xi（卸Xiユビキタスプランに係るものを除きま。）又は第3種卸5G契約（卸5Gデータ+SMSプランに係るものを除きま。）に係る回線卸5Gに限り提供します。
5 自動着信転送機能（転送でんわ） その契約者回線に着信する通信（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによるものに限りま。以下この欄において同じとします。）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能をいいます。	(1) 第1種卸FOMA契約若しくは第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA（卸FOMAユビキタスプランに係るものを除きま。）、第3種卸Xi契約に係る回線卸Xi（卸Xiユビキタスプランに係るものを除きま。）又は第3種卸5G契約に係る回線卸5G（卸5Gデータ+SMSプランに係るものを除きま。）に限り提供します。 (2) 通信時間は、この機能により転送される

	通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。 (3) この機能により転送される通信の料金については、この機能を利用している契約者が支払いを要します。 (4) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (5) この機能に係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 (6) この機能により一定時間内にその契約者回線から転送される通信の回数は、当社が定める数以内とします。 (7) この機能を利用している契約者回線への通信又はこの機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。
6 留守番電話及び不在案内機能 その契約者回線に着信した通信（通話モードによる通信又は64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限りします。）に限りします。）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信（通話モードによるものに限りします。）に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能をいいます。	(1) 第1種卸FOMA契約若しくは第3種卸FOMA契約に係る回線卸FOMA（卸FOMAユビキタスプランに係るものを除きます。）、第3種卸Xi契約に係る回線卸Xi（卸Xiユビキタスプランに係るものを除きます。）又は第3種卸5G契約（卸5Gデータ+SMSプランに係るものを除きます。）に係る回線卸5Gに限り提供します。 (2) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。 (3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージに係る情報が消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージ及び情報の復元はできません。 (4) 64kb/sデジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、卸携帯電話サービス、FOMAサービス若しくはXiサービスの契約

	者回線又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信（当社が別に定める場合を除きます。）に限り、行うことができます。 (5) 64kb/sデジタル通信モードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている回線卸携帯電話に係る在圏地域（在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域）が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。 (6) メッセージの再生等当社が別に定める機能の利用のために行った通信（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます。）に係る料金は、この機能を利用している契約者が支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 (7) メッセージの再生等当社が別に定め機能の利用のために、その機能の提供を受けている回線卸FOMA、回線卸Xi又は回線卸5Gの契約者回線から行った通信の料金は、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。 (8) この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 (9) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
7 5GSA 卸5Gサービスのうち、5GSAサービスを利用することができる機能をいいます。	(1) 第2種卸5G契約若しくは第3種卸5G契約に係る回線卸5Gに限り提供します。 (2) この機能に係る提供条件（料金等の規定を除きます。）は、当社の5Gサービス契約約款、及び5GSA利用規約の規定に準じて取り扱います。

8 無線区間優先データ通信機能
移動無線装置と無線基地局設備との間のデータ通信モードによる通信を優先的に取扱う機能をいいます。

- (1) 第2種卸5G契約若しくは第3種卸5G契約に係る回線卸5Gに限り提供します。
- (2) この機能に係る提供条件（料金等の規定を除きます。）は、当社の5Gワイド利用規約の規定に準じて取り扱います。
- (3) この機能の利用に係る通信の料金は、料金表第1表（料金）第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料又は卸5Gデータ＋SMSプランの回線卸5Gに係る通信料の料金額のほか、当社が別に定める料金額を適用します。

別表3 卸携帯電話サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
卸携帯電話サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

別表4 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 固定電気通信事業者	2 から 4 以外の電気通信事業者
2 PHS 事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下、「番号規則」といいます。）」別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用してPHS サービスを提供する協定事業者
3 携帯電話事業者	番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して携帯電話サービスを提供する協定事業者
4 国際電気通信事業者等	国際電話等役務を提供する電気通信事業者

別表5 相互接続通信の料金の取扱い

- 1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの
(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1 発信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ： 固定電気通信事業者 に係る電気通信設備	料金設定事業者 ： 当社 料金を請求する事業者 ： 当社 料金の支払いを要する者 ： その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ： この約款に定めるところによります。
2 発信側の電気通信設備 ： 固定電気通信事業者 に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ： 当社の契約者回線等	料金設定事業者 ： 当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 ： 固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ： その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ： その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところによります。

3	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : PHS 事業者に係る 電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備 : PHS 事業者に係る 電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : PHS 事業者 料金を請求する事業者 : PHS 事業者 料金の支払いを要する者 : その PHS 事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その PHS 事業者の契約約款に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る 電気通信設備	料金設定事業者 : 当社 料金を請求する事業者 : 当社 料金の支払いを要する者 : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い : この約款に定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備 : 携帯電話事業者に係る 電気通信設備 着信側の電気通信設備 : 当社の契約者回線	料金設定事業者 : 携帯電話事業者 料金を請求する事業者 : 携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 : 携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い : その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによります。

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信（当社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます。）

その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 1 以外のもの

(1) (2) 以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払を要します。

ウ 他社契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払を要します。

ただし、通信の料金を着信のあった契約者回線の契約者に課金する取扱いを受けた場合の相互接続通信については、その着信のあった契約者回線の契約者が支払を要することとなります。

- (2) パケット通信モード又はデータ通信モードによる相互接続通信
契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

別表 6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別表 7 通信の優先的取扱いに係る機関名

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別表 6 に定める基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

附 則（平成20年12月15日経企第1057号）

この約款は、平成20年12月22日から実施します。

附 則（平成21年 9 月18日経企第651号）

この改正規定は、平成21年10月 1 日から実施します。

附 則（平成21年12月15日経企第960号）

この改正規定は、平成22年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成22年 3 月 4 日経企第1263号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 3 月 4 日から実施します。

（基本使用料の料金種別に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

データプランSS	卸データプランSS
データプランS	卸データプランS
データプランM	卸データプランM
データプランL	卸データプランL
データプランLL	卸データプランLL

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されている卸FOMA契約（料金表第1表第1（基本使用料）に規定する定期利用を選択しているものに限り。）は、この改正規定実施の日において、卸FOMA契約（定期利用を選択しているものであって、契約者からあらかじめ申出のあった回線卸FOMAの最低契約数が1001回線のものに限り。）に移行したものとみなします。

附 則（平成22年 7 月 1 日経企第417号）

この改正規定は、平成22年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成22年 7 月26日経企第510号）

この改正規定は、平成22年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成22年 8 月24日経企第621号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年 9 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、P T T通信モードに関する部分については、平成22年10月 1 日から、国際アウトローミング利用料に係る控除残額及び繰越残額の控除に関する部分については、平成22年12月 1 日から、実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった卸FOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（国際アウトローミング利用料の適用に関する特例）

- 3 この改正規定実施日から平成23年 3 月31日までの間において、料金表第3表（国際アウトローミング利用料）の(4)のア及びイの規定により算定した対象通信に関する料金については、同欄ア、ウ及びエの規定にかかわらず、同欄アの規定により算定した1暦日における累計額が1,480円を超える場合は、1,480円を超える部分の料金の支払いを要しません。

附 則（平成22年 9 月29日経企第749号）

この改正規定は、平成22年10月 1 日から実施します。

附 則（平成22年12月20日経企第1062号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年12月24日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

卸データプランSS	卸FOMAデータプランSS
卸データプランS	卸FOMAデータプランS
卸データプランM	卸FOMAデータプランM
卸データプランL	卸FOMAデータプランL
卸データプランLL	卸FOMAデータプランLL
卸タイプSS	卸FOMAタイプSS
卸タイプS	卸FOMAタイプS
卸タイプM	卸FOMAタイプM
卸タイプL	卸FOMAタイプL
卸タイプLL	卸FOMAタイプLL
卸ユビキタスプラン	卸FOMAユビキタスプラン

附 則（平成23年1月25日経企第1150号）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則（平成23年4月27日経企第129号）

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

附 則（平成23年5月25日経企第227号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月24日経企第380号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

ただし、卸FOMAユビキタスプランの回線卸FOMAに係る通信料の適用に関する部分は、平成23年7月13日から実施します。

(事務取扱所の営業日に関する変更措置)

- 2 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間における、事務取扱所の営業日は水曜日、木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日とします（平成23年7月20日、平成23年9月7日及び平成23年9月23日を除きます。）。

附 則（平成23年7月8日経企第452号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附 則（平成23年8月20日経企第612号）

この改正規定は、平成23年8月25日から実施します。

附 則（平成23年9月30日経企第744号）

この改正規定は、平成23年10月3日から実施します。

附 則（平成23年11月22日経企第940号）

この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。

附 則（平成24年3月23日経企第1504号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信料に関する部分については、平成24年3月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年6月25日経企第396号)

この改正規定は、平成24年6月26日から実施します。

附 則 (平成24年7月24日経企第543号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(海外パケ・ホーダイの通信料に係る特例)

- 3 この改正規定実施の日から平成24年8月31日までの間において、料金表第3表の(4)の規定により算定した料金(当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する、国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信に関する料金に限ります。)について、1暦日における累計額が980円を超える場合は、980円を超える部分の料金の支払いを要しません。

(注) 第3項に規定する当社が別に定める外国の電気通信事業者は、FOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款に規定するEverything Everywhere Limited、Telefonica UK Limited、Hutchison 3G UK Ltd 及びVodafone Limitedをいいます。

附 則 (平成24年8月23日経企第661号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 この改正規定中、通信料に関する部分については、平成24年9月1日に呼出しがあった通信から適用します。

附 則 (平成24年11月9日経企第983号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年11月16日から実施します。

ただし、手続きに関する料金に係る部分は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成25年1月10日経企第1218号)

この改正規定は、平成25年1月10日から実施します。

附 則 (平成25年1月23日経企第1268号)

この改正規定は、平成25年1月25日から実施します。

附 則 (平成25年3月22日経企第1545号)

この改正規定は、平成25年3月29日から実施します。

附 則 (平成25年7月30日経企第564号)

この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

附 則 (平成25年12月9日経企第1147号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年12月13日から実施します。

附 則 (平成26年2月24日経企第1434号)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年 3 月25日経企第1592号）

この改正規定は、平成26年 3 月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、他社相互接続通信に係る協定事業者に関する部分については、平成26年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 6 月18日経企第397号）

この改正規定は、平成26年 6 月24日から実施します。

附 則（平成26年 9 月23日経企第940号）

この改正規定は、平成26年10月 1 日から実施します。

附 則（平成26年10月28日経企第1155号）

この改正規定は、平成26年10月29日から実施します。

附 則（平成26年12月17日経企第1423号）

この改正規定は、平成26年12月22日から実施します。

附 則（平成27年 3 月24日経企第1955号）

この改正規定は、平成27年 3 月27日から実施します。

附 則（平成27年 3 月27日経企第2012号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年 3 月31日から実施します。

（接続料金の遡及適用）

- 2 当社は、料金表第 1 表第 2（通信料）(5) 帯域利用に係る回線卸 F O M A の定額通信料の適用及び(13) 帯域利用に係る回線卸 X i の定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸 F O M A 及び回線卸 X i の定額通信料については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成27年 6 月26日経企第688号）

この改正規定は、平成27年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成27年 7 月23日経企第848号）

この改正規定は、平成27年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成27年10月27日経企第1292号）

この改正規定は、平成27年11月 1 日から実施します。

附 則（平成28年 3 月24日経企第2034号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 3 月31日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった卸携帯電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（料金の遡及適用）

- 3 当社は、料金表第 1 表第 2（通信料）(5) 帯域利用に係る回線卸 F O M A の定額通信料の適用及び(13) 帯域利用に係る回線卸 X i の定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸 F O M A 及び回線卸 X i の定額通信料については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成28年 5 月13日経企第165号）

この改正規定は、平成28年 5 月19日から実施します。

附 則（平成28年 6 月 1 日経企第263号）

この改正規定は、平成28年 6 月 6 日から実施します。

附 則（平成28年 7 月22日経企第614号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 8 月 1 日から実施します。

（料金の遡及適用に関する特例措置）

- 2 当社は、料金表第 1 表第 2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸 F O M A 及び回線卸 X i の定額通信料の料金額については、第113条（料金の遡及適用）の規定にかかわらず、

変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附 則（平成28年10月14日経企第1023号）

この改正規定は、平成28年10月21日から実施します。

附 則（平成29年3月9日経企第1800号）

この改正規定は、平成29年3月9日から実施します。

附 則（平成29年3月22日経企第1877号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年3月31日から実施します。

（料金の遡及適用）

2 当社は、料金表第1表第2（通信料）(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用及び(13)帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA及び回線卸Xiの定額通信料については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成29年6月28日経企第484号）

この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

附 則（平成29年8月30日経企第1061号）

この改正規定は、平成29年9月4日から実施します。

附 則（平成29年9月25日経企第1292号）

この改正規定は、平成29年10月2日から実施します。

附 則（平成29年10月25日経企第1569号）

この改正規定は、平成29年11月1日から実施します。

附 則（平成29年12月25日経企第2195号）

この改正規定は、平成29年12月28日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、第137条第2項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン及び卸Xi特定接続プランに係る基本使用料の料金額は原価算定期間が平成28年4月1日以降のものから、料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与に係る費用）に規定する費用の額は平成30年4月1日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン及び卸Xi特定接続プランに係る基本使用料の料金額は原価算定期間が平成29年4月1日以降のものから、料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与に係る費用）に規定する費用の額は、平成31年4月1日以降に適用するものから実施します。

附 則（平成30年3月26日経企第3015号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年3月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表2（付加機能）第2欄の規定及び料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与に係る費用）の規定については、平成30年4月1日から、実施します。

（付加機能）

2 当社は、この改正規定実施の日から平成30年3月31日までの間において、国際ローミング機能について、別表2（付加機能）第2欄の規定にかかわらず、次表の規定を適用します。

種類	提供条件
2 国際ローミング機能 FOMAカード又はドコモUSIMカードを装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏して	(1) 国際アウトローミングに係る電気通信回線への転送は、当社が提供する国際電話サービスを利用して行います。 (2) この機能の利用に係る通信の料金について

いることを確認し、その契約者回線に着信（通話モード、64kb/sデジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。）があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。

ては、発信者の契約者回線からこの機能を利用している契約者回線への通信（当社がその直前に確認できた日本国内の地域にその契約者回線が在圏するものとみなして取り扱います。）と、その契約者回線から当社が提供する国際電話サービスを利用して行った国際アウトローミングに係る電気通信回線への通信があったものとみなして取り扱います。

（ＵＳＩＭカードの貸与に係る費用の額）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から平成30年3月31日までの間において、ＵＳＩＭカードの貸与に係る費用について、料金表第1表（料金）第5（ＵＳＩＭカードの貸与に係る費用）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区分	単位	形状	費用の額	備考
ＵＳＩＭカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	Ｐｌｕｇ－ｉｎ ＵＩＣＣ、 Ｍｉｎｉ－ＵＩＣＣ、又は４ ＦＦ	394円	卸ＦＯＭＡサービス又は卸Ｘｉサービスでの利用が可能です。

（料金の遡及適用）

- 4 当社は、料金表第1表第2（通信料）(5)帯域利用に係る回線卸ＦＯＭＡの定額通信料の適用及び(13)帯域利用に係る回線卸Ｘｉの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸ＦＯＭＡ及び回線卸Ｘｉの定額通信料については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成30年6月29日経企第874号）

（実施期日）

この改正規定は、平成30年6月29日から実施します。

附 則（平成31年1月22日経企第2577号）

この改正規定は、平成31年1月25日から実施します。

附 則（平成31年3月27日経企第3175-1号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年3月29日から実施します。

（料金の遡及適用）

- 2 当社は、料金表第1表第2（通信料）(5)帯域利用に係る回線卸ＦＯＭＡの定額通信料の適用及び(13)帯域利用に係る回線卸Ｘｉの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸ＦＯＭＡ及び回線卸Ｘｉの定額通信料については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

附 則（平成31年3月27日経企第3175-2号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

（卸ＦＯＭＡ契約に係る卸ＦＯＭＡ総合利用プランの回線卸ＦＯＭＡの最低契約数に係る経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する卸ＦＯＭＡ契約に係る卸ＦＯＭＡ総合利用プランの回線卸ＦＯＭＡの最低契約数を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する卸ＦＯＭＡ契約に係る卸ＦＯＭＡ総合利用プランの回線卸ＦＯＭＡの最低契約数を選択したものとみなし

す。

2001回線	1001回線
--------	--------

附 則（平成31年4月24日経企第218号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成31年4月25日から実施します。
（基本使用料の料金種別に係る経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

卸X i ユビキタスプラン	卸X i ユビキタスプラン ① ②③以外
---------------	----------------------

附 則（令和元年5月16日経企第377号）
この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則（令和元年12月4日経企第2267号）
この改正規定は、令和元年12月11日から実施します。

- 附 則（令和2年3月30日経企第3303号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。
ただし、改正規定のうち、第68条（回線卸FOMA契約の申込等）、第112条の2（料金の実績に基づく精算）、第113条（接続料金の適及適用）、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）第1号カ及びキ並びに料金表第1表（料金）第1（基本使用料）に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸X i 特定接続プラン及び卸5 G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表（料金）第2（通信料）に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸X i 及び回線卸5 Gの定額通信料の料金額については、令和2年4月1日から適用します。
（料金の適及適用）
 - 2 削除
（料金等の精算に係る経過措置）
 - 3 この改正規定にかかわらず、前項の料金表第1表第2（通信料）(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用及び(13)帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用帯域利用に係る回線卸FOMA及び回線卸X i の定額通信料については、従前の第113条（料金の適及適用）の規定に基づき、平成31年4月1日に適及して、変更後の料金額を適用する場合があります。
（USIMカードの貸与に係る費用の額）
 - 4 当社は、この改正規定実施の日から令和2年3月31日までの間において、USIMカードの貸与に係る費用について、料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与に係る費用）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	335円	FOMA直収パケット接続機能又はX i 直収パケット接続機能での利用が可能です。

(情報開示に係る経過措置)

- 5 この改正規定のうち、第137条の2第3項第2号に規定する、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)に規定する卸FOMA特定接続プラン、卸Xi特定接続プラン及び卸5G特定接続プランに係る基本使用料の料金額、料金表第1表(料金)第2(通信料)に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料の料金額について、当年度実績によって算定した精算のための料金額の算定に用いた需要の対前年度比に関する情報の提供については、令和3年4月1日から実施し、第137条の2第3項第3号に規定する原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報の提供については、第112条の2(料金の実績に基づく精算)に基づき、当年度実績によって算定した精算のための料金額を把握した日以降に実施します。
- 6 この改正規定にかかわらず、第137条第3項第1号及び第2号に規定する情報の提供については、附則第2項の料金表に規定する卸FOMA特定接続プラン及び卸Xi特定接続プランに係る基本使用料の料金額、帯域利用に係る回線卸FOMA及び回線卸Xiの定額通信料の料金額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報は、従前の通り、提供するものとします。

附 則 (令和2年11月18日経企第1987号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年12月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者が利用している業務支援システムの提供条件については、その業務支援システムを更改するまでの間はなお従前のとおりとし、料金表第1表(料金)第6(業務支援システムの利用に係る費用)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分		単 位	費用の額	備 考
ネットワ ーク回線	ア 主回線	1 拠点ごとに	14,300円	月額
	イ 副回線	1 拠点ごとに	6,000円	月額

附 則 (令和2年12月24日経企第2270-3)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月5日から実施します。
(料金の遡及適用)
- 2 当社は、料金表第1表第2(通信料)の規定にかかわらず、(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用及び(13)帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA及び回線卸Xiの定額通信料については、次表に規定する額を平成31年4月1日に遡及して令和2年3月31日までそれぞれ適用します。

通 信 料 の 適 用	
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	ア 第2種卸FOMA契約又は第3種卸FOMA契約(帯域利用を選択しているものに限り)に係る回線卸FOMAのパケット通信モードによる通信に関する料金の月間累計額については、第106条(通信料の支払義務)の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。 1 卸FOMA契約ごとに

	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>定額通信料（月額）</th></tr><tr><td rowspan="2">（ア） GTP接続</td><td>10Mb/sのもの</td><td>427, 029円</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに</td><td>42, 702円</td></tr><tr><td colspan="3">（イ） 削 除</td></tr></table> イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者がその支払いを要します。 ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸FOMA契約者又は第3種卸FOMA契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。 （ア） 暦月の初日以外の日に卸FOMA契約が締結されたとき。 （イ） 暦月の初日以外の日にアに規定する通信の接続方法若しくは通信回線帯域幅の変更又は卸FOMA契約の解除があったとき。 （ウ） 暦月の初日に卸FOMA契約が締結され、その日にその卸FOMA契約の解除があったとき。 エ ウに規定する定額通信料の日割は、暦日数により行います。 オ 回線卸FOMAを利用することができない期間があった場合の回線卸FOMAに係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。	区 分	単 位	定額通信料（月額）	（ア） GTP接続	10Mb/sのもの	427, 029円	10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに	42, 702円	（イ） 削 除		
区 分	単 位	定額通信料（月額）										
（ア） GTP接続	10Mb/sのもの	427, 029円										
	10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに	42, 702円										
（イ） 削 除												
(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用	ア 第2種卸Xi契約又は第3種卸Xi契約（帯域利用を選択しているものに限ります。）に係る回線卸Xiのデータ通信モードに係る通信に関する料金の月間累計額については、第106条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、通信回線帯域幅に応じて、次表に規定する定額通信料の額を適用します。 1 卸Xi契約ごとに <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>定額通信料（月額）</th></tr><tr><td rowspan="2">（ア） GTP接続</td><td>10Mb/sのもの</td><td>427, 029円</td></tr><tr><td>10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに</td><td>42, 702円</td></tr><tr><td colspan="3">（イ） 削 除</td></tr></table> イ アに規定する定額通信料は、帯域利用を選択する第2種卸Xi契約者又は第3種卸Xi契約者がその支払いを要します。 ウ 当社は、帯域利用を選択する第2種卸Xi契約者又は第3種卸Xi契約者から帯域利用の選択を終了する旨の申出があった場合のほか、次の場合が生じたときは、アに規定する定額通信料の料金額をその利用日数に応じて日割します。 （ア） 暦月の初日以外の日に卸Xi契約が締結されたとき。 （イ） 暦月の初日以外の日にアに規定する通信の接続方法若しくは	区 分	単 位	定額通信料（月額）	（ア） GTP接続	10Mb/sのもの	427, 029円	10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに	42, 702円	（イ） 削 除		
区 分	単 位	定額通信料（月額）										
（ア） GTP接続	10Mb/sのもの	427, 029円										
	10Mb/sを超える 1. 0Mb/sごとに	42, 702円										
（イ） 削 除												

	通信回線帯域幅の変更又は卸X i 契約の解除があったとき。 (ウ) 暦月の初日に卸X i 契約が締結され、その日にその卸X i 契約の解除があったとき。 エ ウに規定する定額通信料の日割は、暦日数により行います。 オ 回線卸X iを利用することができない期間があった場合の回線卸X iに係る定額通信料の取扱いについては、ウの規定に準ずるものとします。
--	---

(情報開示)

- 3 当社は、契約申込者から請求があるときは、前項の表に規定する料金額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を、当社の事務取扱所において、提供するものとします。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。

(その他)

- 4 経企第3303号(令和2年3月30日)の附則を次のように改めます。

(1) 第2項を次のように改めます。

削除

附 則(令和3年3月23日経企第3078-3)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。

(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)

- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和3年3月31日までの間において、U S I Mカードの貸与に係る費用について、料金表第1表(料金)第5(U S I Mカードの貸与に係る費用)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
U S I Mカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は4 F F	292円	卸F O M Aサービス、卸X iサービス又は卸5Gサービスでの利用が可能です。

附 則(令和3年2月26日経企第2789-3号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則(令和3年3月29日経企第3172号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(卸F O M A契約に係る卸F O M A総合利用プランに係る規定)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄に規定する基本料の料金種別を選択している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する基本料の料金種別を選択したものとみなします。

卸F O M AタイプS S 卸F O M AタイプS 卸F O M AタイプM 卸F O M AタイプL	卸F O M A総合利用プラン
--	-----------------

(定期利用に係る経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、卸FOMA契約に係る卸FOMA総合利用プランの回線卸FOMA、卸X i 契約に係る卸タイプX i の回線卸X i 又は卸5 G 契約に係る卸タイプ5 G の回線卸5 G の定期利用を選択している契約は、この改正規定実施の日において、改正後に規定する卸FOMA契約に係る卸FOMA総合利用プランの回線卸FOMA、卸X i 契約に係る卸タイプX i の回線卸X i 又は卸5 G 契約に係る卸タイプ5 G の回線卸5 G を選択したものとみなします。

附 則 (令和3年3月30日経企第3191号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった卸FOMAサービス、卸X i サービス、卸5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、第73条(卸FOMA契約者が行う回線卸FOMA契約の解除)、第81条(卸X i 契約者が行う回線卸X i 契約の解除)又は第82条の8(卸5 G 契約者が行う回線卸5 G 契約の解除)の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号の発行を受けている卸FOMA契約者、卸X i 契約者又は卸5 G 契約者が、この改正規定実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年6月24日経企第801-3号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

附 則 (令和3年7月6日経企第941号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。

附 則 (令和3年9月21日経企第1597号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年9月30日から実施します。

附 則 (令和3年9月24日経企第1619-2号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった卸FOMAサービス、卸X i サービス、卸5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年10月22日経企第1918号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年10月27日から実施します。

附 則 (令和3年12月10日経企第2381号)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年12月13日から実施します。

附 則 (令和3年12月24日経企第2525号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年12月31日から実施します。

(料金の実績に基づく基本使用料の精算)

- 2 当社は、第112条の2(料金の実績に基づく精算)に基づき、料金表第1表第1(基本使用料)の規定にかかわらず、(2)第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の

適用、(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5 G 契約に係る回線卸5 G の基本使用料の適用に規定する回線卸F OMA、回線卸X i 及び回線卸5 G の基本使用料について、令和2年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和2年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

基 本 使 用 料 の 適 用		
(2) 第2種卸F OMA 契約に係る回線卸F OMA の基本使用料の適用	1 回線卸F OMA 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸F OMA 特定接続プラン	75円
(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用	1 回線卸X i 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸X i 特定接続プラン	75円
	① ②以外	
	② L PWA	
(8) の2 第2種卸5 G 契約に係る回線卸5 G の基本使用料の適用	1 回線卸5 G 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸5 G 特定接続プラン	75円

（料金の実績に基づく通信料の精算）

- 3 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表第2（通信料）の規定にかかわらず、(5) 帯域利用に係る回線卸F OMA の定額通信料の適用、(13) 帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用及び(16) の2 帯域利用に係る回線卸5 G の定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸F OMA、回線卸X i 及び回線卸5 G の定額通信料について、令和2年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和2年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

通 信 料 の 適 用		
(5) 帯域利用に係る回線卸F OMA の定額通信料の適用	1 卸F OMA 契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに
		定額通信料（月額）
		372,808円
		37,280円

(13) 帯域利用に係る回線卸X iの定額通信料の適用	1 卸X i 契約ごとに	
	区 分	単 位
	定額通信料 (月額)	
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	372,808円
	10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	37,280円
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5 Gの定額通信料の適用	1 卸5 G 契約ごとに	
	区 分	単 位
	定額通信料 (月額)	
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	372,808円
	10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	37,280円

附 則 (令和4年2月28日経企第3016号)

(実施期日)

この改正規定は、令和4年3月7日から実施します。

附 則 (令和4年3月24日経企第3294号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。

(基本使用料の額)

2 当社は、この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の規定にかかわらず、(2)第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用、(6)第2種卸X i契約に係る回線卸X iの基本使用料の適用及び(8)の2第2種卸5 G契約に係る回線卸5 Gの基本使用料の適用に規定する回線卸FOMA、回線卸X i及び回線卸5 Gの基本使用料について、次表に規定する額を適用します。

基 本 使 用 料 の 適 用		
(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用	1 回線卸FOMA契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額 (月額)
	卸FOMA特定接続プラン	73円
(6) 第2種卸X i契約に係る回線卸X iの基本使用料の適用	1 回線卸X i 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額 (月額)
	卸X i 特定接続プラン	73円
	① ②以外	
	② LPWA	

(8)の2 第2種 卸5G契約に係 る回線卸5Gの 基本使用料の適 用	1回線卸5G契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸5G特定接続プラン	73円

（定額通信料の額）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第2（通信料）の規定にかかわらず、(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用及び(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料について、次表に規定する額を適用します。

通 信 料 の 適 用			
(5) 帯域利用に係 る回線卸FOM Aの定額通信料 の適用	1卸FOMA契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	283,859円
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	28,385円
(13) 帯域利用に 係る回線卸Xi の定額通信料の 適用	1卸Xi契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	283,859円
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	28,385円
(16) 帯域利用に 係る回線卸5G の定額通信料の 適用	1卸5G契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	283,859円
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	28,385円

（USIMカードの貸与に係る費用の額）

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和4年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第5（USIMカードの貸与等に係る費用）の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
U S I Mカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は4 F F	261円	卸F O M Aサービス、卸X iサービス又は卸5 Gサービスでの利用が可能です。

附 則（令和4年6月10日経企第664号）

（実施期日）

この改正規定は、令和4年6月17日から実施します。

附 則（令和4年8月22日経企第1453号）

（実施期日）

この改正規定は、令和4年8月24日から実施します。

附 則（令和4年12月19日経企第2964号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年12月26日から実施します。

（料金の実績に基づく基本使用料の精算）

2 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表第1（基本使用料）の規定にかかわらず、(2) 第2種卸F O M A契約に係る回線卸F O M Aの基本使用料の適用、(6) 第2種卸X i契約に係る回線卸X iの基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5 G契約に係る回線卸5 Gの基本使用料の適用に規定する回線卸F O M A、回線卸X i及び回線卸5 Gの基本使用料について、令和3年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

基 本 使 用 料 の 適 用			
(2) 第 2 種卸 F O MA 契約に係る 回線卸 F OMA の基本使用料の 適用	1 回線卸 F OMA 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 F OMA 特定接続プラン		71円
(6) 第 2 種卸 X i 契約に係る回線 卸 X i の基本使 用料の適用	1 回線卸 X i 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 X i 特定 接続プラン	① ②以外	71円
		② L PWA	
(8) の 2 第 2 種 卸 5 G 契約に係 る回線卸 5 G の 基本使用料の適 用	1 回線卸 5 G 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 5 G 特定接続プラン		71円

(料金の実績に基づく通信料の精算)

- 3 当社は、第112条の2(料金の実績に基づく精算)に基づき、料金表第1表第2(通信料)の規定にかかわらず、(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13)帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用及び(16)の2帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料について、令和3年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和3年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

通 信 料 の 適 用		
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	1 卸FOMA契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに
(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用	1 卸Xi契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用	1 卸5G契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに

附 則 (令和5年2月22日経企第3806号)

(実施期日)

この改正規定は、令和5年3月3日から実施します。

附 則 (令和5年3月24日経企第4272号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年3月31日から実施します。

(基本使用料の額)

- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和5年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)第1(基本使用料)の規定にかかわらず、(2)第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用、(6)第2種卸Xi契約に係る回線卸Xiの基本使用料の適用及び(8)の2第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料の適用に規定する回線卸FOM

A、回線卸X i 及び回線卸5 Gの基本使用料について、次表に規定する額を適用します。

基 本 使 用 料 の 適 用		
(2) 第2種卸F O M A契約に係る回線卸F O M Aの基本使用料の適用	1回線卸F O M A契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸F O M A特定接続プラン	69円
(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用	1回線卸X i 契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸X i 特定接続プラン	① ②以外 69円
		② L P W A
(8) の 2 第2種卸5 G契約に係る回線卸5 Gの基本使用料の適用	1回線卸5 G契約ごとに	
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月額）
	卸5 G特定接続プラン	69円

（定額通信料の額）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和5年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第2（通信料）の規定にかかわらず、(5) 帯域利用に係る回線卸F O M Aの定額通信料の適用、(13) 帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用及び(16)の2 帯域利用に係る回線卸5 Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸F O M A、回線卸X i 及び回線卸5 Gの定額通信料について、次表に規定する額を適用します。

通 信 料 の 適 用		
(5) 帯域利用に係る回線卸F O M Aの定額通信料の適用	1卸F O M A契約ごとに	
	区 分	単 位 定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの 203,270円
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに 20,327円
(13) 帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用	1卸X i 契約ごとに	
	区 分	単 位 定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの 203,270円

		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	20,327円
(16) 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用	1 卸5G契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの 10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	203,270円 20,327円

（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和5年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第5（U S I Mカードの貸与等に係る費用）の規定にかかわらず、U S I Mカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
U S I Mカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は4 F F	258円	卸F O M Aサービス、卸X iサービス又は卸5Gサービスでの利用が可能です。

附 則（令和5年6月12日経企第937号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年6月16日から実施します。

附 則（令和5年10月4日経企第2364号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年10月11日から実施します。

附 則（令和5年11月21日経企第2944号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

附 則（令和5年12月19日経企第3303号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年12月28日から実施します。

（料金の実績に基づく基本使用料の精算）

- 2 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表第1（基本使用料）の規定にかかわらず、(2) 第2種卸F O M A契約に係る回線卸F O M Aの基本使用料の適用、(6) 第2種卸X i契約に係る回線卸X iの基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料の適用に規定する回線卸F O M A、回線卸X i及び回線卸5Gの基本使用料について、令和4年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和4年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

基 本 使 用 料 の 適 用			
(2) 第 2 種卸 F O MA 契約に係る 回線卸 F OMA の基本使用料の 適用	1 回線卸 F OMA 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 F OMA 特定接続プラン		69円
(6) 第 2 種卸 X i 契約に係る回線 卸 X i の基本使 用料の適用	1 回線卸 X i 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 X i 特定 接続プラン	① ②以外	69円
		② L PWA	
(8) の 2 第 2 種 卸 5 G 契約に係 る回線卸 5 G の 基本使用料の適 用	1 回線卸 5 G 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 5 G 特定接続プラン		69円

（料金の実績に基づく通信料の精算）

- 3 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）に基づき、料金表第1表第2（通信料）の規定にかかわらず、(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用及び(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料について、令和4年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和4年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

通 信 料 の 適 用		
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	1卸FOMA契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに
(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用	1卸Xi契約ごとに	
	区 分	単 位
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに

		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	19,979円
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用	1 卸5G契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	199,799円
		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	19,979円

附 則（令和6年2月27日経企第4114号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年3月7日から実施します。

附 則（令和6年3月18日経企第4451号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年3月29日から実施します。

（基本使用料の額）

2 当社は、この改正規定実施の日から令和6年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第1（基本使用料）の規定にかかわらず、(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用、(6) 第2種卸Xi契約に係る回線卸Xiの基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料の適用に規定する回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの基本使用料について、次表に規定する額を適用します。

基 本 使 用 料 の 適 用			
(2) 第 2 種卸 F O MA 契約に係る 回線卸 F OMA の基本使用料の 適用	1 回線卸 F OMA 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 F OMA 特定接続プラン		65円
(6) 第 2 種卸 X i 契約に係る回線 卸 X i の基本使 用料の適用	1 回線卸 X i 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 X i 特定 接続プラン	① ②以外	65円
		② L PWA	
(8) の 2 第 2 種 卸 5 G 契約に係 る回線卸 5 G の 基本使用料の適 用	1 回線卸 5 G 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸 5 G 特定接続プラン		65円

(定額通信料の額)

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和6年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)第2(通信料)の規定にかかわらず、(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13)帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用及び(16)の2帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料について、次表に規定する額を適用します。

通 信 料 の 適 用			
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	1 卸FOMA契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料 (月額)
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	156,446円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円
(13) 帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用	1 卸Xi契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料 (月額)
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	156,446円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用	1 卸5G契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料 (月額)
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	156,446円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,644円

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和6年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)第5(USIMカードの貸与等に係る費用)の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
U S I Mカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	P l u g - i n U I C C、 M i n i - U I C C、又は4 F F	208円	卸F O M Aサービス、卸X iサービス又は卸5 Gサービスでの利用が可能です。

附 則（令和6年4月12日経企第237号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年4月22日から実施します。

附 則（令和6年9月5日経企第2535号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年9月13日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている卸F O M A契約、卸X i契約及び卸5 G契約における次の表の左欄に規定する契約の締結手続き等は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄に規定する契約の締結手続き等とみなして取り扱います。

第5条の2 契約の種別	第31条の22 契約の種別
第16条 契約の種別	
第31条の2 契約の種別	
第6条 事前調査の申込み	第31条の23 事前調査の申込み
第17条 事前調査の申込み	
第31条の3 事前調査の申込み	
第7条 事前調査の受付及び順序	第31条の24 事前調査の受付及び順序
第18条 事前調査の受付及び順序	
第31条の4 事前調査の受付及び順序	
第8条 事前調査の回答	第31条の25 事前調査の回答
第19条 事前調査の回答	
第31条の5 事前調査の回答	

第9条 卸FOMAサービスの契約申込み	第31条の26 卸携帯電話サービスの契約申込み
第20条 卸Xiサービスの契約申込み	
第31条の6 卸5Gサービスの契約申込み	
第10条 卸FOMAサービスの契約申込みの取止め	第31条の27 卸携帯電話サービスの契約申込みの取止め
第21条 卸Xiサービスの契約申込みの取止め	
第31条の7 卸5Gサービスの契約申込みの取止め	
第11条 卸FOMAサービスの契約申込みの承諾	第31条の28 卸携帯電話サービスの契約申込みの承諾
第22条 卸Xiサービスの契約申込みの承諾	
第31条の8 卸5Gサービスの契約申込みの承諾	
第11条の2 電気通信設備の設置又は改修	第31条の29 電気通信設備の設置又は改修
第23条 電気通信設備の設置又は改修	
第31条の9 電気通信設備の設置又は改修	
第11条の3 通信用ソフトウェアの開発	第31条の30 通信用ソフトウェアの開発
第24条 通信用ソフトウェアの開発	
第31条の10 通信用ソフトウェアの開発	
第11条の4 その他の工事	第31条の31 その他の工事
第25条 その他の工事	
第31条の11 その他の工事	

第11条の5 その他の提供条件	第31条の32 その他の提供条件
第26条 その他の提供条件	
第31条の12 その他の提供条件	
第11条の6 標準的提供期間	第31条の33 標準的提供期間
第27条 標準的提供期間	
第31条の13 標準的提供期間	
第11条の7 接続点の設置	第31条の34 接続点の設置
第27条の2 接続点の設置	
第31条の14 接続点の設置	
第12条 試験の実施	第31条の35 試験の実施
第28条 試験の実施	
第31条の15 試験の実施	
第13条 移動無線装置に係る確認試験の実施	第31条の36 移動無線装置に係る確認試験の実施
第29条 移動無線装置に係る確認試験の実施	
第31条の16 移動無線装置に係る確認試験の実施	
第13条の2 業務支援システムの利用に関する申込み	第31条の37 業務支援システムの利用に関する申込み
第29条の2 業務支援システムの利用に関する申込み	
第31条の17 業務支援システムの利用に関する申込み	
第13条の3 USIMカードの貸与に係る請求	第31条の38 USIMカードの貸与等に係る請求
第29条の3 USIMカードの貸与等に係る請求	
第31条の18 USIMカードの貸与等に係る請求	

第14条 提供申込者等が卸FOMAサービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	第31条の39 提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り
第30条 提供申込者等が卸Xiサービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	
第31条の19 提供申込者等が卸5Gサービスの提供に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	
第14条の2 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の取扱い	第31条の40 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の取扱い
第30条の2 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の取扱い	
第31条の20 当社の通信用建物等に接続点を設置する場合の取扱い	
第15条 その他の提供条件	第31条の41 その他の提供条件
第31条 その他の提供条件	
第31条の21 その他の提供条件	
第32条 卸FOMA契約の単位	第49条の11 卸携帯電話契約の単位
第41条 卸Xi契約の単位	
第49条の2 卸5G契約の単位	
第33条 卸FOMA契約上の地位の移転又は承継	第49条の12 卸携帯電話契約上の地位の移転又は承継
第42条 卸Xi契約上の地位の移転又は承継	
第49条の3 卸5G契約上の地位の移転又は承継	
第34条 卸FOMA契約の変更	第49条の13 卸携帯電話契約の変更
第43条 卸Xi契約の変更	
第49条の4 卸5G契約の変更	

第35条 卸FOMAサービスの利用中止	第49条の14 卸携帯電話サービスの利用中止
第44条 卸Xiサービスの利用中止	
第49条の5 卸5Gサービスの利用中止	
第36条 卸FOMAサービスの利用停止	第49条の15 卸携帯電話サービスの利用停止
第45条 卸Xiサービスの利用停止	
第49条の6 卸5Gサービスの利用停止	
第37条 卸FOMA契約者が行う卸FOMA契約の解除	第49条の16 契約者が行う卸携帯電話契約の解除
第46条 契約者が行う卸Xi契約の解除	
第49条の7 契約者が行う卸5G契約の解除	
第38条 当社が行う卸FOMA契約の解除	第49条の17 当社が行う卸携帯電話契約の解除
第47条 当社が行う卸Xi契約の解除	
第49条の8 当社が行う卸5G契約の解除	
第39条 卸FOMAサービスの廃止	第49条の18 卸携帯電話サービスの廃止
第48条 卸Xiサービスの廃止	
第49条の9 卸5Gサービスの廃止	
第40条 その他の提供条件	第49条の19 その他の提供条件
第49条 その他の提供条件	
第49条の10 その他の提供条件	

附 則（令和6年12月19日経企第4419号）

（実施期日）

- この改正規定は、令和6年12月27日から実施します。
（料金の実績に基づく基本使用料の精算）
- 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）及び「接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）（令和6年3月29日総基料第55号）」に基づき、料金表第1表第1（基本使用料）の規定にかかわらず、(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用、(6) 第2種卸Xi契約に係る回線卸Xiの基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5G契約に係る回線卸5Gの基本使用料の適用に規定する回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの基本使用料について、令和5年度に適用していた料金額と次表に規定する

料金額との差額に、令和5年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

基 本 使 用 料 の 適 用			
(2) 第 2 種卸 F O MA 契約に係る 回線卸 F OMA の基本使用料の 適用	1 回線卸 F OMA 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月 額）	
	卸 F OMA 特定接続プラン	65 円	
(6) 第 2 種卸 X i 契約に係る回線 卸 X i の基本使 用料の適用	1 回線卸 X i 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月 額）	
	卸 X i 特定 接続プラン	① ②以外	65 円
		② L PWA	
(8) の 2 第 2 種 卸 5 G 契約に係 る回線卸 5 G の 基本使用料の適 用	1 回線卸 5 G 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別	基本使用料の額（月 額）	
	卸 5 G 特定接続プラン	65 円	

（料金の実績に基づく通信料の精算）

- 3 当社は、第112条の2（料金の実績に基づく精算）及び「接続料算定における費用配賦の見直しについて（要請）（令和6年3月29日総基料第55号）」に基づき、料金表第1表第2（通信料）の規定にかかわらず、(5)帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13)帯域利用に係る回線卸Xiの定額通信料の適用及び(16)の2 帯域利用に係る回線卸5Gの定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸Xi及び回線卸5Gの定額通信料について、令和5年度に適用していた料金額と次表に規定する料金額との差額に、令和5年度の需要の実績値を乗じて得た額を、提供申込者等と精算します。

通 信 料 の 適 用			
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	1 卸FOMA契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	150,424円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,042円

(13) 帯域利用に係る回線卸X iの定額通信料の適用	1 卸X i 契約ごとに	
	区 分	単 位
	定額通信料 (月額)	
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	150,424円
	10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,042円
(16)の2 帯域利用に係る回線卸5 Gの定額通信料の適用	1 卸5 G 契約ごとに	
	区 分	単 位
	定額通信料 (月額)	
(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	150,424円
	10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	15,042円

附 則 (令和7年2月21日経企第5439号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年3月4日から実施します。

(料金の適用)

- 2 第49条の18 (卸携帯電話サービスの廃止) の規定によりあらかじめ対面等説明を行ったとおり、令和8年3月31日に卸FOMAサービスを廃止する予定であることに従い、予定のとおり当該サービスを廃止する場合、料金表第1表第1 (基本使用料) (2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用及び料金表第1表第2 (通信料) (5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用に規定する令和8年4月1日以降の料金額は適用しないものとする。

附 則 (令和7年3月19日経企第6189号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年3月31日から実施します。

(基本使用料の額)

- 2 当社は、この改正規定実施の日から令和7年3月31日までの間において、料金表第1表 (料金) 第1 (基本使用料) の規定にかかわらず、(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用、(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用及び(8)の2 第2種卸5 G契約に係る回線卸5 Gの基本使用料の適用に規定する回線卸FOMA、回線卸X i 及び回線卸5 Gの基本使用料について、次表に規定する額を適用します。

基 本 使 用 料 の 適 用	
(2) 第2種卸FOMA契約に係る回線卸FOMAの基本使用料の適用	1 回線卸FOMA契約ごとに
	基本使用料の料金種別
	基本使用料の額 (月額)
	卸FOMA特定接続プラン
	63円

(6) 第2種卸X i 契約に係る回線卸X i の基本使用料の適用	1 回線卸X i 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸X i 特定 接続プラン	① ②以外	63円
		② L PWA	
(8) の 2 第2種卸5 G 契約に係る回線卸5 G の基本使用料の適用	1 回線卸5 G 契約ごとに		
	基本使用料の料金種別		基本使用料の額（月額）
	卸5 G 特定接続プラン		63円

（定額通信料の額）

- 3 当社は、この改正規定実施の日から令和7年3月31日までの間において、料金表第1表（料金）第2（通信料）の規定にかかわらず、(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用、(13) 帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用及び(16) の2 帯域利用に係る回線卸5 G の定額通信料の適用に規定する帯域利用に係る回線卸FOMA、回線卸X i 及び回線卸5 G の定額通信料について、次表に規定する額を適用します。

通 信 料 の 適 用			
(5) 帯域利用に係る回線卸FOMAの定額通信料の適用	1 卸FOMA契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	128,625円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	12,862円
(13) 帯域利用に係る回線卸X i の定額通信料の適用	1 卸X i 契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	128,625円
		10Mb/sを超える1.0Mb/sごとに	12,862円
(16) の 2 帯域利用に係る回線卸5 G の定額通信料の適用	1 卸5 G 契約ごとに		
	区 分	単 位	定額通信料（月額）
	(ア) GTP接続	10Mb/sのもの	128,625円

		10Mb/sを超える1.0Mb/s ごとに	12,862円
--	--	--------------------------	---------

(USIMカードの貸与に係る費用の額)

- 4 当社は、この改正規定実施の日から令和7年3月31日までの間において、料金表第1表(料金)第5(USIMカードの貸与等に係る費用)の規定にかかわらず、USIMカードの貸与に係る費用について、次表に規定する額を適用します。

区 分	単 位	形 状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	213円	卸FOMAサービス、卸Xiサービス又は卸5Gサービスでの利用が可能です。